明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和六十年十二月十三日

○国第百三回会 参議院会議録第八号

昭和六十年十二月十三日（金曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第八号
昭和六十年十二月十三日
午前十時開議
第一　関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
第三　許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　特定石油製品輸入暫定措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長（木村睦男君）　これより会議を開きます。
日程第一　関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長山本富雄君。

審査報告書
関税暫定措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十年十二月十日
大蔵委員長　山本　富雄
参議院議長　木村　睦男殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ、パーム油、新開用紙、電子式ディジタル自動データ処理機械等の関税率の撤廃又は引下げを図る等の所要の改正を行おうとするものであつて、おおむむ妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法律施行に伴う昭和六十年度一般会計の関税減収見込額は、約二百億円である。

附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一、関税率の引下げに当たつては、国内産業への影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業の体質改善を併せ考えつつ、輸入の促進を図り、もつて国民生活の安定に寄与するよう努めること。
二、世界経済における我が国の立場を踏まえ、国際的協調特に開発途上国への協力等を通じ、世界経済の発展に今後とも積極的役割を果たし得るよう努めること。
三、伸長する輸出入貿易に伴う税関業務の増大に加え、覚せい剤、銃砲等の取締りが大きな社会的問題となつていることにかんがみ、業務処理体制等の一層の見直しを行うことにより、税関業務の効率的、重点的運用に努めること。また、税関職員の特殊な職務を考慮して要員の確保と処遇の改善に努めること。
右決議する。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十年十二月六日
衆議院議長　坂田　道太
参議院議長　木村　睦男殿

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
関税暫定措置法の一部を改正する法律
関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「別表第一」を「別表第一（A）又は（B）」に、「同表」を「これらの表」に改め、同条第二項中「別表第一の二（A）」を「別表第一の二（B）に掲げる物品で昭和六十年十二月三十一日までに輸入されるもの」を削り、「これらの表」を「同表」に改める。
第八条の二第一項第二号中「別表第一」を「別表第一（A）又は（B）」に、「同表」を「これらの表」に、「別表第一の二（A）及び（B）の税率並びに」を「別表第一の二の税率及び」に改め、同項第三号中「別表第一」を「別表第一（A）又は（B）」に、「同表」を「これらの表」に改める。
第八条の六第二項中「第二条第二項の規定」を「第二条第一項の規定（別表第一（B）に掲げる物品に係る部分に限る。）又は同条第二項の規定」に改め、同条第三項中「前項」を「第二条第二項の規定の適用を受ける物品につき前項」に改め、「第二条第一項に規定する物品」の下に「（別表第一（A）に掲げる物品に限る。）」を加え、「別表第一」を「別表第一（A）」に改め、同条第五項中「別表第一」を「別表第一（A）」に改める。
第八条の七中「別表第一」を「別表第一（A）又は（B）」に、「同表」を「これらの表」に改める。
附則第二項を削り、附則第三項中「以下「改正法」を「以下この項において「改正法」」に、「以下「新法」を「以下この項及び次項において「新法」」に改め、同項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とし、附則に次の一項を加える。
5　関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）による改正後の関税暫定措置法（以下この項において「新法」という。）別表第一（B）に掲げる物品の輸入が新法第八条の六第二項において準用する関税定率法第九条の二第一項の規定に該当することとなる場合におけるこれらの物品に課する関税の率については、改正法の施行の日の前日にこれらの物品が輸入されたとした場合に適用することとされていた税率とする。ただし、次の表に掲げる物品については、それぞれ同表に定める税率とする。

関税定率法別表の番号	品名	税率
四八・〇一	二　その他のもの ㈢　包装用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）のうちクラフト紙及びクラフトライナー 昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの	八・五％
	昭和六一年四月一日から昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	七・七％

四八・〇七	昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	七％
	紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。） 二　その他のもの (九)　その他のもののうち 歴青物質を塗布したもの及びバライタペーパー以外のもののうち 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙以外のもの 昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの	四・八％
	昭和六一年四月一日から昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	四・四％
	昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	四％

別表第一を次のように改める。

別表第一　暫定関税率表（第二条、第八条の二、第八条の六、第八条の七、附則第五項関係）

（A）

関税定率法別表の番号	品名	税率
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）のうち 馬（サラブレッド種、準サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この号において「軽種馬」という。）にあつては競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨、軽種馬以外のものにあつてはその旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。）	一頭につき四、〇〇〇、〇〇〇円
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）のうち 水牛以外のもの（改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。） (1)　一頭当たりの重量が三〇〇キログラム以下のもの (i)　肉用として肥育される牛について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (ii)　その他のもの (2)　その他のもの	無税
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）のうち 改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの以外のもの (1)　一頭当たりの重量が五〇キログラム以下のもの (2)　その他のもの	一頭につき四五、〇〇〇円 一頭につき七五、〇〇〇円 一〇％
〇二・〇一	(i)　一頭当たりの課税価格が政令で定める規格の豚肉について畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三六年法律第一八三号）第三条第一項の規定により定められている一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格の合計額の二分の一に相当する額として大蔵大臣が定める額（以下この号、第〇二・〇一号、第〇二・〇六号及び第一六・〇二号において「基準輸入価格」という。）のうちはく皮した枝肉に係るものに五四を乗じ、これを一・一で除して得た額以下のもの (ii)　その他のもの 肉及び食用のくず肉（第〇一・〇一号、第〇一・〇二号、第〇一・〇三号又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。） 一　牛の肉及びくず肉のうち 臓器及び舌 二　豚の肉及びくず肉のうち (1)　枝肉 (i)　はく皮したもの 1　課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・〇五で除して得た額以下のもの 2　その他のもの (ii)　はく皮してないもの 1　課税価格が一キログラムにつき、はく皮してない枝肉に係る基準輸入価格を一・〇五で除して得た額以下のもの 2　その他のもの (2)　その他のもの（臓器を除く。） (i)　課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・七八七五で除して得た額以下のもの	一頭につき、当該基準輸入価格に五四を乗じて得た額と課税価格との差額 一〇％ 一五％ 一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額 五％ 一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額 五％ 一キログラムにつき、当該基準輸入価格を〇・七五で除して得た額と課税価格と

	(ii) その他のもの	五％
〇二・〇二	三　家きん（鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きていないものに限る。）及びその食用のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。）のうち	無税
	(1) 七面鳥	五％
	(2) あひる	一〇％
	(3) 鶏（骨付きのももを除く。）	一四％
	(4) その他のもの（鶏の骨付きのももを除く。）	一二・五％
〇二・〇四	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）	無税
	二　その他のもの	
〇二・〇六	肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水漬け、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。）	
	一　ハム及びベーコン	
	(1) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの	一キログラムにつき、当該基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額
	(2) その他のもの	一〇％
	二　その他のもののうち	
	(1) 豚の肉及びくず肉	
	(i) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得たもの	一キログラムにつき、当該基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額
	(ii) その他のもの	一〇％
	(2) 牛の肉及びくず肉	一キログラムにつき一九〇円
〇三・〇一	魚（生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）	
	一　観賞用のもの	
	(1) こい及び金魚	五％
	(2) その他のもの	二・五％
	二　その他のもの	
	(一) その他のもの	
	A　にしん（クルペア属の魚）及びその卵、たら（ガドゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚）及びその卵、ぶり（セリオーラ属の魚）、さば（スコンベル属の魚）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚）、あじ（トラクルス属及びデカプテルス属の魚）並びにさんま（コロラビス属の魚）のうちにしんの卵（冷凍のものに限る。）	六％
	B　その他のもの	五％
〇三・〇二	魚（塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る。）及びくん製の魚（くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。）	
	一　魚卵のうち	
	(1) にしん（クルペア属の魚）のもの（こんぶかずのこを除く。）	一二％
	(2) さけ又はますのもの	五％
	(3) その他のもの（たら（ガドゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚）のもの及びこんぶかずのこを除く。）	四％
	二　その他のもの	
	(一) 塩蔵、塩水漬け又は乾燥のもののうちさけ又はます（ミールを除く。）	一二％
〇三・〇三	甲殻類及び軟体動物（殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る。）並びに単に水煮した殻付きの甲殻類	
	一　えび	
	(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの	四％
	(二) その他のもの	六％
	二　その他のもの	
	(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもののうち	
	(1) はまぐり	五％
	(2) かに	六％
	(二) その他のもののうち	
	はまぐり（塩蔵又は塩水漬けのものに限る。）	七・五％
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。）	
	二　粉乳（塊状にし又は成型したものを含む。）	
	(一) 脱脂したもの	

	(1) 砂糖を加えたもの	三五％
	(2) その他のもの	二五％
	(ニ) その他のもの	三〇％
	三 その他のもののうち	
	砂糖を加えてないもの	
	(1) 調製したホエイ（粉状又は粒状のもので、乳幼児用調製粉乳の原料として使用されるものに限る。）	一〇％
	(2) その他のもの	二五％
		三五％
○四・〇三	バター	三五％
○四・〇四	チーズ及びカード	
	一 プロセスチーズ	
	二 その他のもののうち	
	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの（プロセスチーズの原料として使用されるものに限る。）	無税
○四・〇五	鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥その他貯蔵に適する処理をしたものに限るものとし、甘味を付けたものであるかどうかを問わない。）	
	二 その他のもの	
	(ニ) その他のもののうち	
	全卵粉以外のもの	二五％（その率が一キログラムにつき六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
○五・〇七	羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（縁を整えてあるかどうかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	無税
	二 その他のもの	
○五・一四	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥したものであるかどうかを問わない。）並びに医療用品の調製に用いる動物性生産品で生鮮のもの又は冷蔵、冷凍その他の方法により一時的に保存したもの	五％
	三 その他のもの	
○五・一五	動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの	無税
	七 乾燥した血	二・五％
○六・〇四	八 その他のもの	五％
	樹木、灌木その他の植物の葉、枝その他の部分（切花を除く。）、こけ、地衣及び草（生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	
○七・〇一	野菜（生鮮又は冷蔵のものに限る。）のうち	一〇％
	(1) たまねぎ	
	(i) 課税価格が一キログラムにつき六七円以下のもの	無税
	(ii) 課税価格が一キログラムにつき六七円を超え、七三円七〇銭以下のもの	五％
	(iii) 課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの	一〇％
○七・〇三	(2) その他のもの（ばれいしょ及びトマトを除く。）	一〇％
	野菜（塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限るものとし、そのまま食用に供するために特に調製したものを除く。）のうち	一〇％
○七・〇五	なす（一個当たりの重量が二〇グラム以下のものに限る。）、わらび及びらっきょう	一〇％
	乾燥した豆（さやのないもので、皮を除いてあるか、又は割つてあるかどうかを問わない。）	
	一 あずき	一〇％
	二 そら豆及びえんどう	一〇％
	四 その他のもの	一〇％
○八・〇一	なつめやしの実、バナナ、ココやしの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）	
	一 バナナ	
	(ニ) 生鮮のもの	
	(1) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	四〇％
	(2) 毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの	五〇％
	(ニ) 干しバナナ	七・五％
	三 なつめやしの実	無税
	四 その他のもののうち	
	(1) ココやしの実及びブラジルナット	一〇％
	(2) その他のもの（カシューナットを除く。）	六％
○八・〇二	かんきつ類の果実（生鮮又は乾燥のものに限る。）	
	一 レモン及びライム	五％
	三 グレープフルーツ	
	(1) 毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	二〇％
	(2) 毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	四〇％

○八・○三	いちじく（生鮮又は乾燥のものに限る。） 一　生鮮のもの	一〇％
○八・○四	ぶどう（生鮮又は乾燥のものに限る。） 一　生鮮のもののうち 毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	一三％
○八・○五	二　干しぶどう (1)　缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） (2)　その他のもの ナット（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一号に該当するするものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。） 一　くり 二　くるみ 四　その他のもののうち (1)　甘扁桃（あんにん）仁 (2)　ヘーゼルナット (3)　マカダミアナット、ピスタチオナット及びペカン	六％ 二％ 一六％ 一六％ 四％
○八・○七	核果（生鮮のものに限る。）	一〇％
○八・○九	その他の果実（生鮮のものに限る。） (1)　パパイヤ (2)　キウイフルーツ (3)　その他のもの	九％ 八％ 一〇％
○八・一〇	冷凍果実（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。）のうち (1)　パイナップル (2)　ベリー（ストロベリーを除く。）	四％ 二八％
○八・一一	一時的に貯蔵した果実（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） 一　パナナ (1)　毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの (2)　毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの 三　その他のもののうち (1)　グレープフルーツ (i)　毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの (ii)　毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	一〇％ 四〇％ 五〇％ 二〇％ 四〇％
○八・一二	(2)　くり 乾燥果実（第〇八・〇一号、第〇八・〇二号、第〇八・〇三号、第〇八・〇四号又は第〇八・〇五号に該当するものを除く。） (1)　プルーン (2)　ベリー (3)　その他のもの	一六％ 四％ 一二％ 一五％
○八・一三	メロンの皮及びかんきつ類の果皮（生鮮、冷凍又は乾燥のもの及び塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限る。）	二・五％
○九・○一	コーヒー（いってあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物 一　コーヒー (二)　その他のもの	二〇％
○九・○二	茶 一　紅茶 (一)　小売容器入りのもの (二)　その他のもの 二　その他のもの (一)　その他のもの	二〇％ 五％ 二〇％
○九・○四	こしょう属のペッパー及びとうがらし属又はピメンタ属のピメント 二　その他のもの (一)　粉砕し又は混合したもの	五％
○九・○九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニパーの種 二　その他のもの (一)　粉砕し又は混合したもの	五％
○九・一〇	タイム、サフラン、月けい樹の葉及びその他の香辛料 一　カレー 三　その他のもの (一)　その他のもの A　粉砕し又は混合してないもの (a)　しようが B　粉砕し又は混合したもの (a)　しようが	一六％ 五％ 五％
○一・○一	小麦及びメスリンのうち 小麦	無税
○一・○二	ライ麦	五％
○一・○三	大麦及び裸麦	無税

一〇・〇四	オートのうち 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
一〇・〇五	とうもろこしのうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (i) コーンスターチの製造に使用するもの (ii) コーンフレーク、ポップコーン、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの（ポップコーンの製造に使用するものにあつては、爆裂種のものに限る。） (iii) その他のもの (2) その他のもの	無税
一〇・〇六	米 ひき割り穀物及び穀物のミール並びにその他の加工穀物（ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの、研磨したもの、真珠形にとう精したものその他これらに類する加工穀物に限るものとし、第一〇・〇六号に該当する米を除く。）並びに穀物の胚芽で全形のもの、ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの及びひいたもの 一　小麦、オート、とうもろこし又は米のもの（胚芽のものを除く。）のうち オートのもの	一キログラムにつき一五円 無税 一〇％
一一・〇二		無税
一一・〇四	豆（第〇七・〇五号に該当するものに限る。）又は果実（第八類に該当するものに限る。）の粉並びにサゴやしの髄又は第〇七・〇六号に該当する根若しくは塊茎の粉及びミール 一　豆の粉	二〇％
一一・〇七	麦芽（いつてあるかどうかを問わない。）のうち (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (i) 泥炭でくん蒸したもの (ii) その他のもの (2) その他のもの	無税 五％
一二・〇一	採油用に適する種及び果実（割つてあるかどうかを問わない。） 一　大豆 二　落花生 三　菜種及びからし菜の種 七　サフラワーの種	一キログラムにつき三〇円 無税 一〇％ 無税 無税
一二・〇三	繁殖用の種、果実及び胞子 一　野菜の種 四　その他のもの (1) タマリンドの種 (2) その他のもの	無税 五％ 無税
一二・〇七	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含むものとし、全形のもの又は切り、砕き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。） 一　セメンシナその他サントニン採取用のもの 一二　その他のもののうち キューベ根以外のもの	無税 五％
一二・〇八	チコリーの根（切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限る。）及びローカストビーン（生鮮又は乾燥のもので、砕いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）並びに主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの 五　その他のもの	五％
一三・〇二	セラック、シードラック、スチックラックその他のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム 二　シードラック	一〇％（その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一三・〇三	三　セラックその他の精製ラック	二〇％（その率が一キログラムにつき五〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一四・〇五	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー 六　除虫菊エキス 植物性生産品（他の号に該当するものを除く。） 一　海草（乾燥したものを含む。） (ハ) その他のもののうち あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属、こんぶ属及びふのり属のもの以外のもの 五　その他のもののうち	一〇％
		無税

	(1) 除虫菊かす及びナットの殻（ナットの殻にあつては、粉砕してあるかどうかを問わない。）	無税
	(2) 水ごけ	五％
一五・〇一	ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出又は溶剤抽出によつて得たもの	
	一　豚脂	
	(イ) 酸価が一・三を超えるもの	無税
	(ロ) その他のもの	一キログラムにつき一〇円
一五・〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（溶出し又は溶剤により抽出してないものに限る。）並びにこれから溶出又は溶剤抽出によつて得た牛脂、羊脂及びやぎ脂（プルミエジュスを含む。）	
	一　牛脂	無税
	二　その他のもの	無税
一五・〇三	ラードステアリン、オレオステアリン及びタローステアリン並びにラード油、オレオ油及びタロー油で乳化、混合その他の調製をしてないもの	五％
一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	
	一　ウールグリース	二・五％
	二　その他のもの	五％
一五・〇七	植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。）	
	一　大豆油	
	(イ) 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
	(ロ) その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	二　落花生油	
	(イ) 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
	(ロ) その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	三　菜種油及びからし種油	
	(イ) 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
	(ロ) その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	四　ひまわり油	
	(イ) 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
	(ロ) その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	五　綿実油	一キログラムにつき一七円
	七　やし油	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	八　パーム油及びパーム核油	八％
	一〇　ひまし油	七・二％
	一一　カメリア油	五％
	一三　漆ろう及びはぜろう	五％
	一四　その他のもの	
	(イ) 酸価が〇・六を超えるもの	
	(1) とうもろこし油	一キログラムにつき一〇円
	(2) その他のもの	一キログラムにつき一七円
	(ロ) その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一六・〇二	肉又はくず肉のその他の調製品	
	二　その他のもの	
	(イ) その他のもののうち	
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（つなぎを除く原料肉塊が豚肉のものに限る。）並びにその他の豚の肉塊（一個当たりの重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成る調製品（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかどうかを問わない。）　課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの	一キログラムにつき、当該基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額
	(ロ) その他のもの	一〇％
一六・〇五	甲殻類又は軟体動物の調製品	
	その他のもの	

	二　その他のもののうち いか	
一七・〇一	てん菜糖及びかんしや糖（固体のものに限る。）	一五％
	二　その他のもの	
	(一)　その他のもの	
	B　その他のもの	
一七・〇二	その他の糖類（固体のものに限る。）並びに糖水（香味料又は着色料を加えたものを除く。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。）及びカラメル	一キログラムにつき五七円
	八　その他のもの	
	(一)　その他のもの	
	B　その他のもののうち	
	ハイ・テスト・モラセス（グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するものに限る。）	五％
一七・〇三	糖みつ	
	二　その他のもの	
	(一)　糖分をしよ糖として計算した重量が全重量の六〇％以下のもの	
	B　その他のもののうち	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	五％
	(二)　その他のもの	
	B　その他のもののうち	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	五％
一七・〇四	砂糖菓子（ココアを含有するものを除く。）	
	一　チューインガム	三〇％
	二　その他のもの	
	(一)　その他のもの	
一八・〇三	ココアペースト（塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。）のうち	三五％
	脱脂してないもの	
一八・〇四	カカオ脂	一〇％
一八・〇五	ココア粉（甘味を付けたものを除く。）	二一・五％
一八・〇六	チョコレートその他ココアを含有する調製食料品	二一・五％
	一　チョコレート菓子	二〇％
一九・〇二	麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品（ココアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇％に満たないものに限る。）	
	二　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもののうち	
	ケーキミックス以外のもの	
	しよ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの	二四％
	その他のもの	二八％
	(二)　その他のもののうち	
	ケーキミックス以外のもの	一六％
一九・〇三	マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品のうち	
	ビーフン以外のもの	一キログラムにつき四〇円
一九・〇七	食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	一二％
	一　食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品	
一九・〇八	パイ、ビスケット、スポンジケーキ、クッキーその他これらに類するベーカリー製品（ココアを含有しているかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもののうち	
	(1)　ビスケット、クッキー及びクラッカー	二四％
	(2)　その他のもの（あられ、せんべいその他の米菓を除く。）	三〇％
	二　その他のもののうち	
	(1)　ビスケット、クッキー及びクラッカー	二〇％
	(2)　その他のもの（あられ、せんべいその他の米菓を除く。）	二五％
二〇・〇一	食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実（砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもの	
	(1)　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ブリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	
	(2)　その他のもの	
	二　その他のもの	
	(1)　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ブリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	一〇％
	(2)　その他のもの	一五％
		一〇％

	(2) マンゴー及びマンゴスチン	九％
	(3) その他のもの	一二％
二〇・〇二	調製した野菜（食酢又は酢酸で調製したものを除く。）	
	一　砂糖を加えたもののうち	
	豆（さや付きのものを除く。）	二八％
	二　その他のもの	
	(一) トマトピューレー及びトマトペースト	二〇％
	(二) その他のもののうち	
	アスパラガス	
	缶詰、瓶詰又はつぼ詰（気密のものに限る。）のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの	一六％
	その他のもの	二〇％
	グリーンピース以外の豆（さや付きのものを除く。）	二〇％
二〇・〇三	冷凍果実（砂糖を加えたものに限る。）のうち	
	パイナップル	二八％
	その他のもの（サワーチェリー及びベリーを除く。）	二〇％
二〇・〇五	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、フルーツピューレー及びフルーツペースト（加熱して調製したものに限るものとし、砂糖を加えてあるかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもののうち	
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	二八％
	二　その他のもののうち	
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	二〇％
二〇・〇六	その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの	
	(一) パイナップル	五五％
	(二) その他のもののうち	
	桃及びなしのうち	
	パルプ状にしたもの（砂糖を加えたもので、缶詰、瓶詰若しくはつぼ詰のもの又は砂糖を加えてない桃に限る。）	二五％
	さくらんぼ及びアプリコットのうち	
	パルプ状にしたもの	二五％
	その他のもの（ミックスドフルーツ、フルーツサラダ、フルーツカクテル、ベリー、プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ、マンゴスチン、カシューナット及びその他のいつたナットを除く。）のうち	
	パルプ状にしたもの以外のもの	二八％
	二　その他のもの	
	(一) パイナップル	五五％
	(二) その他のもののうち	
	桃及びなしのうち	
	パルプ状にしたもの（缶詰、瓶詰又はつぼ詰のものに限る。）	二〇％
	さくらんぼのうち	
	パルプ状にしたもの（缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを除く。）	二〇％
	ナット（いつた落花生及びいつてないカシューナットを除く。）及びアプリコットのうち	
	パルプ状にしたもの	二〇％
	その他のもの（ミックスドフルーツ、フルーツサラダ、フルーツカクテル、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ、マンゴスチン、プルーン、いつた落花生及びいつてないカシューナットを除く。）のうち	
	パルプ状にしたもの以外のもの	二〇％
二〇・〇七	果汁（ぶどう搾汁を含む。）及び野菜ジュース（砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。）	
	一　野菜ジュース	
	(一) 砂糖を加えたもののうち	
	トマトジュース	二五％
	(二) その他のもののうち	
	トマトジュース	二〇％
二一・〇二	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	
	一　コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
	(一) 砂糖を加えたもののうち	
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	二四％
	(二) その他のもののうち	
	A　インスタントコーヒー及びインスタントティーのうち	
	インスタントコーヒー	一四％
二一・〇四	ソースその他の混合調味料	
	一　ソース	
	(一) トマトケチャップ及びトマトソースのうち	
	トマトケチャップ	二〇％
二一・〇七	調製食料品（他の号に該当するものを除く。）	
	二　その他のもの	

	(一) 砂糖を加えたもののうち ピーナツバター スイートコーンのもの その他のもの（しよ糖の重量が全重量の五〇％未満のものに限るものとし、おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもとを除く。）	一二％ 一七・五％ 二八％
	(二) その他のもの B その他のもの (b) その他のもののうち 植物性たんぱく及びスイートコーンのもの ピーナツバター	一二・五％ 一〇％
二二一・〇五	ぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 一 シャンパンその他のスパークリングワイン 二 その他のもの (1) 容量が一五〇リットルを超える容器に入れたもの (2) その他のもの (i) シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒 (ii) その他のもの	一リットルにつき三六〇円 一リットルにつき八〇円 一リットルにつき二二〇円
二二一・〇八	エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。） 二 その他のもののうち アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。以下この号において「酒類用粗留アルコール」という。）のうち、当該酒類用粗留アルコール並びに第二二・〇九号の一の(四)のエチルアルコール及び蒸留酒について、当該年度における かんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量（同号の一の(四)において「共通の限度数量」という。）以内のもの	三八％（その率が一リットルにつき二八〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき一六六円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率） 無税
二二一・〇九	エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (一) ウイスキー B その他のもののうち バーボンウイスキー及びライウイスキー以外のもの (二) ブランデー（コニャックを含む。） B その他のもの (四) その他のもののうち アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）で、共通の限度数量以内のもの	一リットルにつき二四六円四〇銭 一リットルにつき三二五円六〇銭 無税
二二一・〇一	肉、くず肉、魚、甲殻類又は軟体動物の粉及びミール（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かすのうち 魚の粉及びミール (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの	無税 一キログラムにつき一七円 無税
二二一・〇四	オイルケーキその他の植物性の油かす（油さいを除く。） 一 大豆油かす	一二％
二二一・〇七	甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品 二 その他のもののうち (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（気密容器以外の小売容器入りのものに限るものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの及び粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％以上のものを除く。） (2) その他のもののうち (i) 乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの 1 ホワイトヴィール用子牛の育成に使用されるもの 2 その他のもの	無税 一キログラムにつき、七〇円に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに七円を加えた額

	(ii) その他のもの（気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）、関税定率法別表第一二・一〇号又は第二三・〇三号に掲げる物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブルを除く。）	
	1 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（含有糖分をしよ糖とし計算した重量が全重量の五%、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%にそれぞれ満たないもので、粗たんぱく質の含有量が全重量の一二%以上三五%に満たないものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの重量が全重量の一〇%以上のものを除く。）	一五%
	2 その他のもの	一キログラムにつき六〇円
二四・〇二	製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	
	一 製造たばこ	
	(一) 紙巻たばこ	一、〇〇〇本につき三四二円
	(二) 葉巻たばこ	一〇%及び二〇%
	(三) パイプたばこ	三五%
	(四) その他のもの	
	(1) シートたばこ	無税
	(2) その他のもの	四%
	二 たばこのエキス及びエッセンス	無税
二五・〇三	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	無税
二五・〇四	天然黒鉛	
	一 全重量の七五%以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの	無税
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用鉱物性材料（天然のものに限るものとし、熱処理してあるかどうかを問わない。）並びにパミスストーン及びエメリー	
	一 コランダム及びエメリーのうち	
	コランダムサンド及びエメリーサンド（粉状のものを含む。）のうち	
	課税価格が一キログラムにつき三三〇円以上のもの	一二%
二五・二〇	天然石膏、天然無水石膏及び天然石膏を焼いたもの並びに硫酸カルシウムをもととしたプラスター（天然石膏を焼いたもの及びプラスターにあつては、着色してあるかどうかを問わないものとし、歯科用に特に調製したプラスターを除く。）	無税
	二 天然石膏を焼いたもの	無税
二六・〇一	金属鉱（精鉱を含む。）及び焼いた硫化鉄鉱	
	四 マンガン鉱のうち	
	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
二七・〇九	石油及び歴青油（原油に限る。）	
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）	
	一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。）	
	(一) 揮発油	
	A 低重合度の混合アルキレンのうち	
	トリプロピレン	無税
	(二) 灯油	
	B その他のもののうち	
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）	無税
	(四) 重油及び粗油	
	A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	
	(1) 製油の原料として使用されるもの（関税法第五六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製油（これらの物品を原料とする製品で、同法第五九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。）の原料として使用されるもの以外の重油及び粗油（農林漁業の用に供されるものを除く。）について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量	無税
	(2) その他のもの	
	(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たもので、これらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供されるもので、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一キロリットルにつき六四〇円
	(ii) 製油の原料として使用されるもの以外の重油及び粗油（農林漁業の用に供されるものを除く。）について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量	無税

（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの		
(iii) その他のもの		
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超え、〇・九二七三以下のもの		
(1) 製油の原料として使用されるもの		
(2) その他のもの		
(i) 共通の限度数量以内のもの		
(ii) その他のもの		
C 混度一五度における比重が〇・九二七三を超えるもの		
(1) 製油の原料として使用されるもの		
(2) その他のもの		
(i) 共通の限度数量以内のもの		
(ii) その他のもの		
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	
	液化メタンガス	一キロリットルにつき一、六四〇円
二七・一四	石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物	
	二 石油コークスのうち	
	揮発分の含有量が水分を除いた全重量の三％以上のもの	一キロリットルにつき三、九三〇円
二八・〇四	水素、希ガスその他の非金属元素	
	二 けい素	
	(ニ) その他のもののうち	
	けい素の含有量が全重量の九九・九九％に満たないもの	一キロリットルにつき六四〇円
	四 その他のもののうち	
	黄りん	一キロリットルにつき二六〇円
二八・二〇	酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム	一キロリットルにつき一、九三〇円
	一 酸化アルミニウム	無税
	(ニ) その他のもの	
二八・二八	ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	無税
	五 水酸化リチウム	無税
	六 その他のもののうち	
	酸化ベリリウム	無税
二八・二九	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう酸塩その他のふつ素錯塩	無税
	二 フルオロタンタル酸カリウム	無税
	三 その他のもののうち	
	フルオロけい酸ナトリウム（人造クリオライトの製造に使用するものに限る。）	無税
二八・三八	硫酸塩（みょうばんを含む。）及び過硫酸塩	無税
	五 その他のもののうち	
	硫酸カルシウム	無税
二八・三九	亜硝酸塩及び硝酸塩	無税
	二 硝酸ナトリウム	
	(ニ) その他のもの	
二八・四二	炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	無税
	三 炭酸リチウム	無税
二八・四六	ほう酸塩及び過ほう酸塩	無税
	二 その他のもの	
二八・五一	同位元素及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一の化合物であるかどうかを問わないものとし、第二八・五〇号に該当する同位元素及び化合物を除く。）	無税
	一 重水素水	無税
二八・五二	トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物（これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。）	無税
	四 その他のもののうち	
	硝酸ランタン	無税
二九・〇一	炭化水素	
	二 不飽和非環式炭化水素	
	(ニ) ブタジエン	無税
	四 その他のもの	
	(ニ) その他のもののうち	
	五―エチリデン―二―ノルボルネン	無税
二九・〇五	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	無税

二九・一三	二　その他のもの (一)　テルピネオール、メントール及びボルネオールのうち メントール ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一　ケトン官能化合物 (六)　その他のもののうち しょう脳（融点が温度一七五度以上のものを除く。）	二二・四％（その率が一キログラムにつき七二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二九・三一	有機硫黄化合物 四　その他のもののうち エチルキサントゲン酸塩、イソプロピルキサントゲン酸塩及びアミルキサントゲン酸塩	無税
二九・三五	複素環式化合物及びヌクレイン酸 一　フルフラール 九　サントニン	無税 無税
二九・四二	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 二　キナアルカロイド及びその誘導体 (二)　その他のもの 三　その他のもの (一)　カフェイン B　その他のもののうち カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五％に満たないもの	無税 無税 無税 無税
三一・〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） 二　硝酸ナトリウム (二)　その他のもの	無税 無税
三二・〇四	植物性着色料（ダイウッドエキスその他の植物性染色エキスを含むものとし、天然あいを除く。）及び動物性着色料 一　植物性着色料 (二)　バターダイ	無税 四％
三三・〇一	精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）、レジノイド、精油のコンセントレート（冷吸収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）及び精油からテルペンを除く際に生ずるテンペン系副産物 一　精油 (一)　ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油のうち レモングラス油 (三)　その他のもののうち ペパーミント油でメンタアルベンシスから採取したもののうち 政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもののうち 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税 無税 無税 無税 無税 無税
三五・〇二	アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体 一　卵白	一〇％
三五・〇五	デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉及びスターチグルー	二五％（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三八・〇八	ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（第三九・〇五号のエステルガムを除く。）並びにロジンスピリット及びロジン油 一　ロジン 二　ロジンスピリット及びロジン油 三　不均化ロジン及びその誘導体 四　その他のもの	無税 無税 無税 無税
三八・一二	つや出し剤、仕上剤及び媒染剤（調製したもので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。） 二　その他のもののうち でん粉質の物品を主体とするもの	二五％（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三八・一四	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤 一　テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤	無税

三八・一九	化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。） 五　触媒 ㈢　その他のもののうち 自動車の排気ガス浄化用のもの	無税
三九・〇三	ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体（コロジオン及びセルロイドその他可塑化したものを含む。）、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー 二　その他のもの ㈣　その他のもののうち ハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る。）	無税
三九・〇六	その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック（アルギン酸並びにその塩及びエステルを含む。）並びにリノキシン 二　その他のもののうち でん粉誘導体	無税
三九・〇七	第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品 四　その他のもの ㈡　その他のもののうち 第三九・〇三号の二の㈣に該当するハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る。）の製品	八％
四〇・一〇	ゴム製の伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング（加硫したものに限る。）のうち Ⅴベルト及びそのベルチング	無税
四〇・一一	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ（車輪用のものに限る。） 一　自動車用のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。）のうち 新品の空気タイヤ及び空気タイヤケース	無税
四一・〇二	牛革（水牛革を含む。）及び馬属の動物の革（第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。） 二　その他のもの ㈡　その他のもののうち クロムなめしのもの（フルグレーン又はグレーンスプリットで、半なめしのものに限る。）	無税
四一・〇五	その他の革（第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。） 二　その他のもの ㈠　豚革 A　染色し、着色し又は模様付けしたもの	一〇％
四一・〇八	B　その他のもの パテントレザー、イミテーションパテントレザー及びメタライズドレザーのうち パテントレザー及びイミテーションパテントレザー	七・五％
四二・〇一	くら、ぼん具、首輪、ひき革、ひざ当て、靴その他の装着具（材料を問わないものとし、動物用のものに限る。）のうち	三五％
四二・〇二	合成樹脂製のもの（フェノール樹脂製のものを除く。）以外のもの トランク、スーツケース、帽子箱、旅行かばん、リュックサック、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、財布、買物袋、化粧品入れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、双眼鏡、宝石箱、瓶、カラー、履物、プラシその他の物品用のさや、ケース及び箱並びにこれらに類する容器（革、コンポジションレザー、パルカナイズドファイバー、人造プラスチックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造したものに限る。） 一　ハンドバッグ、財布及び化粧具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） (1)　ハンドバッグ（革製のものに限る。） (2)　その他のもの 二　その他のもの ㈠　革製又はコンポジションレザー製のもの (1)　ハンドバッグ（革製のものに限る。） (2)　その他のもの ㈡　その他のもの	一七・五％ 二〇％ 一二・五％ 一〇％ 一二・五％ 一〇％
四二・〇三	衣類及びその附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 二　その他のもの (1)　手袋（革製のものに限るものとし、運動用のものを除く。） (2)　その他のもの	一〇％ 一二・五％ 一二・五％
四二・〇五	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	無税
四三・〇一	毛皮（なめしてないものに限る。） 二　ミンク又はうさぎの毛皮 (1)　うさぎの毛皮 (2)　ミンクの毛皮 三　その他のもののうち りす又はむささび若しくはももんがの毛皮以外のもの	七％
四三・〇二	毛皮（板状、十字形その他これらに類する形状のもの及び頭部、脚部、尾部その他の毛皮の部分で組み合わせてないものを含む。）	五％
四三・〇三	毛皮製品	一五％ 二〇％

四四・〇五	木材（長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、更に加工してないもののうち、厚さが五ミリメートルを超えるものに限る） 二　桐のもの	二・五％
四四・〇九	木製のくい（割り又は端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）及びたが材並びにチップウッド、引抜材、チップ状又は小片状のパルプウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェビング並びに木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く。） 二　引抜材 木毛及び木粉	七・五％ 二・五％
四四・一二 四四・一三	かんながけ、さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をした木材（寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフリーズで組み立てないものを含むものとし、更に加工したものを除く。） 二　桐のもの	二・五％
四四・一四	木材（長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）、薄板及び合板用単板（厚さが五ミリメートル以下のものに限る。） 一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	二・五％
四四・一五	二　その他のもののうち インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で幅が八センチメートル以下のものに限る。） 合板、ブロックボード、ラミンボード、バッテンボードその他これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。）及び象眼し又は寄せ木した木材のうち	一五％ 無税
四四・一六	合板（両表面の板が針葉樹材のものに限るものとし、ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものを除く。） セルラーウッドパネル（卑金属を表面に張ってあるかどうかを問わない。）	一五％ 一〇％
四四・一八	再生木材（かんなくず、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物品で、板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。） 一　板状のもの 二　その他のもの	一二％ 一〇％
四四・一三	建築用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）のうち 建具及び床柱	無税
四四・二八	その他の木製品 一　扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品 (一)　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの (二)　その他のもの B　その他のもの 三　履物用の木くぎ 五　その他のもの (二)　その他のもの	五・一％ 八％ 七・五％ 一〇％
四六・〇二	さなだその他これに類する組物材料の物品（用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。）並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。）並びに瓶用のわらづと 三　その他のもの (二)　その他のもののうち いぐさ製又は七島い製のもの（さなだその他これに類する組物材料の物品を除く。）	六％
四七・〇一	パルプ（植物性繊維原料から機械的又は化学的の処理により製造したものに限る。） 一　木材パルプ (一)　機械パルプ (二)　化学パルプ A　サルファイトパルプ B　クラフトパルプ C　その他のもの 二　その他のもの (二)　その他のもの	無税 無税 無税 無税 無税 無税
四九・一一	写真、印刷した絵画及びその他の印刷物 一　写真	無税
五〇・〇九	絹織物 二　絹ノイル織物 (一)　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの (二)　その他のもの	一〇％ 八％
五四・〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びに亜麻のトウ及びくず（ぼろを反毛したものを含む。） 一　亜麻（精練したものに限る。）	無税
五四・〇二	ラミー（精紡したものを除く。）並びにラミーのノイル及びくず（ぼろを反毛したものを含む。） 一　ラミー（精練したものに限る。）	無税
五五・〇五	綿糸（小売用の糸を除く。）	無税

	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	二　その他のもの	
	(一)　縫糸、カタン糸、ししゅう糸及びレース糸	
	(二)　その他のもの	
五五・〇九	その他の綿織物	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻又はラミーのもの	
	二　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	三　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇％を超えるもの（二に掲げるものを除く。）	
	四　その他のもの	
五八・〇四	パイル織物及びシェニール織物（第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他のテリー織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く。）	
	一　添加糸が羊毛又は繊獣毛のもの	
	(一)　アストラカン織り又はシール織りのもの	
五九・〇三	不織布及びその製品（塗布してあるか、又は染み込ませてあるかどうかを問わない。）	
	一　不織布のうち	
	芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	
五九・一五	紡織用繊維製のホースその他これに類する物品（他の材料で内張りし又は補強したもの及び附属品（材料を問わない。）を有するものを含む。）	
	一　亜麻製又はラミー製のもの	
	三　その他のもののうち	
	綿製のもの以外のもの	
六〇・〇四	下着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）	
	一　ししゅうしたもの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六〇・〇五	外衣類及びその他の編物製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）	
	一　ししゅうしたもの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
	(一)　外衣類	
六二・〇四	ターポリン、帆、日よけ、テント及びキャンプ用品	
	一　亜麻製、ラミー製又は第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製のもの	
六四・〇一	履物（本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作つたものに限る。）のうち	
	スキー靴で、昭和六五年三月三一日までに輸入されるもの	
六四・〇二	履物（本底が革製、コンポジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限るものとし、第六四・〇一号に該当するものを除く。）	
	一　甲が革製のもの及び甲に毛皮を用いたもののうち	
	甲が革製のもの（本底が革製、コンポジションレザー製又はゴム製のものに限るものとし、スリッパその他の室内用履物を除く。）	
	二　その他のもの	
	(一)　本底が革製のもののうち	
	キャンバスシューズ	
	(二)　その他のもの	
六四・〇四	履物（本底がその他の材料製のものに限る。）	
六四・〇五	履物の部分品（甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。）	
	一　革製のもの及び毛皮を用いたもの	
	二　その他のもの	
六五・〇三	フェルト製の帽子（第六五・〇一号に該当するフェルト製の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。）	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	
六五・〇四	帽子（組んだもの及び組物その他の物品のストリップで作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。）	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	

	八・四％	
	四・四％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
	一四％	
	一一・二％	
	八・四％	
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
	無税	
	無税	
	無税	
	無税	
	一一・二％	
	一一・二％	
	一六・八％	
	一四％	
	無税	
	二七％	
	二七％	
	一〇％	
	二五％	
	七・五％	
	無税	

六八・〇二	石碑用又は建築用の石（加工したものに限る。）及びその製品（モザイクキューブを含むものとし、第六八・〇一号又は第六九類に該当するものを除く。） 一　大理石（磨いたものに限る。）及び大理石製品 二　その他のもの	二％ 二％
六八・一四	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料（セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石綿、その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。）のうち	無税
六九・〇九	自動車の部分品 理化学用又は工業用の物品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつぼ、ジャーその他これらに類する製品 一　理化学用又は工業用の物品のうち 触媒の製造に使用される触媒担体	無税
七〇・〇八	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。）のうち 自動車用の合わせガラス	無税
七〇・〇九	ガラス鏡（バックミラーを含むものとし、枠付きであるかどうかを問わない。）のうち 自動車用のもの	無税
七〇・一九	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒 二　その他のもの	無税
七一・〇二	貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付け又は糸通ししたものを除くとともに、格付してない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） 二　その他のもの (一)　機械用又は工業用に供するために形作ったもの A　ダイヤモンドのもの（伸線用に穴あけ加工をしたものに限る。） B　その他のもののうち ダイヤモンドのもの (二)　その他のもの 合成又は再生の貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付け又は糸通ししたものを除くとともに、格付してない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	一〇％ 無税 四％ 無税
七一・一五	二　その他のもののうち 合成のダイヤモンドのもの 真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 二　その他のもののうち 真珠製品（格付した真珠を輸送のために一時的に糸に通したものに限る。）	無税
七一・一六	身辺用模造細貨類 二　その他のもの	無税
七二・〇一	貨幣 三　その他のもの (二)　その他のもの	一二・五％
七三・〇五	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼 一　鉄の含有量が全重量の九〇％に満たないもののうち ニッケルの含有量が全重量の一％以上で五％に満たないもの 二　その他のもののうち ニッケルの含有量が全重量の一％以上で五％に満たないもの	無税 無税 無税
七三・〇七	鉄鋼のブルーム、ビレット、スラブ及びシートバー（チンプレートバーを含む。）並びに鉄鋼の荒鍛造品 二　その他のもののうち ビレット及びスラブ	無税 無税
七三・三五	鉄鋼製のばね及びばね板 一　自動車用のシャシばね及びそのばね板	無税 無税
七四・〇一	銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず 二　塊（一に掲げるものを除く。） (一)　製錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。） (1)　課税価格が一キログラムにつき四七五円以下のもの (2)　課税価格が一キログラムにつき四七五円を超え、四九〇円以下のもの (3)　課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの (二)　その他のもの (1)　亜鉛の含有量が全重量の二五％以下で、鉛の含有量が全重量の一％以上のもの (2)　その他のもの	一キログラムにつき一五円 一キログラムにつき、課税価格と四九〇円との差額 無税 無税

	(i) 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	(ii) 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え、五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
	(iii) 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税
七五・〇一	三　くず	無税
	ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず	
	二　塊	
	(一) ニッケル合金のもののうち	
	ニッケルの含有量が全重量の五〇％に満たないもので、コバルトの含有量が全重量の一〇％以上のもの	無税
	三　くず	無税
七五・〇三	(一) ニッケル合金のもの	
	ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク	無税
	一　はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、穴をあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）、粉及びフレーク	
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	
	B　その他のもののうち	
	粉末冶金に使用されるもの及び溶接用フラックスの製造に使用されるもの	無税
七五・〇四	ニッケルの管、素管及び中空棒並びにニッケル製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	無税
	二　ニッケル合金のもの	
七六・〇一	アルミニウムの塊及びくず	無税
	二　くず	
七六・〇三	アルミニウムの板及び帯のうち	無税
	大型のコンテナー（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として用いられるもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）及び航空機用のアルミニウムの板（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）	
七七・〇一	マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。）	
	一　塊のうち	
	課税価格が一キログラムにつき六三六円八八銭を超え、六七〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と六七〇円との差額
七八・〇一	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず	
	一　塊	
	(一) 鉛（合金を除く。）のもの	
	A　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超え、九九・八％以下のものに限る。）のうち	
	課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え、一七〇円以下のもの	無税
	課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	一キログラムにつき、課税価格と一七〇円との差額
	B　その他のもの	
	(1) 課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のもの	無税
	(2) 課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え、一八〇円以下のもの	一キログラムにつき八円
	(3) 課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額
七九・〇一	亜鉛の塊及びくず	無税
	一　塊	
	(一) 亜鉛（合金を除く。）のもの	
	A　亜鉛の含有量が全重量の九七％を超えるもの	
	(1) 課税価格が一キログラムにつき二四二円以下のもの	一キログラムにつき八円
	(2) 課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え、二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額
	(3) 課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	無税
八二・〇二	のこぎり（機械式のものを除く。）及び手動式又は機械式ののこぎりのブレード（無歯式ののこぎりのブレードを含む。）	
	二　機械式ののこぎりのブレード（ハックソーブレードを除く。）	無税
八二・〇五	手工具用、動力駆動式手持工具用又は機械用の互換性工具（伸線用ダイス、金属押出し用ダイス及びさく岩用ビットを含むものとし、プレス、型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐり、ブローチング、ミリング、切断、切削、ドレッシング、ほぞ穴あけ、ねじの締付けその他の作業に用いるものに限る。）	
	一　ドリル、ビット、リーマー及びスクリュータップ	無税

	二　ミリングカッター及びギヤカッター	無税
	三　その他のもの	無税
	(一)　超硬工具（金属炭化物を焼結した物品を用いたものに限る。）及びダイヤモンド工具	無税
	(二)　その他のもの	無税
八二・〇六	器具用又は機械用のナイフ及び刃	無税
八二・一五	卑金属製の柄（第八二・〇九号、第八二・一三号又は第八二・一四号に該当する物品に用いるものに限る。）	無税
	一　貴金属をめっきした金属、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	無税
八三・〇二	卑金属製の取付具（ドアクローザーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。）及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	無税
	二　その他のもののうち	無税
	自動車（第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。）又はトレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。）の部分品	無税
八四・〇一	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用の温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	無税
	一　ボイラー	無税
	二　ボイラーの部分品	無税
八四・〇二	エコノマイザー、過熱器、スートブロアー、ガス回収器その他これらに類する第八四・〇一号のボイラー用の附属機器及び蒸気原動機用の復水器	無税
八四・〇五	蒸気原動機（ボイラー付きのものであるかどうかを問わない。） 一　蒸気タービン及びその部分品	無税
	(一)　蒸気タービン	無税
	(二)　部分品	無税
	二　その他のもの	無税
八四・〇六	内燃機関（ピストン式のものに限る。） 一　内燃機関	無税
	(一)　自動車用のもののうち	無税
	第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの以外のもの	無税
	(四)　その他のもののうち	無税
	陸用のもの（出力が五〇〇馬力以下のものに限る。）	無税
	二　内燃機関の部分品のうち	無税
	自動車用のもの	無税
八四・〇七	ウォーターホイール、ウォーターターービンその他の液体原動機	無税
	一　ウォーターターービン及びその部分品	無税
	(一)　ウォーターターービン	無税
	(二)　部分品	無税
	二　その他のもの	無税
八四・〇八	その他の原動機 一　原動機	無税
	(一)　その他のもののうち	無税
	ガスタービン及びハイドロジェットエンジン（一分間につき八〇トン以上吐出することができるものに限る。）	無税
	二　原動機の部分品	無税
	(一)　その他のもののうち	無税
	ガスタービン又はハイドロジェットエンジンの部分品	無税
八四・一〇	液体ポンプ（原動機付きのものを含むものとし、計器付きのものであるかどうかを問わない。）及びバケット式、チェーン式、スクリュー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター	無税
	一　液体ポンプ及びその部分品	無税
	(一)　液体ポンプ（(二)に掲げるものを除く。）のうち	無税
	かじ取り倍力装置用油圧ポンプ（ベーン式又はギヤ式のもので、バス以外の乗用自動車用のものに限る。）	無税
	(二)　部分品	無税
八四・一一	気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機（原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）並びにファン、送風機その他これらに類する機械	無税
	三　ファン、送風機その他これらに類する機械のうち	無税
	自動車用排気タービン過給機	無税
	四　一から三までに掲げる機器の部分品のうち	無税
	自動車用排気タービン過給機の部分品	無税
八四・一二	エアコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。）	無税
	一　自動車用のもの	無税
	二　その他のもののうち	無税
	定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの	無税
八四・一五	冷蔵庫（冷凍機構を自蔵するものに限る。）及び冷凍機構を有する機械（電気式のものであるかどうかを問わない。） 一　冷蔵庫のうち	無税
	有効内容積が〇・八立方メートル以下のもの（冷凍専用のものにあつては、有効内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）	無税
八四・一八	遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機（ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。）	無税

二　その他のもののうち
自動車用のもの
八四・二三　メカニカルショベル、コールカッター、エキスカベーター、スクレーパー、レベラー、ブルドーザーその他の掘削用、ならし用、突固め用、せん孔用又は採掘用の機械（自走式であるかどうかを問わないものとし、土壌用、鉱石用その他鉱物用のものに限る。）、除雪機（除雪用アタッチメントを含むものとし、自走式のものを除く。）及びくい打ち機　無税
二　エキスカベーター、しゅんせつ機及びこれらの部分品のうち
部分品
三　その他のもののうち
部分品
八四・二五　収穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の風力選別機その他これに類するクリーニング機及び卵その他の農産物の分類機（第八四・二九号に該当するパン用穀物の製粉業用機械を除く。）のうち　無税
ヘイベーラー
八四・三一　繊維素パルプ、紙又は板紙の製造用又は仕上用の機械　無税
二　その他のもののうち
部分品
八四・四〇　清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗濯機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。）、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物類その他の材料にペーストを被覆するものに限る。）、印刷機（織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る。）並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの　無税
一　清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械及びその部分品
(一)　電気洗濯機及びその部分品のうち
電気洗濯機（洗濯できる能力が一回につき乾燥した繊維製品の重量で八・五キログラム以下のものに限るものとし、ドラム式又はコインオペレート式のものを除く。）　無税
(二)　その他のもののうち
乾燥機（乾燥できる能力が一回につき乾燥した繊維製品の重量で六キログラム以下のものに限るものとし、コインオペレート式のものを除く。）　無税
八四・四五　金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）　無税
一　工作機械
(一)　数値制御式のもの　無税
(二)　その他のもの　無税

二　その他のもの
(一)　数値制御式のもの
八四・四八　第八四・四五号から第八四・四七号までに該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品（加工物保持具、ツールホールダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械に用いるツールホールダー品を含む。）並びに手工具又は手持工具に用いる物　無税
(二)　その他のもの
八四・五二　計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械　無税
一　電子式ディジタル計算機械のうち
計算機本体並びに磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機　無税
八四・五三　自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械（データを媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。）　無税
一　電子式ディジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを含む。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。）並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械　無税
中央処理装置のうち
昭和六一年三月三一日までにおいて別表第一（B）第八四・五三号に規定する政令で定める日（以下この号及び第八四・五五号において「指定日」という。）から昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの　無税
その他のもののうち
指定日から昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの　無税
二　その他のもの
自動データ処理機械及びこれを構成する機器のうち
指定日から昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの　無税
せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機（電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行う機構を自蔵するものに限る。）、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械及びその補助機械のうち
指定日から昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの　無税
その他のもののうち
指定日から昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの　無税
八四・五五　第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）　無税

第八四・五二号に該当する機械のもの（電子式計算機械のもの又は第八四・五二号の二の(一)に掲げる金銭登録機のものを除く。）のうち

指定日から昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの

電子式計算機械、電子式自動データ処理機械若しくはこれらを構成する機器又は第八四・五二号の二の(一)に掲げる金銭登録機のもののうち

指定日から昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの

八四・五八　せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機（電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行う機構を自蔵するものに限る。）、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械のもののうち　無税

指定日から昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの

八四・六三　その他のもののうち　無税

第八四・五三号に該当する機械のもののうち

指定日から昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの

八四・六四　切手、たばこ、チョコレート、食料品その他の物品の自動販売機（遊戯用のものを除く。）　無税

伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレーンベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。）、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手　無税

二　その他のもののうち

八四・六五　自動車用のもの　無税

自動車用のプーリー及びプーリーブロック並びに船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。）並びにこれらの部分品　無税

八四・六四　ガスケットその他これに類するジョイント（石綿、フェルト、板紙その他の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセットにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。）のうち　無税

自動車用のもの

八四・六五　機械類（電気機器を含む。）の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品及びこの類の他の号に該当するものを除く。）のうち　無税

船舶用のプロペラ（羽根の長さがその幅の最大寸法の五倍を超えるものに限る。）及びこれに附属する可変ピッチ装置並びにこれらの部分品　無税

八五・〇一　発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機器及びインダクター　無税

一　発電機　無税

二　電動機　無税

(一)　重量が五〇〇キログラム以下のもの　無税

(二)　その他のもの　無税

三　トランスフォーマー　無税

(一)　容量が二〇〇キロボルトアンペアに満たないもの　無税

(二)　その他のもの　無税

四　整流機器　無税

(一)　シリコン整流機器　無税

(二)　その他のもの　無税

五　その他の機器　無税

六　一から五までに掲げる機器の部分品　無税

八五・〇二　電磁石、永久磁石及び永久磁石用の特殊材料の製品で磁化していないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプ、万力その他これらに類する加工物保持具並びに電磁式のクラッチ、カップリング、ブレーキ及びリフティングヘッドのうち　無税

電磁石　無税

八五・〇四　蓄電池のうち　無税

鉛蓄電池（公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのものに限る。）　無税

八五・〇五　手持工具（電動装置を自蔵するものに限る。）　無税

八五・〇六　家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）　無税

一　真空掃除機、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁搾り機、ファン及びこれらの部分品　無税

(一)　ファン　無税

(二)　その他のもの　無税

二　その他のもの　無税

八五・〇八　内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器　無税

一　発電機、電動機及びこれらの部分品　無税

(一)　発電機及び電動機　無税

(二)　部分品　無税

二　点火プラグのうち　無税

自動車用のもの　無税

三　その他のもののうち　無税

自動車用のもの　無税

八五・〇九　電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自転車用又は自動車用のものに限る。）　無税

一　自動車用のもの（第八七・〇九号又は第八七・一一号に掲げる車両に用いるものを除く。）　無税

二　その他のもの　無税

八五・一二　電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、土壌加熱器及びスペースヒーター並びに電気式のヘアドライヤー、ヘアカーラー、カール用こてその他の調髪用機器並びに電気アイロン、家庭用電熱器及び電熱用抵抗体（カーボン製の抵抗体を除く。）　無税

八五・一三	有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。）	無税
八五・一四	マイクロホン及びそのスタンド並びに拡声器及び可聴周波増幅器	無税
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器	無税
	一　ラジオ受信機（シャシを含む。）	無税
	二　テレビジョン受像機（シャシを含む。）	無税
	四　その他の機器のうち	無税
	航空機用のもの（機上で用いるものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）のうち	無税
	航行用無線機器及び無線遠隔制御機器以外のもの	無税
	その他のもののうち	無税
	テレビジョンカメラ、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器以外のもの	無税
	五　一から四までに掲げる機器の部分品のうち	無税
	航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器のもの以外のもの	無税
八五・一八	固定式又は可変式の蓄電器のうち	無税
	電力用コンデンサー	無税
八五・二一	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）、光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス	無税
	一　熱電子管のうち	無税
	陰極線管	無税
	二　ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	無税
	発光ダイオード以外のもの	無税
	三　その他のもののうち	無税
	光電池及びその部分品並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路の部分品	無税
八五・二三	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	無税
	二　合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）のうち	無税
	自動車用高圧電線	無税
八五・二四	炭素ブラシ、アーク灯用炭素棒、電池用炭素棒、炭素電極その他の電気用炭素製品のうち	無税
	カーボン電熱抵抗体	無税
八六・〇八	コンテナー（一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計され、かつ、装備されているものに限る。）のうち	無税
	解体用のもの	無税
八七・〇一	トラクター（動力取出し機構、ウインチ又はプーリーを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。）	無税
	一　車輪式のもののうち	無税
	農業用のもの	無税
八七・〇二	乗用自動車及び貨物自動車（スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。）	無税
	一　乗用自動車（レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。）	無税
	(一)　ホイールベースが二七〇センチメートル以下のもの	無税
	(二)　ホイールベースが二七〇センチメートルを超え、三〇四・八センチメートル以下のもの	無税
	(三)　ホイールベースが三〇四・八センチメートルを超えるもの	無税
	二　バス（トロリーバスを含むものとし、無限軌道式のものを除く。）	無税
	三　貨物自動車（無限軌道式のもの及びシャットルカーを除く。）	無税
	四　その他のもの	無税
	(一)　無限軌道式のもの	無税
	(二)　シャットルカー	無税
	(三)　運転室を有する原動機付きシャシ	無税
	(四)　その他のもの	無税
八七・〇三	救難車、消防車、はしご車、道路清掃車、除雪車、散水車、起重機車、照明車、工作車、レントゲン車その他の特殊用途自動車（第八七・〇二号に該当する自動車を除く。）	無税
八七・〇四	原動機付きのシャシ（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）のうち	無税
	第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの以外のもの	無税
八七・〇五	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）のうち	無税
	無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用のもの以外のもの	無税
八七・〇六	部分品及び附属品（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	無税
	一　シャシのうち	無税
	第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの以外のもの	無税
	二　その他のもののうち	無税

		第八七・〇一号に該当するトラクターの部分品（無限軌道式トラクター用のものを除く。）以外のもの	無税
八七・〇九		モーターサイクル、オートサイクル及び補助原動機付きの自転車（サイドカー付きのものであるかどうかを問わない。）並びにサイドカー	無税
八七・一二		部分品及び附属品（第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。）	無税
	二	その他のもののうち	
		モーターサイクル、オートサイクル又はサイドカーのもの	
八九・〇一		船舶（この類の他の号に該当するものを除く。）	無税
	二	その他のもののうち	
		総トン数が一〇〇トン以上のもの	
八九・〇二		曳航用又は押航用の船舶	無税
八九・〇三		照明船、消防船、しゅんせつ船、起重機船その他の特殊船（航行以外の特殊機能を主とするものに限る。）及び浮きドック並びに浮上式又は潜水式の掘削用若しくは生産用のプラットフォーム	無税
九〇・〇一		レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、柄又は枠を取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）及び偏光材料製の板	無税
九〇・〇二		レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（柄又は枠を取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研磨してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。）	無税
	一	写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のもの	無税
	二	その他のもの	無税
九〇・〇七		写真機並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・二〇号の放電灯を除く。）	無税
	一	写真機（暗箱を含む。）	無税
	(二)	その他のもの	無税
	二	写真機の部分品及び附属品	無税
九〇・一三		光学機器（サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。）及びレーザー（レーザーダイオードを除く。）のうち	無税
		光学機器並びにその部分品及び附属品	無税
九〇・二四		圧力計、液面計、流量計、熱流量計、通風自動調整機その他の機器（液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の測定用、検査用又は自動調整用のものに限る。）及びサーモスタットその他の温度自動調整機器（第九〇・一四号に該当するものを除く。）のうち	無税
		圧力計	無税
九〇・二七		速度計及び回転速度計（磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。）並びに積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープのうち	無税
九〇・二八		自動車用のもの電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。）	無税
	二	この類の注5(b)に定めるもののうち速度計及び回転速度計並びに自動調整機器（自動車用のものに限る。）	無税
	四	この類の注5(d)に定めるもののうち自動車用のもの	無税
九〇・二九		部分品及び附属品（第九〇・二三号、第九〇・二四号、第九〇・二六号、第九〇・二七号又は第九〇・二八号に該当する物品に原則として専ら使用するものに限る。）	無税
九一・〇一		懐中時計、腕時計その他の携帯時計（ストップウォッチを含む。）	無税
	一	課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの	無税
	二	その他のもの	無税
九一・〇二		時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。）	無税
	一	ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	無税
	二	その他のもの	無税
九一・〇四		その他の時計	無税
	一	電気時計	無税
	二	クロノメーター	無税
	三	その他のもの	無税
	(一)	ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	無税
	(二)	その他のもの	無税
九一・〇七		ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。）	無税
九一・〇八		その他の時計用ムーブメント（組み立てたものに限る。）	無税
九二・一一		蓄音機、ディクテーチングマシンその他の録音機又は音声再生機（レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない。）並びにテレビジョンの映像及び音声の記録機又は再生機	無税
	一	蓄音機及びレコードプレーヤー	無税
	二	その他のもの	無税

(B)

関税定率法別表の番号	品名	税率
一五・〇八	動物性又は植物性の油（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込みをしたものに限る。）又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の変性加工	四％

一五・一〇	脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール	四％
	一　オレイン	四％
	二　ステアリン	四％
	三　その他のもの	四％
一五・一一	グリセリン、グリセリン水及びせっけん廃液	
	一　グリセリン	六・四％
	二　その他のもの	一・六％
一五・一二	動物性又は植物性の油脂（完全に又は部分的に水素添加をしたもの及びその他の処理により固形にし又は硬化したものに限るとともに、精製してあるかどうかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	四％
一六・〇二	肉又はくず肉のその他の調製品	
	二　その他のもの	
	(一)　単に水煮した後に乾燥したもののうち	
	牛肉、豚肉又はこれらのくず肉を含有しないもの	五・六％
	(二)　その他のもののうち	
	牛肉、豚肉又はこれらのくず肉を含有しないもの	八％
一六・〇三	肉エキス、ミートジュース及び魚エキス	
	(1)　肉エキス及びミートジュース	一二・八％
	(2)　魚エキス	九・六％
一六・〇四	魚の調製品（キャビア及びその代用物を含む。）	
	一　キャビア及びその代用物	六・四％
	二　その他のもの	
	(1)　魚卵のもの	
	(i)　にしん（クルペア属の魚）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚）のもの	一二・八％
	(ii)　その他のもの	六・四％
	(2)　その他のもの	九・六％
一六・〇五	甲殻類又は軟体動物の調製品	
	一　くん製のもの	
	(1)　えび	四・八％
	(2)　その他のもの	九・六％
	二　その他のもののうち	
	えび	四％
	単に水又は塩水で煮た後に冷蔵し又は冷凍したもの	四・八％
	単に水若しくは塩水で煮、又はその後に塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	六％
	その他のもの	

	その他のもののうち	
	いか以外のもの	
	気密容器入りのかに	六・五％
	その他のもの	九・六％
一九・〇二	麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品（ココアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇％に満たないものに限る。）	
	一　麦芽エキス	九・六％
	二　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもののうち	
	ケーキミックス	二八％
	(二)　その他のもののうち	
	ケーキミックス	
	小売容器入りのもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの	一六％
	その他のもの	二〇％
一九・〇三	マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品のうち	
	ビーフン	六・四％
一九・〇四	タピオカ及びサゴ並びにばれいしょでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	一キログラムにつき三二円
一九・〇五	パフドライス、コーンフレークその他これらに類する調製食料品（穀物又は穀物産品を膨脹させ又はいつて得たものに限る。）	一六％
一九・〇七	食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	一九・二％
二〇・〇二	調製した野菜（食酢又は酢酸で調製したものを除く。）	
	一　砂糖を加えたもののうち	
	豆（さや付きのものを除く。）以外のもの	六・四％
	二　その他のもの	
	(一)　その他のもののうち	
	トマト	二二・四％
	たけのこ、グリーンピース、マッシュポテト及びポテトフレーク	九・六％
	にんにくの粉及びきのこ	一六％
	気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの	一六％
	その他のもの	一一・二％

	ライプオリーブ（気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	七・二％
	その他のもの（アスパラガス及びグリーンピース以外の豆（さや付きのものを除く。）を除く。）	
	気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの	一二・八％
	その他のもの	九・六％
二〇・〇三	冷凍果実（砂糖を加えたものに限る。）のうち	
	サワーチェリー	一八・四％
	ベリー	一六％
二〇・〇四	砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	
	(1) マロングラッセ	一六・八％
	(2) その他のもの	一九・二％
二〇・〇六	その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの	
	(一) その他のもののうち	
	桃及びなしのうち	
	パルプ状にしたもの以外のもの	
	砂糖を加えたもの（缶詰、瓶詰又はつぼ詰のものに限る。）	
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの（桃に限る。）	一二％
	その他のもの	一四・四％
	その他のもの	
	桃	
	なし	
	さくらんぼ及びアプリコットのうち	
	パルプ状にしたもの以外のもの	二二・四％
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	二〇・三％
	その他のもの（パルプ状にしたものを除く。）のうち	
	ベリー及びプルーン	一六％
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ、マンゴスチン、カシューナット及びその他のいつたナット	一一・二％
	二　その他のもの	一八・四％
	(二) その他のもののうち	二二・四％
	桃及びなしのうち	
	パルプ状にしたもの以外のもの	
	缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもの	
	桃	
	なし	一二％
	その他のもの	一二・一％
	桃	
	なし	一六％
	さくらんぼのうち	一四・六％
	パルプ状にしたもの以外のもの	
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	一二・八％
	ナット（いつた落花生を除く。）及びアプリコット	一一・二％
	パルプ状にしたもの以外のもの	
	マカダミアナット並びにいつた苦扁桃仁（にん）及び甘扁桃仁（にん）	八％
	いつたペカン	一〇・二％
	その他のもの	一二・八％
	パルプ状にしたもののうち	
	カシューナット（いつたものを除く。）	一六％
	その他のもの（いつた落花生以外のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。）のうち	
	プルーン	一二・八％
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	一六％
二〇・〇七	果汁（ぶどう搾汁を含む。）及び野菜ジュース（砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。）	
	一　果汁	
	(一) その他のもののうち	
	(1) レモンジュース（しよ糖の重量が全重量の一〇％以下のものに限る。）	八％
	(2) ライムジュース（しよ糖の重量が全重量の一〇％以下のものに限る。）	一六％
	二　野菜ジュース	
	(一) 砂糖を加えたもののうち	
	トマトジュース以外のもの	一〇・八％
	(二) その他のもののうち	
	混合野菜ジュース	七・二％
	その他のもの（トマトジュースを除く。）	九・六％
二一・〇二	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	

	一　コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
	(一)　砂糖を加えたもののうち	
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	二二・八％
	(二)　その他のもの	
	A　インスタントコーヒー及びインスタントティーのうち	
	インスタントティー	一六％
	B　その他のもの	
	(1)　コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	一六％
	(2)　その他のもの	一二・八％
二一・〇三	二　その他のもの	
	マスタード粉及び調製したマスタード	八％
	一　小売容器入りのもの	一二・二％
	二　その他のもの	一〇・三％
二一・〇四	ソースその他の混合調味料	
	一　ソース	
	(一)　マヨネーズ	一六％
	(二)　その他のもの	
	(1)　フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	一二％
	(2)　その他のもの	九・六％
	二　その他のもの	
	(一)　インスタントカレーその他のカレー調製品	九・六％
	(二)　その他のもの	
	(1)　グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	一六％
	(2)　その他のもの	一四％
二一・〇五	スープ及びブロス（固形又は粉状のものを含む。）並びに均質混合調製食料品	
	(1)　野菜スープ（気密容器入りのもので、砂糖を加えてないものに限る。）	一〇・九％
	(2)　均質混合調製食料品	一二・八％
	(3)　その他のもの	一六・八％
二一・〇六	酵母（活性のものであるかどうかを問わない。）及び調製したベーキングパウダー	
	一　酵母	
	(一)　活性のもの	一四％
	(二)　その他のもの	六・四％
	二　ベーキングパウダー	一四％

二一・〇七	調製食料品（他の号に該当するものを除く。）	
	二　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもののうち	
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと	二八％
	(二)　その他のもの	
	A　アルコールを含有しない飲料のもとのうち	
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	二二％
	B　その他のもの	
	(a)　第〇四・〇七号に掲げる物品のもののうち	
	くらげのもの以外のもの	一二％
	(b)　その他のもののうち	
	チューインガム	八％
二二・〇一	水（鉱水及び炭酸水を含む。）、氷及び雪	
	一　鉱水及び炭酸水	三・二％
二二・〇二	レモネード、香味料を加えた鉱水及び炭酸水並びにその他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇七号に該当する果汁及び野菜ジュースを除く。）	
	一　砂糖を加えたもの	二二・四％
	二　その他のもの	一六％
二二・〇三	ビール	一リットルにつき六円四〇銭
二二・〇四	ぶどう搾汁（発酵中のもの及びアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限る。）	一リットルにつき二五六円
二二・〇六	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスにより香味を付けたものに限る。）	一リットルにつき一〇〇円八〇銭
二二・〇七	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）	
	一　清酒及び濁酒	一リットルにつき七〇円四〇銭
	二　その他のもの	一リットルにつき六一円六〇銭
二二・〇八	エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	三二％
	一　アルコール分が九〇度以上のもの	一リットルにつき四四円八〇銭
	二　その他のもののうち	
	別表第一(A)第二二・〇八号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	

二二・〇九 エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの	
一　エチルアルコール及び蒸留酒	
(一)　ウイスキー	
A　アルコール分が五〇度以上のもの（容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。）	
(1)　バーボンウイスキー（内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器にはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。以下この号において同じ。）	一九・六％
(2)　ライウイスキー（内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器にはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。以下この号において同じ。）	二二・四％
(3)　その他のもののうち	一リットルにつき二九六円
B　その他のもののうち	
バーボンウイスキー	二二・四％
ライウイスキー	一九・六％
(二)　ブランデー（コニャックを含む。）	二二・四％
A　アルコール分が五〇度以上のもの（容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。）	一リットルにつき二七六円
(三)　ジン	二八％（その率が一リットル二〇錢の従量税率より高いときは、当該従量税率）
(四)　その他のもののうち	一リットルにつき二〇一円六〇錢
別表第一(A)第二二・〇九号の一の(四)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	
ラム	二八・八％
エチルアルコール	一リットルにつき九六円
その他のもの	二五・六％
二　リキュールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。）	
(一)　リキュール	一リットルにつき二〇一円六〇錢
(二)　合成清酒及び白酒	一リットルにつき七〇円四〇錢
(三)　その他のもの	
三　その他のもの	
食酢及びその代用物	二二・一〇
白亜	二五・〇八
天然の硫酸バリウム（重晶石）及び炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化バリウムを除く。）	二五・一一
一　硫酸バリウム（重晶石）	
(一)　粉末のもの	
A　塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六％以上のもの	二五・一三
B　その他のもの	
コランダム、ガーネットその他の研磨用鉱物性材料（天然のものに限るものとし、熱処理してあるかどうかを問わない。）並びにパミストーン及びエメリー	
一　コランダム及びエメリーのうち	
コランダムサンド及びエメリーサンド（粉状のものを含む。）以外のもの	二五・一九
コランダムサンド及びエメリーサンド（粉状のものを含むものとし、課税価格が一キログラムにつき三三〇円に満たないものに限る。）	二五・二〇
二　ガーネット	
(一)　課税価格が一キログラムにつき一〇〇円以下のもの	二五・二三
天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかどうかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（化学的に純粋であるかどうかを問わない。）	二五・三二
一　酸化マグネシウム（焼いた天然の炭酸マグネシウムを除く。）	一キログラムにつき一円八四錢
天然石膏、天然無水石膏及び天然石膏を焼いたもの並びに硫酸カルシウムをもととしたプラスター（天然石膏を焼いたもの及びプラスターにあつては、着色してあるかどうかを問わないものとし、歯科用に特に調製したプラスターを除く。）	三・九％
三　プラスター	三％
ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるか、又はクリンカー状であるかどうかを問わない。）	二・六％
鉱物（他の号に該当するものを除く。）	五・三％
一　天然ソーダ	三・四％

	二　海泡石、こはく及び黒玉	
	(ニ)　その他のもの	
二六・〇一	金属鉱（精鉱を含む。）及び焼いた硫化鉄鉱	三％
	四　マンガン鉱のうち	
	別表第一(A)第二六・〇一号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	
	マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九％を超えるもの	六・四％
	その他のもの	乾燥重量一トンにつき一、五三六円
二七・〇一	石炭及びれん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	
	二　その他のもの	
二七・〇四	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結してあるかどうかを問わない。）並びにレトルトカーボン	四・六％
	(1)　コークス及び半成コークス	三・二％
	(2)　レトルトカーボン	一・六％
二七・〇五の二	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス	一・六％
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定するこれに類する物品	
	一　ナフタリン	三％
	二　その他のもの	
	(一)　温度一五度における比重が〇・八三以下のもの	三％
	(二)　その他のもの	
	A　石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇％を超えるもの	一・六％
	B　石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇％を超え、八〇％以下のもの	一・六％
	C　その他のもの	一・六％
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから製造したものに限る。）	
	二　ピッチコークス	一・六％
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）	
	一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％に満たないものを含む。）	
	(一)　揮発油	
	A　低重合度の混合アルキレンのうち	
	トリプロピレン以外のもの	
	B　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（Aに掲げるものを除く。）	二・六％
	C　その他のもの	五％
	(a)　航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	
	(1)　温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	一キロリットルにつき二、四二六円四〇銭
	(2)　その他のもの	一キロリットルにつき二、六九六円
	(b)　その他のもの	
	(1)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの	一キロリットルにつき七六円
	(2)　燃料用のもの（政令で定めるものに限る。）	一キロリットルにつき八六〇円
	(3)　その他のもの	一キロリットルにつき一、七二〇円
	(二)　灯油	
	A　低重合度の混合アルキレン	三％
	B　その他のもののうち	
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）以外のもの	一キロリットルにつき八〇八円
	(三)　軽油	四・六％
	(四)　潤滑油（流動パラフィンを含む。）	
	A　温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	一キロリットルにつき一、五一二円
	B　その他のもの	
	(1)　流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油	四・八％
	(i)　流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	

	(ii) その他のもの	四・六％
	(2) その他のもの	九・六％
	(ハ) その他のもの	四・八％
	二　石油又は歴青油の調製品（一に掲げるものを除く。）	
	(イ) グリース	三・九％
	(ロ) その他のもの	
	A　温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	四・六％
	B　その他のもの	三・九％
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち	
	液化石油ガス	
	アンモニア、二―エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの	一トンにつき八〇円
	その他のもの	一トンにつき一六〇円
	その他のもの（液化メタンガスを除く。）	五％
二七・一二	ペトロラタム	三％
	(1) ワセリン	三・二％
	(2) その他のもの	
二七・一三	パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。）	
	一　パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろう	
	(イ) 融点が温度四五度以下のもの	二・六％
	(ロ) その他のもの	三・二％
	二　セレシンろう	三・二％
	三　その他のもの	二・六％
二七・一四	石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物	
	二　石油コークスのうち	
	揮発分の含有量が水分を除いた全重量の三％に満たないもの	一・六％
	三　潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度三五度以下のものに限る。）	四・六％
二七・一六	マスチック、カットバックその他の歴青質混合物（天然アスファルト、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。）	
	一　ビチューメンエナメル	二・六％
	二　その他のもの	一・五％
二八・〇一	ハロゲン（ふつ素、塩素、臭素及びよう素に限る。）	
	一　ふつ素及び塩素	三％
	二　臭素及びよう素	三％
	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	三％
二八・〇二	炭素（カーボンブラックを含む。）	四・六％
二八・〇三	水素、希ガスその他の非金属元素	
二八・〇四	一　希ガス	
	(イ) その他のもの	三％
	二　けい素	
	(イ) 単結晶のもの	五・八％
	(ロ) その他のもののうち	
	けい素の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの	三・九％
	三　セレン及びテルル	四・六％
	四　その他のもののうち	
	りんのうち	
	黄りん以外のもの	二・四％
	その他のもの	三・九％
二八・〇五	希土類金属、イットリウム及びスカンジウム（これらの相互の混合物及び合金を含む。）、アルカリ金属、アルカリ土類金属並びに水銀	
	一　金属ナトリウム	四・六％
	二　希土類金属、イットリウム及びスカンジウム	三・九％
	三　水銀	六・四％
	四　その他のもの	三％
二八・〇六	塩酸及びクロロ硫酸	
	一　塩酸	三％
	二　クロロ硫酸	三％
二八・〇八	硫酸及び発煙硫酸	三％
二八・〇九	硝酸及び硫硝酸	三％
二八・一〇	五酸化りん、メタりん酸、オルトりん酸及びピロりん酸	三・九％
二八・一三	その他の無機酸及び非金属酸化物	
	一　無機酸	三・九％
	二　非金属酸化物	
	(イ) 三酸化ひ素	四・六％
	(ロ) 二酸化硫黄	三％
	(ハ) その他のもの	三・九％
二八・一四	非金属のハロゲン化物、オキシハロゲン化物その他のハロゲン化合物	
	非金属硫化物及び三硫化りん	三・九％
二八・一五	一　二硫化炭素	三％

	二　その他のもの	三・九％	三％
二八・一六	無水アンモニア及びアンモニア水	六・四％	四・六％
二八・一七	かせいソーダ、かせいカリ、過酸化ナトリウム及び過酸化カリウム	四・六％	三・九％
	一　かせいソーダ及びかせいカリ		
	(1)　かせいソーダ		
	(2)　かせいカリ		
	二　過酸化ナトリウム		
	三　過酸化カリウム		
二八・一八	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	四・六％	三・九％
	一　水酸化バリウム		
	二　その他のもの		
二八・一九	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	五・二％	三％
	一　酸化亜鉛		
	二　過酸化亜鉛		
二八・二〇	酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム	三・九％	三％
	二　水酸化アルミニウム	三・九％	三％
	三　人造コランダム	三・九％	三％
二八・二一	酸化クロム及び水酸化クロム	三・九％	三％
二八・二二	酸化マンガン	三・九％	三％
二八・二三	酸化鉄及び水酸化鉄並びに酸化第二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のアースカラー	三・九％	三％
二八・二五	酸化チタン	四・八％	四％
二八・二七	酸化鉛、鉛丹及びオレンジ鉛	五・六％	三％
	一　一酸化鉛、鉛丹及びオレンジ鉛		
	二　その他のもの		
二八・二八	ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	三％	三・九％
	三　三酸化モリブデン		
	四　酸化第一すず及び酸化第二すず		
	六　その他のもののうち		
	三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないものに限る。）	一二・八％（その率が一キログラムにつき一六円八〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	
二八・二九	三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円以上のものに限る。）、酸化水銀、酸化第一銅及び酸化ニッケル	五・八％	四・六％
	その他のもの（酸化ベリリウムを除く。）		
	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう塩酸その他のふつ素錯塩		
	三　その他のもののうち		
	フルオロけい酸ナトリウム（人造クリオライトの製造に使用するものに限る。）以外のもの	三・九％	
二八・三〇	塩化物、オキシ塩化物、ヒドロオキシ塩化物、臭化物、オキシ臭化物、よう化物及びオキシよう化物		
	一　塩化物、オキシ塩化物及びヒドロオキシ塩化物		
	(一)　塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀		
	(1)　塩化水銀		
	(2)　塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀		
	(二)　塩化リチウム		
	(四)　その他のもの		
	二　臭化物及びオキシ臭化物		
	(一)　臭化カリウム及び臭化リチウム	四・六％	三・九％
	(二)　その他のもの	五・三％	四・六％
	三　よう化物及びオキシよう化物	五・三％	三・九％
二八・三一	次亜塩素酸塩、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩並びに商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引される物品	四・六％	三・九％
	一　次亜塩素酸塩、亜塩素酸塩及び商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引される物品	四・六％	三・九％
	二　次亜臭素酸塩		
二八・三二	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩		
	一　塩素酸塩及び過塩素酸塩		
	(一)　塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム	四・六％	三・九％
	(二)　その他のもの	四・六％	三・九％
	二　臭素酸塩及び過臭素酸塩	四・六％	三・九％
	三　よう素酸塩及び過よう素酸塩		
二八・三五	硫化物及び多硫化物		
	二　その他のもの		
	(1)　硫化水銀	四・六％	三％
	(2)　その他のもの		
二八・三六	亜二チオン酸塩（有機安定剤を加えたものを含む。）及びスルホキシル酸塩		
	(1)　亜二チオン酸塩	五・二％	

二八・三七	(2) スルホキシル酸塩	三・九%
二八・三八	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	六・六%
	硫酸塩（みょうばんを含む。）及び過硫酸塩	
	二　硫酸バリウム	四・六%
	三　硫酸ニッケル	四・六%
	四　硫酸銅及び硫酸亜鉛	四・六%
	五　その他のもののうち	
	硫酸カルシウム以外のもの	
二八・三九	亜硝酸塩及び硝酸塩	三・九%
	一　硝酸カリウム及び硝酸バリウム	四・六%
	三　その他のもの	三・九%
二八・四〇	亜りん酸塩、次亜りん酸塩及びりん酸塩	
	一　トリポリりん酸ナトリウム	五・六%
	二　その他のもの	四・六%
二八・四二	炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	
	一　ソーダ灰	一キログラムにつき一円六八銭
	二　炭酸水素ナトリウム	四・六%
	四　炭酸カリウム及び炭酸バリウム	四・六%
	五　塩基性炭酸鉛	五・六%
	六　炭酸水素カリウム	
	(一) その他のもの	三・九%
	七　その他のもの	三・九%
二八・四三	シアン化物及びシアン錯塩	
	一　シアン化ナトリウム及びシアン化カリウム	
	(1) シアン化ナトリウム	五・二%
	(2) シアン化カリウム	三・九%
	二　その他のもの	三・九%
二八・四四	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	三・九%
二八・四五	けい酸塩及び商慣行上けい酸ナトリウム又はけい酸カリウムとして取引される物品	三・九%
二八・四七	クロム酸塩、過マンガン酸塩、すず酸塩その他の金属酸塩	
	一　過マンガン酸カリウム	四・六%
	二　その他のもの	
	(1) クロム酸塩及び重クロム酸塩	四・八%
	(2) その他のもの	三・九%
二八・四八	その他の無機酸塩及び無機酸ペルオキシ塩（アジ化物を除く。）	
	一　亜ひ酸塩及びひ酸塩	四・六%
	二　硫酸ニッケルアンモニウム	四・六%
	三　その他のもの	三・九%
二八・四九	コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム並びに貴金属の無機又は有機の塩その他の化合物（アルブミナート、プロテイナート、タンナートその他これらに類する化合物を含むものとし、化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない。）	三%
二八・五二	トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物（これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。）	
	二　ふつ化セリウム及び酸化セリウム	
	(1) ふつ化セリウム	四・六%
	(2) 酸化セリウム	五・八%
	四　その他のもののうち	
	酸化ランタン	
	その他のもの（硝酸ランタンを除く。）	
二八・五四	過酸化水素（固形過酸化水素を含む。）	四・六%
二八・五五	りん化物（化学的に単一であるかどうかを問わない。）	三・九%
	一　りん鉄	三%
	二　その他のもの	三・九%
二八・五六	炭化物（化学的に単一であるかどうかを問わない。）	
	一　炭化けい素、炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル	三・九%
	二　その他のもの	三%
二八・五七	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるどうかを問わない。）	
	一　水素化リチウム	三・九%
	二　その他のもの	三・九%
二八・五八	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除去してあるかどうかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	
	二　その他のもの	三・九%
二九・〇一	炭化水素	
	一　飽和非環式炭化水素	四・六%
	二　不飽和非環式炭化水素	
	(一) その他のもの	四・六%
	三　芳香族炭化水素	
	(一) ベンゼン	三%
	(二) トルエン	一・六%
	(三) キシレン	三%
	(四) エチルベンゼン	一・六%

	(ヘ) スチレン	六・四％
	(ト) ナフタリン	一・六％
	(チ) アントラセン	一・六％
	(リ) メチルナフタリン	一・六％
	(ヌ) その他のもの	四・六％
	四　その他のもの	
	(イ) シクロヘキサン	三・九％
	(ロ) シクロテルペン	四・六％
	(ハ) その他のもののうち	
	五―エチリデン―二―ノルボルネン以外のもの	四・六％
二九・〇二	炭化水素のハロゲン化誘導体	
	一　クロロホルム	四・六％
	二　ジクロルジフェニルトリクロルエタン（DDT）及びベンゼンヘキサクロリド（BHC）	四・六％
	三　オクタクロルテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインデン（ヘプタクロル）及びヘキサクロルヘキサヒドロ―エンド・エキソ―ジメタノナフタリン（アルドリン）	四・六％
	四　その他のもの	四・六％
二九・〇三	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　キシレンムスク及びシメンムスク	五・三％
	二　その他のもの	四・六％
二九・〇四	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　飽和一価アルコール及びその誘導体	
	(イ) メチルアルコール	三・九％
	(ロ) プロピルアルコール	四・六％
	(ハ) ブチルアルコール	八・四％
	(ニ) 二―エチルヘキシルアルコール	一キログラムにつき一円二〇銭
	(ホ) その他のもの	
	(1) オクチルアルコール以外のアルコール	五・六％
	(2) その他のもの	四・六％
	二　不飽和一価アルコール及びその誘導体	
	(イ) シトロネロール、ロジノール、ゲラニオール、ネロール及びリナロール	五・三％
	(ロ) その他のもの	四・六％
	三　多価アルコール及びその誘導体	
	(イ) エチレングリコール	九・六％
	(ロ) プロピレングリコール	八・四％
	(ハ) ヒドロキシシトロネロール	五・三％
	(ニ) その他のもの	四・六％
二九・〇五	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　芳香族アルコール及びその誘導体	
	(イ) ベンジルアルコール及びフェニルエチルアルコール	五・三％
	(ロ) シンナミルアルコール	四・六％
	(ハ) その他のもの	四・六％
	二　その他のもの	
	(イ) テルピネオール、メントール及びボルネオール	
	テルピネオール及びボルネオールのうち	
	(ロ) 一七アルファ―エチニルアンドロステンジオール	五・三％
	(ハ) その他のもの	三％
	フェノール及びフェノールアルコール	四・六％
二九・〇六	一　単核一価フェノール	
	(イ) 石炭酸	四・六％
	(ロ) クレゾール及びキシレノール	一・六％
	(ハ) その他のもの	四・六％
	二　多核一価フェノール	
	(イ) ナフトール	四・六％
	(ロ) その他のもの	四・六％
	三　多価フェノール	
	四　その他のもの	四・六％
二九・〇七	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　クロルフェノール	四・六％
	二　その他のもの	四・六％
二九・〇八	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　ジエチレングリコール及びトリエチレングリコール	五・八％
	二　アニソール、アネトール、ジフェニルエーテル、オイゲノール、イソオイゲノール及びアンブレットムスク	五・三％
	三　その他のもの	
	(1) エチレングリコールモノアルキルエーテル	五・六％
	(2) その他のもの	四・六％

二九・〇九	三員環又は四員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　エチレンオキシド	四・六％
	二　その他のもの	
	(1)　ヘキサクロルエポキシオクタヒドロ―エンド・エキソ―ジメタノナフタリン（デルドリン）	四・六％
	(2)　その他のもの	五・六％
二九・一〇	アセタール、ヘミアセタール並びに単一又は混成の酸素官能のアセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　フェニルアセトアルデヒドジメチルアセタール	五・三％
	二　その他のもの	四・六％
二九・一一	アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド並びにアルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	
	一　ホルマリン	三・九％
	二　シトラール、フェニルアセトアルデヒド、シンナムアルデヒド、アルファ―アミルシンナムアルデヒド、シクラメンアルデヒド、ヒドロキシシトロネラール、ヘリオトロピン、バニリン及びエチルバニリン	五・三％
	三　その他のもの	四・六％
二九・一二	第二九・一一号に該当する物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六％
二九・一三	ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、キノンアルコール、キノンフェノール及びキノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノンアルデヒドこれらのハロゲン化誘導体並びにこれらのスルホン化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　ケトン官能化合物	
	(一)　アセトン	四・六％
	(二)　メチルエチルケトン	四・六％
	(三)　メチルイソブチルケトン	四・六％
	(四)　ヨノン、メチルヨノン、ジャスモン、アルキルアセチルインダンムスク、アルキルアセチルテトラヒドロナフタリンムスク及びケトンムスク	五・三％
	(五)　デルタ―・四―アンドロスタジエン―三・一七―ジオン、一六―デヒドロプレグネノロン、デルタ四―プレグネン―一一七アルファ・二一―ジオール―三・二〇―ジオン及びエストロンメチルエーテル	三％
	(六)　その他のもののうち	
	フェニルアセトン及びしょう脳（融点が温度一七五度以上のものに限る。）	六・六％
	その他のもの（しょう脳（融点が温度一七五度に満たないものに限る。）を除く。）	四・六％

	二　その他のもの	
	(一)　アントラキノン	四・六％
	(二)　その他のもの	四・六％
二九・一四	モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　酢酸	三％
	二　ステアリン酸及びオレイン酸	三・九％
	三　酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルピニル	五・三％
	四　プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸エチル、酪酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル	五・三％
	五　安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アリル	五・三％
	六　酢酸―一六―デヒドロプレグネノロン、デルタ―・四・九―一六アルファ―メチル―一七アルファ―ヒドロキシ―二一―アセトキシプレグナ―一四―ジエン―三・二〇―ジオン、一七アルファ―ヒドロキシ―二一―アセトキシプレグナ―三・一一・二〇―トリオン及び四―ブロム―一七アルファ―ヒドロキシ―二一―アセトキシプレグナン―三・一一・二〇―トリオン	三％
	七　その他のもの	
	(1)　メタクリル酸並びにその塩及びエステル並びにリノール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸及びカプリン酸並びにステアリン酸、オレイン酸、リノール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸又はカプリン酸の誘導体並びにエチレングリコールモノアルキルエーテルアセテート、酢酸の塩及び安息香酸	四・六％
	(2)　その他の酢酸エステル	五・六％
	(3)　その他のもの	六・四％
二九・一五	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	一　しゅう酸	三・九％
	二　アジピン酸	四・六％
	三　フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸	三・九％
	四　テレフタル酸	六・四％
	五　その他のもの	
	(1)　テレフタル酸ジメチル	六・四％
	(2)　その他のもの	四・六％
二九・一六	アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官能のカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	

	一　アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体	五・三％
	(一)　乳酸	四・六％
	(二)　酒石酸	四・六％
	(六)　その他のもの	四・六％
	二　フェノール官能のカルボン酸及びその誘導体	四・六％
	(一)　サリチル酸	四・六％
	(二)　アセチルサリチル酸	四・六％
	(三)　その他のもの	四・六％
	三　その他のもの	四・六％
	(一)　その他のもの	四・六％
二九・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六％
二九・二一	その他の鉱酸エステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六％
二九・二二	アミン官能化合物	四・六％
	一　ヘキサメチレンジアミン	四・六％
	二　アニリン	六・六％
	三　オルト―トルイジン	四・六％
	四　N―フェニル―ベーター―ナフチルアミン、N・N′―ジフェニル―パラ―フェニレンジアミン、N・N′―ジ―ベーター―ナフチル―パラ―フェニレンジアミン及びN―フェニル―N′―シクロヘキシル―パラ―フェニレンジアミン	五・三％
	五　その他のもの	
	(1)　ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	五・三％
	(2)　フェニルアミノプロパン及びその塩	六・四％
	(3)　その他のもの	四・六％
二九・二三	単一又は混成の酸素官能のアミノ化合物	
	一　アミノアルコール	四・六％
	二　アミノ酸	四・六％
	三　グルタミン酸ソーダ	一六％
	四　その他のもの	
	(1)　麻薬	六・六％
	(2)　その他のもの	四・六％
二九・二四	第四アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピン	
	一　コリン	四・六％
	二　レシチン	六・四％
	三　その他のもの	四・六％
二九・二五	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
	一　ズルチン	四・六％
	二　ジメチルホルムアミド	四・六％
	三　ジエチルアミノアセト―二・六―キシリジド	三・九％
	五　その他のもの	
	(1)　麻薬	六・四％
	(2)　その他のもの	四・六％
二九・二六	カルボキシイミド官能化合物（オルト―スルホ安息香酸イミド及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物（ヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含む。）	
	一　オルト―スルホ安息香酸イミド（サッカリン）及びその塩	四・六％
	二　ジフェニルグアニジン及びアルドール―アルファ―ナフチルアミン	五・三％
	三　ヘキサメチレンテトラミン	四・六％
	四　クロルヘキシジン及びその塩	三％
	五　その他のもの	四・六％
二九・二七	ニトリル官能化合物	
	一　アクリロニトリル	六・四％
	二　アセトニトリル	四・六％
	三　その他のもの	
	(1)　麻薬及びフェニルアセトアセトニトリル	六・六％
	(2)　その他のもの	四・六％
二九・二八	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	四・六％
二九・二九	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	四・六％
二九・三〇	その他の窒素官能基を有する化合物	四・六％
二九・三一	有機硫黄化合物	
	一　ジメチルスルホキシド	四・六％
	二　メチオニン	四・六％
	三　ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛、エチルフェニルジチオカルバミン酸亜鉛、テトラメチルチウラムモノスルフィド及びテトラメチルチウラムジスルフィド	五・三％
	四　その他のもののうち	
	エチルキサントゲン酸塩、イソプロピルキサントゲン酸塩及びアミルキサントゲン酸塩以外のもの	四・六％
二九・三三	有機水銀化合物	四・六％
二九・三四	その他のオルガノインオルガニック化合物	四・六％
二九・三五	複素環式化合物及びヌクレイン酸	
	一　ピリジン及びピコリン	一・六％
	二　メチルビニルピリジン	四・六％
	三　二―アミノピリミジン	四・六％

五　塩酸ヒドララジン		三・九％
六　二―メルカプトベンゾチアゾール及びその亜鉛塩、ジ―二―ベンゾチアゾリルジスルフィド、N―シクロヘキシル―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド、N―オキシエチレン―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド、二―メルカプトイミダゾリン、二―メルカプトベンゾイミダゾール並びに六―エトキシ―二・二・四―トリメチル―一・二―ジヒドロキノリン	二九・三六 二九・三七 二九・三八	五・三％ 三％ 五・三％
七　ジオスゲニン及びヘコゲニン 八　ノナラクトン、ウンデカラクトン、エクザルトリド、アンブレットリド及びクマリン		三・九％ 五・三％
一〇　酒石酸デキストロ―一―（パラ―メトキシベンジル）―二―メチルオクタヒドロイソキノリン、デキストロ―三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン、臭化水素酸デキストロ―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン及び三・四―ジメチル―五―アミノイソオキサゾール		三・二％ 五・六％
一一　その他のもの (1)　一・四―ジアザビシクロ〔二・二・二〕オクタン (2)　イプシロン―カプロラクタム (3)　その他のもの		四・六％ 四・六％ 四・六％
スルホンアミド スルトン及びスルタム プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロビタミンコンセントレート及びビタミンコンセントレートを含む。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（溶媒に溶かしてあるかどうかを問わない。） 一　プロビタミン及びその誘導体 二　ビタミンA及びその誘導体 三　ビタミンB群及びその誘導体 (一)　ビタミンB_1及びその誘導体 (二)　その他のもの 四　ビタミンC及びその誘導体 五　ビタミンD及びその誘導体 六　その他のもの		四・六％ 三・九％ 三・九％ 三・九％ 三・二％ 三・九％ 三・九％
ホルモン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの 一　インシュリン 二　デヒドロエピアンドロステロン及びプレグネノロン 三　その他のもの	二九・三九	四・八％ 三％ 四・六％
グリコシド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二九・四一	四・六％
植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 一　あへんアルカロイド及びその誘導体 (一)　その他のもの 二　その他のもの (一)　カフェイン B　その他のもののうち カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重重の九八・五％以上のもの (二)　硫酸ニコチン (五)　ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド (八)　その他のもの (1)　コカ葉アルカロイド、フェニルメチルアミノプロパン、一―フェニル―二―メチルアミノプロパノール―一、一―フェニル―二―ジメチルアミノプロパノール、一―フェニル―一―クロル―二―メチルアミノプロパノール、一―フェニル―一―クロル―二―ジメチルアミノプロパノール及び一―フェニル―二―ジメチルアミノプロパン並びにこれらの塩 (2)　その他のもの	二九・四二	四・六％ 六・六％ 六・二％ 三・九％ 六・四％ 四・六％
糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、グルコース及び乳糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩（第二九・三九号、第二九・四一号又は第二九・四二号に該当するものを除く。） 一　麦芽糖 二　ソルボース 三　その他のもの (1)　糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩 (2)　その他のもの	二九・四三	一六％ 一二・八％ 六・四％ 一二・八％
抗生物質 一　ペニシリン及びストレプトマイシン 二　その他のもの (1)　エリスロマイシン (2)　その他のもの	二九・四四	四・六％ 三％ 三・四％ 四・六％
その他の有機化合物 臓器療法用の腺（せん）その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかどうかを問わない。）及び腺（せん）その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びに治療用又は予防用に調製したその他の動物性物質で他の号に該当しないもの 二　肝臓エキス 三　その他のもの	二九・四五 三〇・〇一	三％ 三％
医薬品（動物用のものを含む。）	三〇・〇三	三％

一　抗生物質製剤及びホルモン製剤		
(一)　ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤		
(二)　インシュリン製剤		
(三)　その他のもの		
(1)　バイオマイシン製剤		四・六％
(2)　クロラムフェニコール、ジヒドロストレプトマイシン、シクロセリン、テトラサイクリン、クロルテトラサイクリン又はオキシテトラサイクリンの製剤		四・八％
(3)　その他の抗生物質製剤		三・九％
(4)　その他のホルモン製剤		四％
二　ビタミン製剤		四・二％
三　その他のもの		四・六％
(一)　小売用の形状又は包装にしたもの		三・九％
B　その他のもの		
(1)　麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの		六・四％
(2)　その他のもの		五・三％
(二)　その他のもの		
(1)　麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの		六・六％
(2)　その他のもの		四・六％
三〇・〇四　脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうこう、パップ剤その他これらに類する製品（医療を目的として医薬を塗布し若しくは染み込ませ、又は小売用に包装したものに限るものとし、この類の注3に掲げる物品を除く。）		三・二％
三〇・〇五　その他の医療用品		三・二％
三二・〇一　植物性のなめしエキス並びにタンニン（水で抽出した没食子タンニン及び五倍子タンニンを含む。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
二　タンニン		三％
三　タンニン誘導体		三・九％
三二・〇三　合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかどうかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品（例えば、酵素、すい臓又はバクテリアから製造したもの）		三・九％
二　なめし前処理用の酵素系調製品		四・六％
三　その他のもの		
三二・〇四　植物性着色料（ダイウッドエキスその他の植物性染色エキスを含むものとし、天然あいを除く。）及び動物性着色料		
一　植物性着色料		
(一)　ログウッドエキス		一・六％
(二)　その他のもの		一・六％
二　動物性着色料		一・六％
三二・〇五　有機合成染料（顔料色素を含む。）、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい		
一　ピグメントレジンカラーベース		三・九％
三　その他のもの		五・三％
レーキ顔料		
一　ピグメントレジンカラーベース		三・九％
二　その他のもの		五・三％
その他の着色料及び無機のルミノホア		
一　紺青		五・三％
二　群青		四・六％
三　リトポン		三・九％
四　ルミノホア		三％
五　その他のもの		
(1)　調製白色顔料（乾燥状態において酸化チタンの含有量が全重量の八〇％以上のものに限る。）		四・八％
(2)　その他のもの		三・九％
三三・〇八　調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、液状ラスター（窯業用のものに限る。）及びうわぐすり用のスリップ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの		
一　調製顔料、調製乳白剤及び調製絵の具		三・二％
二　その他のもの		
(1)　ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの		三％
(2)　その他のもの		三・二％
三三・〇九　ワニス、水性塗料、革の仕上用の調製水性顔料及びペインド並びに亜麻仁油、ホワイトスピリット、テレビン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料並びにこの類の注4に規定する溶液		
一　天然樹脂系ワニス		四・六％
二　繊維素塗料		四・六％
三　油ペイント		三・九％
四　合成樹脂を含有する塗料（一から三までに掲げるものを除く。）		
(一)　合成樹脂塗料		四・八％
(二)　その他のもの		
(1)　ラッカー（絶縁塗料を除く。）		四・六％
(2)　その他のもの		四・八％
五　パールエッセンス		
(1)　そのまま塗料として使用するもの		二・六％

	(2) その他のもの	二・五％
	六　アルミニウムペースト	四・六％
	七　アルカリブルートーナー	四・三％
	八　スタンプ用のはく	四・六％
	九　染料	五・三％
	一〇　その他のもの	
	(1) 歴青質塗料	一・六％
	(2) その他のもの	四・六％
三二・一〇	画家用絵の具、習画用絵の具、ポスターカラー、整色用絵の具、遊戯用絵の具その他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限るものとし、ブラシ、パレットその他の附属品とともにセットにしたものを含む。）	
三二・一一	調製ドライヤー	四・六％
三二・一二	ガラス用のパテ、接ぎ木用のパテ、塗装用の充てん料、左官工事用の非耐火性調製上塗り材及び閉そく用又はシーリング用のマスチックその他これに類するマスチック（レジンマスチック及びレジンセメントを含む。）	四・六％
三二・一三	筆記用インキ、印刷用インキその他のインキ	三・九％
	一　印刷用インキ	
	(一) 黒色のもの	四・六％
	(二) その他のもの	四・六％
	二　その他のもの	四・六％
三三・〇一	精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）、レジノイド、精油のコンセントレート（冷吸収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物	
	一　精油	
	(一) ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油のうちゲラニウム油、ラベンダー油及び芳油	三％
	パチュリ油及びベチベル油	一・九％
	(二) その他のもの	
	ペパーミント油でメンタアルベンシスから採取したもの	九・六％
	別表第一(A)第三三・〇一号の一の(二)に規定する政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもののうち別表第一(A)第三三・〇一号の一の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	九・六％
	その他のもの	三％
	その他のもの	
	スピアミント油	

	その他のもの	
	二　精油のコンセントレート	三・二％
	三　その他のもの	四・六％
三三・〇四	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。）	三％
	一　アルコール分が一〇度以上のもの	六・二％
	二　その他のもの	五・三％
三三・〇六	調製香料及び化粧品類並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション（医薬用に適するものを含む。）	
	一　香水、オーデコロンその他これらに類するもの	五・三％
	二　おしろい	五・八％
	三　香油、クリーム、ポマード、口紅その他油、脂又はろうの製品	
	(1) ポマード、香髪油及びひげそり用製品	七・六％
	(2) その他のもの	五・八％
	四　歯磨き	三・九％
	五　その他のもの	
	(一) 室内防臭剤	四・六％
	(二) 精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション	四・六％
	(三) その他のもの	
	(1) 香及び線香並びにつめ化粧用又はひげそり用の製品	六・六％
	(2) その他のもの	
	(i) 液状又はペースト状のもの	五・八％
	(ii) その他のもの	六・二％
三四・〇一	せっけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せっけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーキ状のもの及び成形品に限るものとし、せっけんを含有するかどうかを問わない。）	
	一　浴用せっけん（薬用のものを含む。）	
	(1) 芳香を付けたもの（薬用のものを除く。）	五・五％
	(2) その他のもの	五・八％
	二　洗濯せっけん	四・六％
	三　その他のもの	四・六％
三四・〇二	有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤（調製したものにあつては、せっけんを含有するかどうかを問わない。）	
	一　有機界面活性剤及び調製界面活性剤	六・二％
	二　その他のもの	四・六％

三四・〇三	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のものを除く。）	三・九％
	(1) グリース	
	(2) その他の調製潤滑剤（石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、切削油（温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるものに限る。）を除く。）	四・六％
	(3) その他のもの	四・八％
三四・〇四	調製ろう（乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。）及び人造ろう（水溶性の人造ろうを含む。）	三・九％
	(1) つや出し用ワックス	四・六％
	(2) その他のもの	
三四・〇五	履物用、家具用又は床用の磨き料及びクリーム、メタルポリッシュ、調製磨き粉その他これらに類する調製品（第三四・〇四号に該当するものを除く。）	四・六％
	一　つや出し用ワックス	
	二　メタルポリッシュ	
	(1) 鉱物性材料を主成分とするもの	三％
	(2) その他のもの	
	三　その他のもの	三・九％
三四・〇六	ろうそく及びこれに類する物品	四・六％
三四・〇七	モデリングペースト（児童用のもの及び取りそろえたものを含む。）及び板状、馬てい状、棒状その他これらに類する形状の歯科用ワックス	四・六％
	一　モデリングペースト	
	二　歯科用ワックス	
三五・〇一	カゼイン、カゼイナート及びその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	四・六％
	二　その他のもの	
三五・〇三	ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。）、ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシングラス	六・四％
	一　ゼラチン及びにかわのうち	
	ゼラチン（写真用のものに限る。）	三・九％
	二　魚膠及びアイシングラス	三％
	三　その他のもの	四・六％
三五・〇四	ペプトン及びその他のたんぱく質系物質（第三五・〇七号の酵素を除く。）並びにこれらの誘導体並びに皮粉（クロムみようばんを加えた皮粉を含む。）	
	一　ペプトン及びその誘導体	四％
	二　皮粉	三％
三五・〇六	調製膠着剤（他の号に該当するものを除く。）及び膠着剤に適する物品のうち膠着剤として小売用に包装したもので正味の重量が一キログラム以下のもの	六・八％
	一　小売用に包装したもの	
	(1) 天然ゴムの溶液及びペースト	一・六％
	(2) その他のもの	四・六％
	二　その他のもの	四・六％
三五・〇七	酵素及び調製した酵素（他の号に該当するものを除く。）	四・六％
	一　ペプシン、レンネット及びパパイン並びにこれらの調製品	三・八％
	(1) ペプシン、レンネット及びパパイン	四・六％
	(2) その他のもの	六・四％
	二　その他のもの	六・四％
三六・〇一	火薬	四・六％
三六・〇二	爆薬	六・四％
三六・〇四	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	三・九％
三六・〇五	花火、鉄道用の霧中信号用品、のろし、レインロケットその他これらに類する火工品	三・七％
三六・〇六	マッチ（ベンガルマッチを除く。）	三・九％
	一　七〇本以下入りのもの	一個につき八銭
	二　その他のもの	五・三％
三六・〇八	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及び可燃性材料の製品	三・九％
三七・〇一	感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く。）	
	一　エックス線用のもの	
	(1) 昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	三・九％
	(2) 昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	三・七％
	二　その他のもの	
	(一) カラープレート及びカラーフィルム	
	(1) 昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	三・九％
	(2) 昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	三・七％
	(二) その他のもの	
	(1) 昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	三・九％
	(2) 昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	三・七％
三七・〇二	感光性のロールフィルム（露光してないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。）	

一　映画用フィルム	
(一)　カラーフィルム	
A　フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの	
(1)　昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	三・九％
(2)　昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	三・七％
B　その他のもの	
(1)　昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	三・九％
(2)　昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	三・七％
(二)　その他のもの	
(1)　エックス線用のもの	五・八％
(2)　その他のもの	
(i)　フィルムの幅が二五・四ミリメートルに満たないもの	
1　昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	三・九％
2　昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	三・七％
(ii)　その他のもの	無税
二　その他のもの	
(一)　エックス線用のもの	六・六％
(二)　カラーフィルム	
(1)　昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	三・九％
(2)　昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	三・七％
(三)　その他のもの	
(1)　昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	三・九％
(2)　昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	三・七％
三七・〇三　感光性の紙、板紙及び布（露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。）	
一　カラー印画紙	
(1)　昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	三・九％
(2)　昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	三・七％
二　その他のもの	
(1)　写真感光紙（転写材及び現像剤を結合したもので、拡散転写方式のものに限る。）	
(i)　ロール状のもの	三・九％
(ii)　その他のもの	四・八％

(2)　その他のもの	
三七・〇四　感光性のプレート及びフィルム（露光したもので、現像してないものに限る。）	
一　映画用フィルム	
(一)　ニュース用のもの	
(1)　フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	五・三％
(2)　その他のもの	一メートルにつき二円四〇銭（その端数は、一メートルとする。以下この類において同じ。）に一メートルにつき六円四〇銭
(二)　その他のもの	
A　フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき一円二〇銭
B　フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリメートル以下のもので、現像した後に一〇ミリメートル以下の幅に切断するもの	一メートルにつき二円四〇銭
C　フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリメートル以下のもの（Bに掲げるものを除く。）	一メートルにつき六円
D　フィルムの幅が三〇ミリメートルを超えるもの	
(1)　フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一メートルにつき七円二〇銭
(2)　その他のもの	一メートルにつき一二円
二　その他のもの	五・八％
三七・〇五　プレート及びフィルム（映画用フィルムを除くものとし、露光し、かつ、現像したものに限るとともに、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。）	
三七・〇七　映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか、又はサウンドトラックのみであるかどうかを問わない。）	
一　ニュース用のもの	
(一)　フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの	
A　サウンドトラックフィルム	一メートルにつき六円
B　その他のもの	一メートルにつき二円四〇銭

	(ニ) その他のもの	
	A サウンドトラックフィルム	
	(1) フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一メートルにつき七円二〇銭
	(2) その他のもの	一メートルにつき一二円
	B その他のもの	
	(1) フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一メートルにつき六円四〇銭
	(2) その他のもの	一メートルにつき二円四〇銭
	二 その他のもの	
	(イ) フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの	
	A サウンドトラックフィルム	一メートルにつき六円
	B その他のもの	一メートルにつき一円二〇銭
	(ロ) フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリメートル以下のもの	
	A サウンドトラックフィルム	一メートルにつき六円
	B その他のもの	一メートルにつき六円
	(ハ) フィルムの幅が三〇ミリメートルを超え、四〇ミリメートル以下のもの	
	A サウンドトラックフィルム	
	(1) フィルムの幅が三五ミリメートルのもの	一メートルにつき七円二〇銭
	(2) その他のもの	一メートルにつき一二円
	B その他のもの	一メートルにつき七円二〇銭
	(四) フィルムの幅が四〇ミリメートルを超えるもの	
	A サウンドトラックフィルム	一メートルにつき一二円
	B その他のもの	一メートルにつき二四円
三七・〇八	写真用の化学品及びせん光材料	四・六％
三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド黒鉛（油に懸濁しているコロイド黒鉛を除く。）	
	一 人造黒鉛	
	(イ) 全重量の七五％以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの	五・二％
	(ロ) その他のもの	三％
	二 コロイド黒鉛	三％
三八・〇三	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	
	一 活性炭	四・六％
	三 アイボリーブラックその他の獣炭	三・九％
	四 その他のもの	三％
三八・〇五	トール油	
	二 精製のもの	三％
三八・〇六	亜硫酸パルプ廃液の濃縮物	一・六％
三八・〇七	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビン並びにパイン油（テルピネオールの含有量が少ないパイン油を除く。）	一・六％
	二 パイン油	三％
	三 その他のもの	
三八・〇九	木タール、木タール油（第三八・一八号に該当する配合溶剤及び配合シンナーを除く。）、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油並びに植物性ピッチ並びにその他これに類する調製品でロジン又は植物性ピッチをもととしたもの及び天然樹脂質の物品をもととした鋳物用の中子粘結剤	一・六％
	二 その他のもの	三％
三八・一一	消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。）	
	一 小売用の形状又は包装にしたもの	
	(1) 植物生長調整剤	四・二％
	(2) 消毒剤、殺虫剤及び殺菌剤	四・九％
	(3) その他のもの	四・六％
	二 その他のもの	
	(1) 殺虫剤（有機塩素系のものに限るものとし、殺だに剤を除く。）	四・六％
	(2) その他のもの	四・九％
三八・一二	つや出し剤、仕上剤及び媒染剤（調製したもので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。）	
	一 媒染剤	四・六％

三八・一三	二　その他のもののうち でん粉質の物品を主体とするもの以外のもの	四・六％
	金属表面処理用の調製浸せき剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用の粉末及びペーストで金属とその他の材料とから成るもの並びに溶接棒又は電極のしん又は被覆に用いる調製品	
	一　溶接用のフラックス	五・八％
	二　その他のもの	四・六％
三八・一四	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤	四・五％
	二　その他のもの	
三八・一五	調製したゴム加硫促進剤	四・六％
三八・一六	微生物用の調製培養剤	四・六％
三八・一七	消火器用の調製品及び装てん物にした薬剤並びに装てんした消火弾	五・八％
三八・一八	配合溶剤及び配合シンナー（ワニスその他これに類する物品に用いるものに限る。）	四・六％
三八・一九	化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。）	
	一　なめし前処理用の調製品	四・六％
	二　液状アルキルアリール炭化水素の混合物	四・六％
	三　液状ポリエチレングリコール	四・六％
	四　ナフテン酸	三・九％
	五　触媒	三・九％
	(一)　シリカ・アルミナ触媒	三・九％
	(二)　その他のもののうち	四・六％
	自動車の排気ガス浄化用のもの以外のもの	三・二％
	六　ゴム老化防止剤	五・三％
	七　耐火性建設材料	三・九％
	一〇　アンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する廃酸化鉄	一・六％
	一一　その他のもの	
	(1)　電気用炭素ブラシの素材（黒鉛に金属、炭素その他の材料を加え、塊、板、棒その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに金属炭化物の固溶体及び混合物	三・二％
	(2)　耐火性材料、ソーダ石灰及び脂肪酸混合物の誘導体	四・六％
	(3)　その他のもの	三・八％
三九・〇一	フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他の不飽和ポリエステル、シリコーンその他の縮合物、重縮合物及び重付加物（これらを変性し又は重合したもの及び線状分子構造のものを含む。）	
	一　液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）	四・六％
	(一)　ピグメントレジンカラー用のエキステンダー	五・八％
	その他のもの	四・六％
	(二)　シリコーンのもの	四・五％
	(1)　フェノール樹脂、アミノ樹脂、ポリアミド、ポリウレタン、エポキシ樹脂又はポリエステルのもの	四・六％
	(2)　その他のもの	四・六％
	(3)　シリコーンのもの	五・八％
	二　塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	(一)　フェノール樹脂のもの	四・六％
	(二)　ポリエステル樹脂のもの	四・六％
	(三)　シリコーンのもの	五・八％
	(四)　その他のもの	四・六％
	(1)　イオン交換樹脂のもの	四・六％
	(2)　その他のもの	
	(i)　アミノ樹脂、ポリウレタン又はエポキシ樹脂のもの	四・六％
	(ii)　ポリアミドのもの	五・六％
	(iii)　その他のもの	四・一％
	三　くず	
	(1)　フェノール樹脂のもの	三％
	(2)　その他のもの	五・八％
	四　接着剤を塗布した接着性の物品	三・九％
	五　第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、染み込ませ、被覆し又は積層したもの	四・八％
	六　その他のもの	
	(一)　フェノール樹脂のもの	五・八％
	(二)　ポリエステル樹脂のもの	五・八％
	(三)　シリコーンのもの	五・八％
	(四)　その他のもの	
	(1)　アミノ樹脂、ポリアミド、ポリウレタン又はエポキシ樹脂のもの	五・八％
	(2)　その他のもの	五・二％
三九・〇二	ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリイソブチレン、ポリ酢酸ビニル、ポリクロルビニルその他のポリビニル誘導体、ポリ酢酸ビニル、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合物及び共重合物	
	一　液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）	四・六％
	(一)　ピグメントレジンカラー用のエキステンダー	

(二) ポリビネンのもの	四・六％
(三) その他のもの	
(1) ポリ塩化ビニル、塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物、アクリル樹脂又はポリ酢酸ビニルのもの	四・六％
(2) ポリブテンのもの	六・二％
(3) その他のもの	四・一％
二　塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
(一) ポリエチレンのもの	
(二) ふつ素樹脂のもの	一キログラム四〇銭につき二二円
(三) ポリスチレンのもの	
(1) イオン交換樹脂のもの	八・四％
(2) 発泡性ポリスチレンのもの	六・二％
(3) その他のもの	四・六％
(四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	一一・二％
(五) アクリル樹脂のもの	四・六％
(1) イオン交換樹脂のもの	四・六％
(2) その他のもの	四・一％
(六) ポリプロピレンのもの	一キログラムにつき二五円六〇銭
(七) ポリビネンのもの	四・六％
(八) その他のもの	
(1) イオン交換樹脂のもの	六・二％
(2) その他のもの	
(i) ポリビニルアルコール、ポリスチレン共重合物又はポリビニルブチラールのもの	四・六％
(ii) その他のもの	四・一％
三　くず	
(一) ポリエチレンのもの	五・八％
(二) アクリル樹脂のもの	五・八％
(三) その他のもの	五・八％
四　接着剤を塗布した接着性の物品	
(1) ポリ塩化ビニル又は塩化ビニル・酢酸ビニル共重合物のもの（天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布したもの並びにそれ以外のもので床用の板、タイル及びストリップに限る。）及びポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン若しくはポリ酢酸ビニルのもの又はポリ酢酸ビニルのもの	三・九％
(2) その他のもの	三・四％

五　第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、染み込ませ、被覆し又は積層したもの	
(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	
(1) 一次製品	四・六％
(2) その他のもの	四・八％
(二) その他のもの	四・八％
六　その他のもの	
(一) ポリエチレンのもの	五・八％
(二) ふつ素樹脂のもの	五・六％
(三) ポリスチレンのもの	五・八％
(四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	
A　塩化ビニル樹脂の組物材料（しんにとうを用いたものに限る。）	五・八％
B　その他のもの	
(1) 一次製品	四・六％
(2) その他のもの	五・八％
(五) アクリル樹脂のもの	
(1) メチルメタクリル樹脂のもの	六・二％
(2) その他のもの	五・八％
(六) その他のもの	
(1) ポリプロピレン、ポリスチレン共重合物又はポリビニルブチラールのもの	五・八％
(2) その他のもの	五・二％
三九・〇三　ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体（コロジオン及びセルロイドその他可塑化したものを含む。）、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー	
一　接着剤を塗布した接着性の物品	三・九％
二　その他のもの	
(一) アセチルセルロース（塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）	五・五％
(二) セルロイド	三％
(三) バルカナイズドファイバー	四・六％
(四) その他のもののうち	
ハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る。）以外のもの	四・六％
三九・〇四　硬化カゼイン、硬化ゼラチンその他の硬化たんぱく質	
三九・〇五　溶融により変性した天然樹脂（ランガム）及び天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂（エステルガム）並びに塩化ゴム、塩酸ゴム、酸化ゴム、環化ゴムその他の天然ゴムの化学的誘導体	四・八％

	一　溶融により変性した天然樹脂（ランガム）	三％
	二　天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂（エステルガム）	三・九％
	三　天然ゴムの化学的誘導体	三・九％
三九・〇六	その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック（アルギン酸並びにその塩及びエステルを含む。）並びにリノキシン	三・九％
	一　アルギン酸並びにその塩及びエステル	四・六％
	二　その他のもののうち	
	でん粉誘導体以外のもの	三・九％
三九・〇七	第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品	
	一　スプール、リールその他これらに類する巻取用品	三・九％
	二　扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	
	(1)　フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	五・八％
	(2)　その他のもの	四・一％
	三　コルセットバスクその他これに類する衣類用又は衣類附属品用のサポート	四・六％
	四　その他のもの	
	(一)　第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品	五・八％
	(二)　その他のもののうち	
	第三九・〇三号の二の(四)に該当するハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る。）の製品以外のもの	四・六％
四〇・〇三	再生ゴム	三％
四〇・〇五	天然ゴム又は合成ゴムの板、シート及びストリップ（第四〇・〇一号又は第四〇・〇二号のスモークドシート及びクレープシートを除く。）、加硫用配合をした天然ゴム又は合成ゴムの粒並びに凝固の前又は後にカーボンブラック又はシリカを配合した天然ゴム又は合成ゴムのマスターバッチ（加硫してないものに限るものとし、マスターバッチにあつては、鉱物油を加えたものを含み、形状を問わない。）	三・九％
四〇・〇六	天然ゴム又は合成ゴム（ゴムラテックスを含む。）のその他の形状又は状態のもの（例えば、棒、管、形材、溶液及び分散液。加硫してないものに限る。）及び天然ゴム又は合成ゴムの製品（例えば、紡織用繊維の糸でゴムを塗布し又は染み込ませたもの、リング及び円盤。加硫してないものに限る。）	
	一　天然ゴムの溶液及びペースト	一・六％
	二　その他のもの	三・九％
四〇・〇七	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆してあるかどうかを問わない。）並びにゴムを被覆し又は染み込ませた紡織用繊維の糸（加硫したものに限る。）	三・九％
四〇・〇八	ゴムの板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したものに限るものとし、エボナイトのものを除く。）	
	一　エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーのもの（紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む。）	四・六％
	二　その他のもの	三・九％
四〇・〇九	ゴム管（加硫したものに限るものとし、エボナイトのものを除く。）	四・六％
四〇・一〇	ゴム製の伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング（加硫したものに限る。）のうち	
	Ⅴベルト及びそのベルチング以外のもの	三・九％
四〇・一一	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ（車輪用のものに限る。）	
	一　自動車用のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。）のうち	
	新品の空気タイヤ及び空気タイヤケース以外のもの	三・二％
	二　その他のもの	三・四％
四〇・一二	ゴム製の衛生用品及び医療用品（乳首を含み、加硫したものに限るものとし、エボナイト製のもの（附属品として取り付けたものを除く。）を除く。）	三・四％
四〇・一三	ゴム製の衣類及び衣類附属品（手袋を含み、加硫したものに限るとともに、エボナイト製のものを除くものとし、用途を問わない。）	三・四％
四〇・一四	その他のゴム製品（加硫したものに限るものとし、エボナイト製のものを除く。）	
	一　エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバー（紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む。）の製品	四・六％
	二　その他のもの	三・四％
四〇・一五	エボナイトの塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、形材、管、くず及び粉	
	一　塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、形材、管及び粉	三・四％
四〇・一六	エボナイト製品	三・九％
四二・〇一	くら、ばん具、首輪、ひき革、ひざ当て、靴その他の装着具（材料を問わないものとし、動物用のものに限る。）のうち	
	フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	五・八％
四二・〇四	機械用又はその他の工業用の革製品及びコンポジションレザー製品	
	二　その他のもの	三・九％
四二・〇六	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱（けん）の製品	三・九％
四三・〇四	人造毛皮及びその製品	六％
四四・一一	建築用繊維板（木材その他の植物性材料から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他の有機結合材を用いてあるかどうかを問わない。）	五・二％

四四・二〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	五・二％
四四・二一	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器	三・四％
四四・二二	おけ、たるその他これらに類する容器及びこれらの部分品（木製のものに限るものとし、おけ材及びたる材を含む。）	
	二　その他のもの	
	(イ)　使用したもの	二・六％
	(ロ)　その他のもの	三・四％
四四・二三	建築用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）のうち建具及び床柱以外のもの	
四四・二四	木製の家事用具	三・九％
四四・二五	木製工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	五・六％
	一　靴の木型	
	二　その他のもの	二・六％
四四・二六	木製のスプール、コップ、ボビンその他これらに類する糸巻類（ろくろがけをしたものに限る。）	三・四％
	一　ボビン	
	二　その他のもの	三・四％
四四・二七	しょく台その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の装飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、バイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用装飾品並びにこれらの部分品（木製のものに限る。）	三・八％
	一　貴金属をめっきした金属、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	
	二　その他のもの	三・二％
	(イ)　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	三・二％
	(ロ)　その他のもの	三・二％
四四・二八	その他の木製品	
	一　扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	
	(イ)　その他のもの	
	A　紅木、したん、こくたん又はびやくだんを用いたもの	四・一％
	五　その他のもの	
	(イ)　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	四・六％
四五・〇二	天然コルク（粒の製造用に角に切つたものを含むものとし、ブロック状、板状、シート状又はストリップ状のものに限る。）	三％
四五・〇三	天然コルクの製品	三・八％
四五・〇四	凝集コルク（凝集剤を用いてあるかどうかを問わない。）及びその製品	
	一　王冠用ディスク及びその製造に適する直径に仕上げた丸棒	四・三％
	二　その他のもの	三・八％
四六・〇二	さなだその他これに類する組物材料の物品（用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。）並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。）並びに瓶用のわらづと	
	一　ばつかんさなだ	三・二％
	三　その他のもの	
	(イ)　人造プラスチック製のもの	四・六％
	(ロ)　その他のもの	
	さなだその他これに類する組物材料の物品	四・六％
	その他のもの（いぐさ製又は七島い製のものを除く。）	三・九％
四六・〇三	かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品（直接造形したものに限る。）及び第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品	
	一　扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	四・一％
	二　その他のもの	
	(イ)　人造プラスチック製のもの	四・六％
	(ロ)　その他のもの	九・六％
四八・〇一	紙及び板紙（セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	
	一　手すきのもの	三・四％
	二　その他のもの	
	(イ)　薄葉紙（一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。）	五・八％
	B　その他のもの	
	(ロ)　印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）	三・一％
	A　新聞用紙（砕木パルプを含有するもののうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルを超えるロール状のものに限る。）	四・六％
	B　その他のもの	
	(ハ)　包装用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）	
	(1)　クラフト紙及びクラフトライナー	
	(i)　昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの	六・八％

(ii) 昭和六一年四月一日から昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	六・二％
(iii) 昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	五・六％
(2) サルファイトパルプを含有する包装用紙及びセミケミカルパルプ製の段ボール用中しん原紙	九・六％
(3) その他のもの	八％
(四) 板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。）	
(1) 白板紙、クラフト板紙及びクラフトライナー	四％
(2) その他のもの	六・四％
(五) その他のもの	
A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）	六％
B その他のもの	五・二％
四八・〇三　硫酸紙、耐脂紙及びこれらの模造紙並びに透明の光沢紙（板紙のものを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	三・四％
四八・〇四　張り合わせた紙及び板紙（塗布し又は染み込ませたものを除くとともに、内面を補強したものであるかどうかを問わないものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	三・四％
四八・〇五　段ボール、波形紙、ちりめん紙並びにしわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	三・四％
一　段ボール及び波形紙	三・四％
二　その他のもの	三・四％
四八・〇七　紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。）	
一　けい線、線又は方眼線を引いたもの	
(一) 紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙	三・四％
(二) その他のもの	二・六％
二　その他のもの	
(一) アートペーパー	五・八％
(二) トレーシングペーパー	三・四％
(三) パラフィンペーパー及びワックスペーパー	二・五％
(四) 油紙	二・九％
(五) リソグラフィックペーパー	三・四％
(六) カーボンペーパー	二・五％
(七) タールペーパー	三・九％
(八) 接着剤を塗布した接着性の物品	四・六％
(九) その他のもの	
(1) 歴青物質を塗布したもの及びパライタペーパー	

(2) その他のもの	
(i) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙	
(ii) その他のもの	
1 昭和六一年三月三一日までに輸入されるもの	四・一％
2 昭和六一年四月一日から昭和六二年三月三一日までに輸入されるもの	三・八％
3 昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三一日までに輸入されるもの	三・五％
四八・〇八　製紙用パルプ製のフィルタープロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	三・二％
四八・一一　壁紙及びリンクラスタ並びにグラスペーパー	一・六％
一　壁紙及びリンクラスタ	
二　グラスペーパー	二・五％
四八・一二　紙又は板紙をもととして製造した床敷き（特定の形状に切つたものであるか、又はリノリウムコンパウンドを塗布したものであるかどうかを問わない。）	三・九％
四八・一三　カーボンペーパーその他の複写紙（謄写版原紙を含む。）及びトランスファーペーパー（特定の形状に切つたものに限るものとし、箱入りのものであるかどうかを問わない。）	三・四％
一　カーボンペーパー	三・四％
二　トランスファーペーパー	三・四％
三　その他のもの	三・四％
四八・一四　便せん、封筒及び通信用カード並びにこれらを紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	三・四％
四八・一五　その他の紙及び板紙（特定の形状に切つたものに限る。）	
一　印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）	二・二％
二　ろ紙及び試験紙（理化学用又は工業用のものに限る。）	二・六％
三　板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。）	二・六％
四　その他のもの	
(1) トイレットペーパー	二・二％
(2) その他のもの	三・二％
四八・一六　紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの及び箱、袋その他の包装容器	二・二％
一　書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの	
二　紙袋	三％
三　その他のもの	四・六％
四八・一八　帳簿、練習帳、雑記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、ブロッチングパッド、書類ばさみ、フィルカバーその他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー	四・三％

四八・一九	一　アルバム	三・八％
四八・二〇	二　その他のもの（印刷してあるか、又はのりを付けてあるかどうかを問わない。）	三・四％
四八・二一	紙製又は板紙製のラベル	三・四％
	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（穴あけしてあるか、又は硬化してあるかどうかを問わない。）	三・四％
	製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウォッディングのその他の製品	
	二　その他のもの	
	(1)　せん孔カード式機械用のカード及びテープ	三・四％
	(2)　タンポン及びおむつ	一・六％
	(3)　その他のもの	二・九％
四九・〇八	デカルコマニア	三・四％
四九・〇九	絵葉書、クリスマスカードその他これらに類する絵入りのカード（印刷したものに限るものとし、トリミングしてあるかどうかを問わない。）	三・四％
四九・一〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、紙製又は板紙製のものに限る。）	三・四％
五〇・〇四	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用の糸を除く。）	六％
五〇・〇五	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用の糸を除く。）	九・六％
	二　絹紡紬糸	
五〇・〇七	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用の糸に限る。）並びに天然てぐす及び絹製のカットガット	
	一　絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸	四・八％
	二　その他のもの	八・四％
五一・〇一	人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸を除く。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％を超えるもの	
	(イ)　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	(ロ)　その他のもの	八％
	二　その他のもの	
	(イ)　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	(ロ)　その他のもの	四・八％
五一・〇二	単繊維、ストリップ（人造ストローその他これに類する物品を含む。）及びカットガット（人造繊維の材料で製造したものに限る。）	
	一　合成繊維の材料で製造したもの	八％
	二　アセテート繊維の材料で製造したもの	五・三％
	三　その他のもの	四・二％
五一・〇三	人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸に限る。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％を超えるもの	七％
五一・〇四	二　その他のもの	四・二％
	人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。）	
	一　合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの材料で製造したストリップを含む。）の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	
	(イ)　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	(ロ)　その他のもの	
	(1)　ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維又はビニロン繊維（以下この号及び第五六・〇七号において「ナイロン繊維等」という。）のみから成るもの並びにナイロン繊維等のうち一以上の繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四％
	(2)　ナイロン繊維等以外の合成繊維のみから成るもの並びにナイロン繊維等以外の合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの（アセテート繊維の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート繊維のものを除く。）	一二・八％
	(3)　その他のもの	
	(i)　ナイロン繊維等又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
	(ii)　その他のもの	一六％
	二　その他のもの	
	(イ)　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	(ロ)　その他のもの	四・八％
五二・〇一	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸に金属を交え、塗布し又は被覆した糸に限るものとし、製法を問わない。）	五・六％
五二・〇二	金属糸又は金属を交えた糸を用いた織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いるものに限る。）	五・六％
五二・〇五	羊毛その他の獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	五・六％
	一　ロービング	
五二・〇六	紡毛糸（羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）	二・八％
五二・〇七	梳毛糸（羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）	三・二％
五二・〇八	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）	三・二％
五二・〇九	馬毛の糸及びその他の獣毛の糸（小売用の糸を除く。）	三％
五二・一〇	羊毛、馬毛その他の獣毛の糸（小売用の糸に限る。）	三％
五二・一一	毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	四・八％
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	

(ニ) 一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの	九・六%（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
(ホ) その他のもの	六・四%	五三・一二
毛織物（馬毛製その他の獣毛製のものに限る。）	四・二%	五四・〇三
亜麻糸及びラミー糸（小売用の糸を除く。）	九・六%	五四・〇四
亜麻糸及びラミー糸（小売用の糸に限る。）	七%	五四・〇五
亜麻織物及びラミー織物		
一　平織りのもの		
(イ) 二・五四センチメートル平方内の経緯糸の数の合計が一〇〇を超え、かつ、一平方メートルの重量が一三五グラム以下のもの	一六%	五五・〇六
(ロ) その他のもの	一六%	五五・〇七
二　その他のもの	一六%	
綿糸（小売用の糸に限る。）	三・五%	五六・〇一
綿織物（もじり織りのものに限る。）		
一　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	九%	五六・〇二
二　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%を超えるもの（一に掲げるものを除く。）	六・七%	五六・〇三
三　その他のもの	四・五%	五六・〇四
テリータオル地その他のテリー織りの綿織物		
一　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	七・八%	五六・〇五
二　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%を超えるもの（一に掲げるものを除く。）	五・八%	五六・〇六
三　その他のもの	四・五%	五六・〇七
人造繊維の短繊維（カードし、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）		
一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%	五七・〇一
二　その他のもの	四・八%	五七・〇二
人造繊維の長繊維のトウ（短繊維製造用のものに限る。）		
一　合成繊維のもの	八%	五七・〇三
二　アセテート繊維のもの	七%	五七・〇四
三　その他のもの	四・二%	五七・〇五
人造繊維の短繊維及びくず（カードし、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）		
一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・二%	五七・〇六
二　その他のもの	八%	五七・〇七
人造繊維の紡績糸（小売用の糸を除く。）		
一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%	五七・〇八
二　その他のもの	八%	五七・〇九
人造繊維の紡績糸（小売用の糸に限る。）		
一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの	三・九%	五七・一〇
二　その他のもの	八%	五七・一一
人造繊維の織物（紡績糸で織ったものに限る。）		
一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
(イ) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	五七・一二
(ロ) その他のもの		
(1) ナイロン繊維等のみから成るもの並びにナイロン繊維等のうち一以上の繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四%	五七・一三
(2) ナイロン繊維等以外の合成繊維のみから成るもの並びにナイロン繊維等以外の合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの（アセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート繊維のものを除く。）	一二・八%	五七・一四
(3) その他のもの		
(i) ナイロン繊維等又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八%	五七・一五
(ii) その他のもの	一六%	五七・一六
二　その他のもの		
(イ) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%	五七・一七
(ロ) その他のもの	四・八%	五七・一八
第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用靱皮繊維の糸	六・四%	五七・一九
その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸		
一　大麻糸	二・四%	五七・二〇
二　植物性紡織用繊維の糸（一に掲げるものを除く。）	二・四%	五七・二一
三　紙糸	三%	五七・二二
第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用靱皮繊維の織物	一二・八%	五七・二三
その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物		
一　大麻織物	四・二%	五七・二四
二　植物性紡織用繊維の織物（一に掲げるものを除く。）	三%	五七・二五

五八・〇一	三　紙糸の織物 じゅうたん、じゅうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。） じゅうたん、じゅうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。） 一　コイヤ製のもの 二　その他のもの (1)　綿製のもの (2)　その他のもの	四・二％
五八・〇二		九・六％
五八・〇三	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びパネルその他の物品を用いて手針によりつづれ織り風にした織物 (1)　綿製のもの (2)　その他のもの	八・四％ 一三・四％ 九・六％
五八・〇四	パイル織物及びシェニール織物（第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他のテリー織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く。） 一　添加糸が羊毛又は繊獣毛のもの (イ)　その他のもの 二　添加糸が綿のもの 三　添加糸が人造繊維のもの (イ)　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの (ロ)　その他のもの 四　添加糸が絹のもの 五　その他のもの	一一・八％ 八・四％ 六・四％ 四・五％ 八％ 四・八％ 八％ 六・四％
五八・〇五	細幅織物及び接着剤で接着した縦糸のみから成る細幅の織物類似の物品（第五八・〇六号に該当する物品を除く。） (1)　綿製のもの (2)　その他のもの	九％ 六・四％
五八・〇六	織物製のラベル、バッジその他これらに類する物品（ストリップ状のもの及び特定の形状に切つたものを含むものとし、ししゅうしたものを除く。）	六・四％
五八・〇七	シェニールヤーン（ブロックシェニールヤーンを含む。）、ジンプヤーン（第五二・〇一号の金属を交えた糸及び馬毛をしん糸に用いたジンプヤーンを除く。）並びに組みひも及び装飾用トリミングでそのまま特定の用途に供しないもの並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する物品 (1)　綿製のもの (2)　その他のもの	一一・二％ 八％
五八・〇八	チュールその他の網地（平編みのものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 一　綿製のもの 二　人造繊維製のもの (イ)　合成繊維製又はアセテート繊維製のもの (ロ)　その他のもの 三　その他のもの チュールその他の網地（模様編みその他の変化組織を有するものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及び手製又は機械製のレース（レース地及びモチーフに限る。） (1)　チュールその他の網地 (i)　綿製のもの (ii)　その他のもの (2)　手製又は機械製のレース (i)　綿製のもの (ii)　その他のもの	五・九％ 八％ 五・六％ 六・四％ 一三・八％ 九・六％ 一五・七％ 一一・二％ 一七・九％ 三％
五八・〇九		
五八・一〇	ししゅう布（モチーフを含む。） ウォッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ	
五九・〇一		
五九・〇二	二　その他のもの フェルト及びその製品（塗布してあるか、又は染み込ませてあるかどうかを問わない。） 一　フェルト 二　フェルト製品	六・七％ 九％
五九・〇三	不織布及びその製品（塗布してあるか、又は染み込ませてあるかどうかを問わない。） 一　不織布のうち 綿製のもの その他のもの（芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）を除く。） 二　不織布の製品 (1)　綿製のもの (2)　人造繊維製のもの (3)　その他のもの	七・八％ 六・四％ 五・六％ 六・四％ 四・六％
五九・〇四	ひも、綱及びケーブル（組んであるかどうかを問わない。） 一　綿製のもの 二　第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製又はマニラ麻製のもの 三　亜麻製、ラミー製、大麻製又はサイザル麻製のもの 四　合成繊維製のもの 五　その他のもの	三・九％ 六・四％ 四・八％ 六・四％ 三％

五九・〇五	漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は綱で作つたものに限る。）並びに網及び網地（ひも又は綱で作つたものに限る。） 一　綿製のもの	三・九％
	二　亜麻製、ラミー製、大麻製、第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの	四・八％
	三　合成繊維製のもの	六・四％
	四　その他のもの	三％
五九・〇六	糸、ひも、綱又はケーブルのその他の製品（紡織用繊維の織物類及びその製品を除く。） 一　亜麻製、ラミー製、大麻製、第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの	六・四％
	二　合成繊維製又はアセテート繊維製のもの	六・四％
	三　その他のもの	三・九％
五九・〇七	書籍装丁用その他これに類する用途に供する紡織用繊維の織物類でガム又はでんぷん粉質の物品を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びバックラムその他これに類する織物類でハットファンデーションその他これに類する用途に供するもの 一　トレーシングクロス及び画用カンバス	四・八％
	二　その他のもの	三・九％
五九・〇八	紡織用繊維の織物類（セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し、染み込ませ、被覆し又は積層したものに限る。）	四・二％
五九・一〇	リノリウム及びその製法に類する方法で製造した物品（紡織用繊維の基布を有するものに限るものとし、床用敷物として使用するものであるかどうかを問わない。）並びに紡織用繊維の基布に塗布した床用敷物（特定の形状に切つてあるかどうかを問わない。）	四・六％
五九・一一	ゴム加工した紡織用繊維の織物類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	四・二％
五九・一二	その他の紡織用繊維の織物類（塗布し又は染み込ませたものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いる絵模様を描いた織物類 一　紡織用繊維の織物類（塗布し又は染み込ませたものに限る。） (1)　紡織用繊維の織物類（乾性油の調製品又は油を塗布し又は染み込ませたものに限る。）	三・九％
	(2)　その他のもの	四・二％
	二　その他のもの	五・六％
五九・一三	ゴム糸を用いた紡織用繊維の織物類及びトリミング（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） (1)　綿製のもの	六・七％
	(2)　その他のもの	四・八％
五九・一四	ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するしん（紡織用繊維を織り、組み又は編んだものに限る。）ガスマントル用の管状編物及び白熱ガスマントル (1)　綿製のもの	五・八％
	(2)　その他のもの	四・二％
五九・一五	紡織用繊維製のホースその他これに類する物品（他の材料で内張りし又は補強したもの及び附属品（材料を問わない。）を有するものを含む。） 一　合成繊維製のもの	四・六％
	二　その他のもののうち	四・八％
	三　綿製のもの	
五九・一六	伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の物品で補強してあるかどうかを問わない。） (1)　綿製のもの	五・八％
	(2)　その他のもの	四・二％
五九・一七	紡織用繊維の織物類及び紡織用繊維の製品（通常機械に使用するものに限る。） 一　ふるい用の布	四・二％
	二　製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	四・八％
	三　その他のもの (1)　綿製のもの	五・八％
	(2)　その他のもの	四・二％
六〇・〇一	メリヤス編物及びクロセ編物（ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。） 一　平編み、ゴム編み又はあぜ編みのもの（二に掲げるものを除く。） (一)　羊毛製又は繊獣毛製のもの	六・四％
	(二)　綿製のもの	六・七％
	(三)　人造繊維製のもの A　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	B　その他のもの	四・八％
	(四)　その他のもの	六・四％
	二　模様編みの組織を有するもの (1)　綿製のもの	一五・七％
	(2)　その他のもの	九・六％
六〇・〇二	手袋（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。） (1)　綿製のもの	九％
	(2)　その他のもの	六・四％
六〇・〇三	靴下類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。） 一　合成繊維製のもの (一)　女子用の長靴下	九・六％
	(二)　その他のもの	八％

	二　その他のもの	
	(1)　綿製のもの	六・七％
	(2)　その他のもの	六・四％
六〇・〇五	外衣類及びその他の編物製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）	
	二　その他のもの	
	(一)　ショール、スカーフ、マフラーその他これらに類する物品	六・七％
	(二)　その他のもの	六・四％
六〇・〇六	メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品（ゴム糸を用いたものの及びゴム加工したものに限るものとし、ゴム糸を用いた保健用のひざ当て及び長靴下を含む。）	
	一　メリヤス編物及びクロセ編物	
	(1)　綿製のもの	五・三％
	(2)　その他のもの	六・六％
	二　その他のもの	
	(1)　綿製のもの	一一・二％
	(2)　その他のもの	八％
六一・〇一	男子用の外衣類	
	一　毛皮付きのもの	一一・二％
	二　その他のもの	八％
六一・〇二	女子用又は乳幼児用の外衣類	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	
	(1)　毛皮付きのもの	五・三％
	(2)　その他のもの	一三・四％
	二　その他のもの	
	(一)　ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	九％
	(二)　その他のもの	七・八％
六一・〇三	男子用の下着（カラー、シャツフロント及びカフスを含む。）	七・八％
六一・〇四	女子用又は乳幼児用の下着	
	一　ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	九％
	二　その他のもの	九％
六一・〇五	ハンカチ	
	一　亜麻製又はラミー製のもの	九％
	二　その他のもの	
	(一)　ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	一一・二％
	(2)　綿製のもの	一一・二％
	(2)　その他のもの	一一・二％
六一・〇六	ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベールその他これらに類する物品	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	
	(1)　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの（ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの以外のものに限るものとし、綿製、人造繊維製、羊毛製、繊獣毛製又は絹製のものを除く。）	一一・二％
	(2)　その他のもの	八％
	二　その他のもの	
	(一)　ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	一一・二％
	(1)　綿製又は人造繊維製のもの	八％
	(2)　その他のもの	一一・二％
	(二)　その他のもの	八％
	(1)　綿製又は人造繊維製のもの	五・三％
	(2)　羊毛製、繊獣毛製又は絹製のもの	一三・四％
	(3)　その他のもの	九％
六一・〇七	ネクタイ	七・八％
六一・〇九	コルセット、コルセットベルト、サスペンダーベルト、ブラジャー、ブレース、サスペンダー、ガーターその他これらに類する物品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを含むものとし、ゴム糸を用いたものであるかどうかを問わない。）	
	一　ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	七・八％
	二　その他のもの	七・八％
六一・一〇	手袋及び靴下類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	
	一　手袋	七・八％
	二　靴下類	七・八％
六一・一一	ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベルト、マフ、スリーブプロテクター、ポケットその他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	
	(1)　金（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）、銀又は白金族の金属を用いたもの（毛皮付きのものに限る。）	一二・八％

	(2) 金（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）、銀又は白金族の金属を用いたもの（毛皮付きのもの並びに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いた女子用のカラー、タッカー、ファラル、ボディスフロント、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨークその他これらに類する衣類の附属品及びトリミング（しゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたものを除く。）を除く。）	九％
	(3) 金（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。）、銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いた女子用のカラー、タッカー、ファラル、ボディスフロント、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨークその他これらに類する衣類の附属品及びトリミング（しゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたものを除く。）を除く。）	八％
	(4) その他のもの	七・八％
	二　その他のもの	
	(一) ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	九％
	(二) その他のもの	
	(1) 女子用のカラー、タッカー、ファラル、ボディスフロント、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨークその他これらに類する衣類の附属品及びトリミング	七・八％
	(2) その他のもの	九％
六二・〇一	ひざ掛け及び毛布	
	(1) 綿製のもの	九％
	(2) その他のもの	六・四％
六二・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン並びにカーテンその他の室内用品	
	一　ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	
	(1) 亜麻製又はラミー製のもの	九・六％
	(2) 綿製のもの	九％
	(3) その他のもの	六・四％
	二　その他のもの	
	(一) 亜麻製又はラミー製のもの	九・六％
	(二) その他のもの	
	(1) 綿製のもの	九％
	(2) その他のもの	六・四％
六二・〇三	包装用の袋	
	一　第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製のもの	
	(一) 使用してないもの	
	A　ガンニー袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）	一二・八％（その率が一キログラムにつき三円四四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　合成繊維製のもの	一二・八％（その率が一キログラムにつき二円一二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	三　その他のもの	六・四％
	(1) 綿製のもの	四・八％
	(2) サイザル麻製のもの	四・六％
	(3) その他のもの	三・九％
	B　その他のもの	
六二・〇四	ターポリン、帆、日よけ、テント及びキャンプ用品	
	二　その他のもの	
	(1) 綿製のもの	六・七％
	(2) その他のもの	四・八％
六二・〇五	紡織用繊維のその他の製品（ドレスパターンを含む。）	
	(1) 綿製のもの	七・八％
	(2) その他のもの	五・六％
六三・〇一	中古の紡織用繊維製の衣類、衣類附属品、ひざ掛け、毛布、家庭用のリネン及び室内用品（第五八・〇二号又は第五八・〇三号に該当する物品を除く。）並びに中古の履物及び帽子（ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装のものに限る。）	七％
六四・〇六	ゲートル、スパッツ、レギンス、クリケット用すね当て、サッカー用すね当てその他これらに類する製品及びこれらの部分品	
	一　革製のもの及び毛皮を用いたもの	四・六％
	二　その他のもの	三・四％
六五・〇一	帽体（フェルト製のもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	三・六％
六五・〇二	帽体（組んだもの又は組物その他の物品のストリップで作つたもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。）	三・四％
六五・〇三	フェルト製の帽子（第六五・〇一号に該当するフェルト製の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。）	

六五・〇四	二　その他のもの 帽子（組んだもの及び組物その他の物品のストリップで作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。） 二　その他のもの	七％
六五・〇五	帽子（ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）で作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。）	五・三％
六五・〇六	その他の帽子（裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。） 一　外側が毛皮製のもの 二　革製のもの及び毛皮付きのもの（一に掲げるものを除く。） 三　その他のもの	七％ 六・六％ 五・八％ 五・三％
六五・〇七	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム（オペラハット用のスプリングフレームを含む。）、ひさし及びあごひも	四・六％
六六・〇一	傘（つえ兼用傘、アンブレラテント、ビーチパラソルその他これらに類する物品を含む。）	六・四％
六六・〇二	つえ（登山用つえ及びシートスチックを含む。）、むちその他これらに類する物品 一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二　その他のもの	四・六％ 四・六％
六六・〇三	第六六・〇一号又は第六六・〇二号に該当する物品の部分品、トリミング及び附属品 一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二　その他のもの	六・四％ 六・四％
六七・〇一	羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥の綿毛並びにこれらの製品（第〇五・〇七号に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。） (1)　羽毛製ダスター (2)　その他のもの	六・六％ 四・六％
六七・〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 (1)　人造プラスチック製のもの (2)　その他のもの	八％ 四・六％
六七・〇三	人髪（仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）並びに羊毛その他の獣毛及びその他の紡織用繊維材料（かつらその他これに類する物品の製作用に調製したものに限る。） 二　獣毛 三　その他のもの	二・六％ 三・八％

六七・〇四	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製のその他の製品（ヘアネットを含む。）	三・八％
六八・〇一	道路その他の舗装に用いる石、縁石及び敷石（天然石製のものに限るものとし、スレート製のものを除く。）	一・五％
六八・〇三	スレート（加工したものに限る。）及びスレート製品（凝結スレート製品を含む。）	二・六％
六八・〇四	手研ぎ用砥石その他これに類する物品並びにミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（研磨用、整形用又は切断用のホイール、ヘッド、ディスク及びポイントを含み、フレーム付きのものを除くものとし、しん、柄、ソケット、軸その他これらに類するものを有するかどうかを問わない。）及びこれらのセグメントその他の完成部分品で、天然石（凝結したものであるかどうかを問わない。）製、凝結した天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの 一　ダイヤモンドカッティングホイール 二　ダイヤモンドグラインディングホイール 三　その他のもの (一)　人造研磨材料製のもの (1)　手研ぎ用砥石その他これに類する物品 (2)　その他のもの (二)　その他のもの (1)　手研ぎ用砥石その他これに類する物品 (2)　その他のもの	三・四％ 三・四％ 三・九％ 三・四％ 二・六％ 二・二％
六八・〇六	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を織物、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切つたもの、縫い合わせたもの及びその他の加工をしたものを含む。） 一　研磨紙 二　その他のもの	五・二％ 五・二％
六八・〇七	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離したバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹した鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・二二号、第六八・一三号又は第六九類に該当するものを除く。）	三・四％
六八・〇八	アスファルト製品、石油アスファルト製品、コールタールピッチ製品その他これらに類する製品	三・四％
六八・〇九	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、木材繊維、わら、かんなくず、木くず又はのこくずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材で凝結したものに限る。）	三・四％ 三・九％
六八・一〇	プラスター製品	三・四％
六八・一一	セメント製品（スラグセメント製品を含む。）、コンクリート製品及び人造石製品（粒状大理石をセメントで凝結したものの製品を含むものとし、補強してあるかどうかを問わない。）	三・九％

六八・一二	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	三・九％
六八・一三	石綿（加工したものに限る。）及び石綿の板、ひも、織物、衣類、ジョイントその他の製品（補強してあるかどうかを問わないものとし、第六八・一四号に該当するものを除く。）並びに石綿をもととした混合物、石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物及びこれらの製品	三・九％
六八・一四	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料（セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。）のうち	三・四％
	自動車の部分品以外のもの	
六八・一五	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（マイカナイト、マイカフォリウムその他紙又は織物にはく離雲母を接着したものを含む。）	一・五％
六八・一六	石その他の鉱物性材料の製品（泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く。）	四・八％
六九・〇一	断熱れんが、断熱ブロック、断熱タイルその他の断熱製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土で製造したものに限る。）	二・六％
六九・〇二	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品（第六九・〇一号に該当するものを除く。）	二・六％
	(1) 粘土質耐火れんが及びけい石質耐火れんが	二・六％
	(2) その他のもの	二・二％
六九・〇三	その他の耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、サポート、管、シース及び棒。第六九・〇一号に該当するものを除く。）	五・二％
六九・〇四	建設用れんが（床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品を含む。）	二・六％
六九・〇五	かわら、煙突用品その他の建設用品（建築用装飾品を含む。）	三％
六九・〇六	管、導管及びとい（アングル、ベンドその他これらに類する継手を含む。）	二・六％
六九・〇七	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施してないものに限る。）	二・六％
六九・〇八	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）	三％
	(1) モザイクタイル	三・二％
	(2) その他のもの	三％
六九・〇九	理化学用又は工業用の物品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつぼ、ジャーその他これらに類する製品	
	一　理化学用又は工業用の物品のうち	
	触媒の製造に使用される触媒担体以外のもの	三・四％
	二　その他のもの	三・四％
六九・一〇	台所用流し、洗面台、ビデ、便器、浴槽その他これらに類する衛生用備付品	三・四％
六九・一一	磁器（パリアン磁器その他のうわぐすりを施してない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。）	三・四％
六九・一二	その他の陶磁器（食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。）	三・四％
六九・一三	小像その他の装飾品及び装身具並びに調度品	三・四％
六九・一四	その他の製品	三・四％
七〇・〇一	ガラスの塊（光学ガラスの塊を除く。）及びくず	
	一　塊	
	(1) エナメルガラスのもの	三％
	(2) その他のもの	二・六％
七〇・〇三	ガラスの球、棒及び管（加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。）	
	一　石英ガラスのもの	三・二％
	二　その他のもの	二・六％
七〇・〇四	板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法又はロール法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限るものとし、模様付けしてあるかどうかを問わない。）	
	一　型模様付き板ガラス	
	(一) 厚さが二・五ミリメートル以下のもの	三・四％
	(二) その他のもの	
	(1) 金属の線又は網を入れたもの	四・六％
	(2) その他のもの	三・八％
	二　その他のもの	三・四％
七〇・〇五	板ガラス（色きせのものを含むものとし、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限る。）	
	一　無色平面のもの	
	(一) 厚さが二・五ミリメートル以下のもの	二・六％
	(二) 厚さが二・五ミリメートルを超え、四ミリメートル以下のもの	三・四％
	(三) 厚さが四ミリメートルを超えるもの	三・八％
	二　その他のもの	三・四％
七〇・〇六	磨き板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
	(1) 無色のもの（厚さが四ミリメートル以下のものに限るものとし、金属の線又は網を入れたものを除く。）	四・六％
	(2) その他のもの	六・三％

七〇・〇七	板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの、表面又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、曲げたものを磨いてあるかどうかを問わない。）並びに絶縁用複層ガラス及びステンドガラスその他これに類するガラス	三・八％
七〇・〇八	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。）のうち	五・三％
	自動車用の合わせガラス以外のもの	
七〇・〇九	ガラス鏡（バックミラーを含むものとし、枠付きであるかどうかを問わない。）のうち	三・八％
	自動車用のもの以外のもの	
七〇・一〇	ガラス製の瓶、ジャー、つぼ、チューブ状容器その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）及びガラス製の栓その他これに類する物品	三・九％
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品（電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。）	四・六％
	一　石英ガラス製のもの	三・九％
	二　その他のもの	三・四％
七〇・一二	魔法瓶その他の真空容器に用いるガラス製の瓶	
七〇・一三	ガラス製品（通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。）	
	(1)　ガラスセラミックス製のもの及びその製造の用に供するもの以外のもの（コップ類（貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。）以外のものに限る。）	五・八％
	(2)　その他のもの	四・六％
七〇・一四	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。）	
	(1)　電気照明器具（フィラメント電球用のものを除く。）	四・一％
	(2)　その他のもの	四・六％
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス（サングラス用のものを含み、曲面のもの、曲げたものその他これらに類する形状のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除く。）並びにこれらの製造に用いる球面ガラス及びそのセグメント	
	(1)　眼鏡用のガラス	二・九％
	(2)　その他のもの	三・八％
七〇・一六	ガラス製のれんが、タイル、スラブ、舗装用ブロックその他通常建築用に供するプレス製品及び成型製品並びにブロック、スラブ、板、パネルその他これらに類する形状の多泡ガラス	四・六％
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかどうかを問わない。）及びガラス製のアンプル	
	一　石英ガラス製のもの	
	(1)　理化学用のガラス製品	三・九％
	(2)　衛生用のガラス製品	四・六％

	二　その他のもの	
	(1)　理化学用のガラス製品	二・九％
	(2)　衛生用のガラス製品及びガラス製のアンプル	三・四％
七〇・一八	光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品（光学的に研磨したものを除く。）並びに視力矯正眼鏡用レンズのブランク（ガラス製のものに限る。）	
	一　板状のもの	三・八％
	二　その他のもの	二・九％
七〇・一九	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒	
	一　ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品（貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。）	三・四％
七〇・二〇	ガラス繊維（ガラスウールを含む。）、ガラス繊維の糸及び織物並びにこれらの製品	
	一　ガラス繊維の織物	
	(1)　幅が三〇・四八センチメートル以下のもの	四・六％
	(2)　その他のもの	四・一％
	二　その他のもの	四・六％
七〇・二一	その他のガラス製品	
七一・〇二	貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付け又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしないもの及び貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	三・四％
	二　その他のもの	
	(一)　機械用又は工業用に供するために形作つたもの	
	B　その他のもののうち	
	ダイヤモンドのもの以外のもの	
七一・〇三	合成又は再生の貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付け又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	一・三％
	一　機械用又は工業用に供するために形作つたもの	一・五％
	二　その他のもののうち	
	水晶のもの	一・五％
	その他のもの（合成のダイヤモンドのものを除く。）	六％
七一・〇五	銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。）	

	一　塊、片、粒、粉、棒、形材、板及び帯	
	(1)　銀（合金を除く。）の粉	
	(2)　その他のもの	
七一・〇六	二　その他のもの	
七一・〇七	銀を張った金属（加工してないもの及び一次製品に限る。）	
	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。）	
七一・〇八	二　その他のもの	
	金を張った卑金属及び銀（加工してないもの及び一次製品に限る。）	
七一・〇九	白金及び白金族のその他の金属（加工してないもの及び一次製品に限る。）	
	二　その他のもの	
	(1)　線（白金族の金属（他の金属との合金を除く。）のものに限る。）	
	(2)　その他のもの	
七一・一〇	白金又は白金族のその他の金属を張った卑金属及び貴金属（加工してないもの及び一次製品に限る。）	
七一・一一	貴金属の加工くず、溶解くずその他のくず	
	一　銀のくず	
七一・一二	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	
	(1)　銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの	
	(2)　その他のもの	
七一・一三	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く。）	
七一・一四	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	
	一　理化学用又は工業用のもの	
	二　その他のもの	
七一・一五	真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	
	一　理化学用又は工業用のもの	
	二　その他のもののうち	
	真珠製品（格付した真珠を輸送のために一時的に糸に通したものに限る。）以外のもの	
	身辺用細貨類及びその部分品	
	その他のもの	
七一・一六	身辺用模造細貨類	
	一　貴金属をめっきしたもの	
七三・〇一	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形のもの、ブロック、ランプその他これらに類する形状のものに限る。）	
	一　銑鉄	
	二　スピーゲル	
七三・〇二	フェロアロイ	
	一　フェロシリコン	
	二　フェロマンガン	
	三　フェロクロム	
	四　フェロニッケル	
	五　その他のもの	
	(1)　フェロタングステン及びフェロモリブデン	
	(2)　その他のもの	
七三・〇四	鉄鋼のショット及びグリット（選別したものであるかどうかを問わない。）並びに鉄鋼のワイヤーペレット	
七三・〇五	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼	
	一　鉄の含有量が全重量の九〇％に満たないもののうち	
	ニッケルの含有量が全重量の一％以上で五％に満たないもの以外のもの	
	二　その他のもののうち	
	ニッケルの含有量が全重量の一％以上で五％に満たないもの以外のもの	
七三・〇六	パドルバー及びパドルパイリング並びに鉄鋼のインゴット、ブロック、ランプその他これらに類する形状のもの	
	一　インゴット	
	二　その他のもの	
七三・〇七	鉄鋼のブルーム、ビレット、スラブ及びシートバー（チンプレートバーを含む。）並びに鉄鋼の荒鍛造品	
	一　荒鍛造品	
	二　その他のもののうち	
	ビレット及びスラブ以外のもの	
七三・〇八	鉄鋼のコイル（再圧延用のものに限る。）	
七三・〇九	鉄鋼のユニバーサルプレート	
七三・一〇	鉄鋼の棒（線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。）及び中空マイニングドリル鋼	
	一　棒	
	(一)　クラッドのもの及びめっきしたもの	
	(二)　その他のもの	
	A　冷間成形又は冷間仕上げをしたもの	
	B　その他のもの	
	二　線材（巻いたものに限る。）	
	(一)　クラッドのもの及びめっきしたもの	

一・六％	
一・九％	
四・六％	
四・六％	
三・八％	
四・六％	
三・二％	
三％	
四・六％	
一・九％	
六・二％	
六・六％	
六・六％	
三％	
三％	
三％	
三％	
七・七％	
七・二％	
五・九％	
三・九％	
三％	
三％	
三％	
三・四％	
三・四％	
三・四％	
三・四％	
三・九％	
三・九％	
三・九％	
三・九％	
三・九％	
六・二％	
六・六％	
五・六％	

	(ハ) その他のもの	三・九%
七三・一一	三　中空マイニングドリル鋼	三・九%
	形鋼（熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。）及び鋼矢板（鋼矢板にあつては、穴をあけてあるか、又は組み合わせてあるかどうかを問わない。）	
	一　形鋼	三・九%
	二　鋼矢板	三・九%
七三・一二	鉄鋼の帯（熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。）	
	一　クラッドのもの及びめつきしたもの	
	(イ) クラッドのもの	三・九%
	(ロ) すずをめつきしたもの	三・九%
	(ハ) 亜鉛をめつきしたもの	三・九%
	(ニ) その他のもの	三・九%
	二　その他のもの	
	(イ) 巻いたもの	三・九%
	(ロ) その他のもの	三・九%
七三・一三	鉄鋼の板（熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。）	
	一　クラッドのもの及びめつきしたもの	
	(イ) クラッドのもの	三・九%
	(ロ) すずをめつきしたもの	三・九%
	(ハ) 亜鉛をめつきしたもの	三・九%
	(ニ) その他のもの	三・九%
	二　その他のもの	
	(イ) 厚さが三ミリメートルに満たないもの	三・九%
	(ロ) 厚さが三ミリメートル以上で、六ミリメートルに満たないもの	三・九%
	(ハ) 厚さが六ミリメートル以上のもの	三・九%
七三・一四	鉄鋼の線（塗装してあるかどうかを問わないものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	
	一　クラッドのもの及びめつきしたもの	三・九%
	二　その他のもの	三・九%
七三・一五	合金鋼及び高炭素鋼（第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。）	
	一　合金鋼	
	(イ) 高速度鋼（クロムの含有量が全重量の三%以上で、タングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。）	六・六%
	(ロ) バイメタル（板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）	六・三%
	(ハ) その他のもの	
	(1) 合金工具鋼（タングステン又はモリブデンの含有量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）	五・八%
	(2) その他のもの	四・六%
	二　高炭素鋼（一に掲げるものを除く。）	四・六%
七三・一六	鉄鋼製の軌条、チェックレール、尖端軌条、クロッシング、クロッシングピース、転轍棒、歯形軌条、まくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、ベッドプレート及びタイ並びに軌条の接続又は取付けに専ら用いるその他の鉄鋼製の材料（鉄道線路の建設材料に限る。）	
	一　軌条	三・九%
	二　その他のもの	三・九%
七三・一七	鋳鉄管	三・九%
七三・一八	鉄鋼の管及び素管（鋳鉄管及び水力発電用高圧導水鋼管を除く。）	
	一　合金鋼（この類の注1(d)に定めるものをいう。）のもの	五・二%
	二　その他のもの	三・九%
七三・一九	水力発電用高圧導水鋼管（補強してあるかどうかを問わない。）	三・九%
七三・二〇	鉄鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手	
	(1) 鋳鉄製又は可鍛鋳鉄製のもの	四・六%
	(2) その他のもの	三・九%
七三・二一	構造物及びその部分品（例えば、家屋、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根組み、扉、窓枠、よろい戸、手すり及び柱。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、帯、鉄鋼製の棒、形材、管その他の材料のものに限る。	
	(1) 無水式ピストン型ガスホールダーの部分品	三・九%
	(2) その他のもの	三・九%
七三・二二	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（圧縮ガス用又は液化ガス用のものの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除くとともに、内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。）	
	(1) 無水式ピストン型ガスホールダー	三・九%
	(2) その他のもの	三・九%
七三・二三	ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するもので、鉄鋼の板で製造したものに限る。）	三・九%
七三・二四	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	三・九%
七三・二五	より線、ケーブル、ロープ、組みひも、スリングその他これらに類する物品（鉄鋼の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	三・九%
七三・二六	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかどうかを問わない。）及び緩くよつた二重線で柵用のもの	三・九%

七三・二七	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（鉄鋼の線を用いて製造したものに限る。）及び鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	三・九％
七三・二九	鉄鋼製の鎖及び鎖部分品	三・九％
七三・三〇	鉄鋼製のいかり及びいかり部分品	三・九％
七三・三一	鉄鋼製のくぎ、びょう、またくぎ、かぎくぎ、波形くぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びょう（銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。）	三・九％
七三・三二	鉄鋼製のボルト及びナット（ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切ってあるかどうかを問わない。）、ねじ（スクリューフック及びスクリューリングを含む。）、リベット、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに鉄鋼製の座金（ばね座金を含む。）	三・四％
七三・三三	鉄鋼製の手縫針（ししゅう用のものを含む。）、じゅうたん用手針、手編針、ボドキン、クロセ手針その他これらに類する物品及びしゅう用穴あけ手針	三％
七三・三四	鉄鋼製のピン（ハットピンその他の装飾用のもの及び画びようを除く。）、ヘアピン、カールグリップその他これらに類する物品	三％
七三・三五	鉄鋼製のばね及びばね板	
	二　その他のもの	三・九％
七三・三六	ストーブ（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、レンジ、調理用加熱器、炉、ガスこん炉、バーナーを有する皿、温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	三・九％
七三・三七	ボイラー（第八四・〇一号のボイラーを除く。）及びラジエーター（セントラルヒーティング用のものに限るものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（冷風又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	三・九％
七三・三八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）並びに鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品	三・九％
	一　ウール及び瓶洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品	四・六％
	二　その他のもの	三・九％
七三・四〇	その他の鉄鋼製品	
	(1)　エンドレスコンベアベルト（巻いた未完成のコンベアベルトで両端にリベット穴を有するものを含む。）	三・九％
	(2)　その他のもの	四・六％
七四・〇一	マスターアロイ	
	一　ベリリウム銅のもの	四・八％
	二　その他のもの	二・六％
七四・〇三	銅の棒、形材及び線	
	一　棒及び形材	
	(一)　銅（合金を除く。）のもの	五・八％
	(二)　黄銅又は青銅のもの	五・八％
	(三)　その他のもの	
	A　ベリリウム銅合金の棒	六・六％
	B　その他のもの	
	(1)　ニッケルの含有量が全重量の一〇％を超えるもの	四・六％
	(2)　その他のもの	五・八％
	二　線	
	(一)　銅（合金を除く。）のもの	五・八％
	(二)　黄銅又は青銅のもの	五・八％
	(三)　その他のもの	
	A　ベリリウム銅合金のもの	六・六％
	B　その他のもの	
	(1)　ニッケルの含有量が全重量の一〇％を超えるもの	四・六％
	(2)　その他のもの	五・八％
七四・〇四	銅の板及び帯	
	一　銅（合金を除く。）のもの	五・二％
	二　黄銅又は青銅のもの	四・八％
	三　その他のもの	
	(一)　ベリリウム銅合金のもの	四・八％
	(二)　その他のもの	
	(1)　ニッケルの含有量が全重量の一〇％を超えるもの	四・六％
	(2)　その他のもの	五・八％
七四・〇五	銅のはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、穴をあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）	四・八％
	一　ベリリウム銅合金のもの	四・八％
	二　その他のもの	
	(1)　銅（合金を除く。）のもの	五・二％
	(2)　銅合金のもの	五・八％
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	五・二％
七四・〇七	銅の管、素管及び中空棒	五・二％
	一　銅（合金を除く。）のもの	五・二％
	二　黄銅又は青銅のもの	五・二％
	三　その他のもの	
	(一)　ベリリウム銅合金のもの	六・六％
	(二)　その他のもの	

	(1) ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるもの	
七四・〇八	(2) その他のもの	五・二%
七四・一〇	銅製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	六・六%
七四・一一	より線、ケーブル、ロープ、組みひもその他これらに類する物品（銅の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	四・六%
	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る。）及び銅製のエキスパンデッドメタル	五・八%
	一　エキスパンデッドメタル	
	二　その他のもの	
	(一) 機械用のもの（エンドレスのものに限る。）	四・六%
	(二) その他のもの	
七四・一五	銅製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）並びに銅製のボルト及びナット（ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。）、ねじ（スクリューフック及びスクリューリングを含む。）、リベット、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに銅製の座金（ばね座金を含む。）	三・九%
	一　くぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう	四・六%
	(一) 貴金属をめつきしたもの	四・六%
	(二) その他のもの	四・六%
七四・一六	銅製のばね	四・六%
七四・一七	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供するものに限るものとし、電気式のものを除く。）及び加熱器具部分品	四・六%
七四・一八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（銅製のものに限る。）	四・一%
	一　貴金属をめつきしたもの	四・一%
	二　その他のもの	
七四・一九	その他の銅製品	
	一　貯蔵タンクその他これに類する容器（圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除くとともに、内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。）	四・六%
	二　その他のもの	
	(一) 貴金属をめつきしたもの	四・六%
	(二) その他のもの	
	(1) エンドレス帯（フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限る。）	三・九%

	(2) その他のもの	
七五・〇一	ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず	
	一　マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物	
	(一) 粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。）	五・八%
	二　塊	
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	
	(イ) ニッケル合金のもののうち	
	ニッケルの含有量が全重量の五〇%以上のもの又はコバルトの含有量が全重量の一〇%に満たないもの	四・六%
	三　くず	
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	五・四%
七五・〇二	ニッケルの棒、形材及び線	
	一　棒及び形材	
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	五・八%
	(二) ニッケル合金のもの	四・六%
	二　線	
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	五・八%
	(二) ニッケル合金のもの	四・六%
七五・〇三	ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク	
	一　はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、穴をあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）、粉及びフレーク	
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	一一・七%（その率が一キログラムにつき七二円九〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
	B　その他のもののうち	
	粉末冶金に使用されるもの及び溶接用フラックスの製造に使用されるもの以外のもの	
	(イ) ニッケル合金のもの	四・八%
	二　その他のもの	
	(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	五・八%
	(二) ニッケル合金のもの	四・六%

七五・〇四	ニッケルの管、素管及び中空棒並びにニッケル製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手 一　ニッケル（合金を除く。）のもの	五・八％
七五・〇五	電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。）	一〇・四％（その率が一キログラムにつき八円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
七五・〇六	その他のニッケル製品 一　貴金属をめつきしたもの 二　その他のもの	四・六％ 四・六％
七六・〇二	アルミニウムの棒、形材及び線 一　棒及び形材 二　線	九・二％ 一〇・二％
七六・〇三	アルミニウムの板及び帯のうち 大型のコンテナー（別表第一（A）第七六・〇三号に規定する政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として用いられるもの（幅が一・二メートル以上のものに限る。）及び航空機用のアルミニウムの板（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）以外のもの	九・二％
七六・〇四	アルミニウムのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、穴をあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限る。）	一〇・二％
七六・〇五	アルミニウムの粉及びフレーク	四・六％
七六・〇六	アルミニウムの管、素管及び中空棒	一〇・二％
七六・〇七	アルミニウム製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	四・六％
七六・〇八	構造物及びその部分品（例えば、家屋、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根組み、扉、窓枠、手すり及び柱。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他の材料	四・一％
七六・〇九	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除くとともに、内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。）	四・六％
七六・一〇	アルミニウム製のドラム、缶、箱その他これらに類する容器（チューブ形のものを含むものとし、通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）	四・六％
七六・一一	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	四・六％
七六・一二	より線、ケーブル、ロープ、組みひもその他これらに類する物品（アルミニウム製の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	六・三％
七六・一五	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（アルミニウム製のものに限る。）	四・一％
七六・一六	その他のアルミニウム製品 (1)　ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（アルミニウム製の線を用いて製造したものに限る。）及びエキスパンデッドメタル (2)　その他のもの	四・六％ 四・一％
七七・〇一	マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。） 一　塊のうち 課税価格が一キログラムにつき六三六円八八銭以下のもの 二　くず	五・二％ 二・六％
七七・〇二	マグネシウムの棒、形材、線、板、帯、はく、粉、フレーク、管、素管及び中空棒並びに大きさをそろえたマグネシウムの削りくず並びにその他のマグネシウム製品 (1)　マグネシウムの棒、形材、線、板、帯、はく、粉、フレーク、管、素管及び中空棒並びに大きさをそろえたマグネシウムの削りくず (2)　その他のもの	五・八％ 六・二％
七七・〇四	ベリリウム及びその製品 一　塊及び粉 (1)　塊 (2)　粉 二　くず 三　その他のもの	二・六％ 三％ 二・六％ 四・六％
七八・〇一	鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず 一　塊 (一)　鉛（合金を除く。）のもの A　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超え、九九・八％以下のものに限る。）のうち 課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭以下のもの (二)　鉛合金のもの A　アンチモンを含有するもの B　その他のもの	二・八％ 五・二％（その率が一キログラムにつき四円六四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率） 三・八％（その率が一キログラムにつき

	二　くず		
七八・〇二	鉛の棒、形材及び線	五・八％	
七八・〇三	鉛の板及び帯		
	一　鉛（合金を除く。）のもの	三・八％	
	二　鉛合金のもの	三・八％	
七八・〇四	鉛のはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、穴をあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量（補強材の重量を除く。）が一平方メートルにつき一・七キログラム以下のものに限る。）、粉及びフレーク		
	一　はく	三・九％	
	二　粉及びフレーク	四・六％	
七八・〇五	鉛の管、素管及び中空棒並びに鉛製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジ、S形ベンドその他の管用継手		
	一　管、素管及び中空棒	二・六％	
	二　管用継手	三・九％	
七八・〇六	その他の鉛製品	四・六％	
七九・〇一	亜鉛の塊及びくず		
	一　塊		
	(一)　亜鉛（合金を除く。）のもの		
	B　亜鉛の含有量が全重量の九五％以上で九七％以下のもの	一・六％	
	(二)　亜鉛合金のもの		
	A　アルミニウムの含有量が全重量の三％を超えるもの	一キログラムにつき六円二四銭	
	B　その他のもの	一キログラムにつき五円七六銭	
	二　くず	一・五％	
七九・〇二	亜鉛の棒、形材及び線		
	一　棒及び形材	三・四％	
	二　線	三・八％	
七九・〇三	亜鉛の板、帯、はく、粉及びフレーク		
	一　はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、穴をあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）、粉及びフレーク	四・六％	
	二　その他のもの	五・八％	
七九・〇四	亜鉛の管、素管及び中空棒並びに亜鉛製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手		
	一　管、素管及び中空棒	三・八％	
	二　管用継手	三・八％	
七九・〇六	その他の亜鉛製品		
	一　とい、ルーフキャッピング、窓枠その他加工した建築用材料	三・九％	
	二　その他のもの	四・六％	
八〇・〇一	すずの塊及びくず		
	一　塊		
	(一)　すず合金のもの		
八〇・〇二	すずの棒、形材及び線	二・六％	
八〇・〇三	すずの板及び帯	三％	
八〇・〇四	すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、穴をあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量（補強材の重量を除く。）が一平方メートルにつき一キログラム以下のものに限る。）、粉及びフレーク	三％	
八〇・〇五	すずの管、素管及び中空棒並びにすず製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	三・九％	
八〇・〇六	その他のすず製品	四・六％	
八一・〇一	タングステン（ウォルフラム）及びその製品		
	一　塊、粉及びフレーク	三％	
	二　くず	三％	
	三　その他のもの	四・六％	
八一・〇二	モリブデン及びその製品		
	一　塊、粉及びフレーク	三％	
	二　くず	三％	
	三　その他のもの	三・九％	
八一・〇三	タンタル及びその製品		
	一　塊、粉及びフレーク	四・六％	
	三　その他のもの	五・八％	
八一・〇四	その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品		
	二　塊、粉、フレーク及びくず（一に掲げるものを除く。）		
	(一)　インジウム又はゲルマニウムのもの		
	A　塊、粉及びフレーク		
	(1)　インジウムのもの	三％	
	(2)　ゲルマニウムのもの	三・八％	
	(二)　その他のもの		
	(1)　アンチモンのもの		

	(i) 塊、粉及びフレーク	一キログラムにつき二二円四〇銭
	(ii) くず	四・六％
	(2) トリウムのもの	六・四％
	(3) その他のもの	
	(i) 塊	
	1 ニッケルの含有量が全重量の一〇％を超えるもの	六・四％
	2 その他のもの	四・一％
	(ii) 粉及びフレーク	
	1 ニッケルの含有量が全重量の一〇％を超えるもの	四・八％
	2 その他のもの	四・六％
	(iii) くず	三・八％
	三 その他のもの	
	(1) コバルトのもの（ニッケルの含有量が全重量の一〇％を超えるものに限るものとし、管、素管及び中空棒並びにジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手を除く。）	
	(i) 棒、形材、線、板及び帯	四・六％
	(ii) はく	四・八％
	(iii) その他のもの	四・六％
	(2) その他のもの	五・二％
八二・〇一	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク、レーキ及びなた、なたがまその他のおの類並びに農業用、園芸用又は林業用のかま、草刈りばさみ、くさびその他の道具に限る。）	二・九％
八二・〇二	のこぎり（機械式のものを除く。）及び手動式又は機械式ののこぎりのブレード（無歯式ののこぎりのブレードを含む。）	
	一 ハックソーブレード（厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限る。）	二・九％
	三 その他のもの	三・四％
八二・〇三	手工具（プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ティーザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナー、レンチ及びやすりに限るものとし、タップ用レンチを除く。）	二・九％
八二・〇四	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）、トーチランプ、金敷き並びに機械用以外の万力及びクランプ、可搬式かじ炉並びにフレーム付きのグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	二・九％
八二・〇七	ツールチップ及びツールチップ用の板、棒その他これらに類するツール物品（タングステン、モリブデン、パナジウムその他の金属の炭化物を焼結したもので、支持物に取り付けてないものに限る。）	四・六％
八二・〇八	コーヒー粉砕器、肉ひき器、果汁搾り器その他の器具（家庭において飲食物の調理に用いるもので、機構を有し、かつ、一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	三・四％
八二・〇九	ナイフ（のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。）及びその刃	
	一 ナイフ	
	(一) 貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	四・四％
	(二) その他のもの	四・四％
	二 ナイフの刃	三・七％
八二・一一	かみそり及びその刃（刃の半製品で帯状のものを含む。）	
	一 安全かみそり（刃入りのセットを含む。）	三・八％
	二 安全かみそりの刃（帯状のものを除く。）	一枚につき一円
	三 その他のもの	
	(1) 電気かみそりの刃及び頭部並びにかみそり及びその刃	三・八％
	(2) その他のもの	四・六％
八二・一二	はさみ（テーラースシャーを含む。）及びその刃	四・四％
八二・一三	その他の刃物（例えば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーパー及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はカイロパディー用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	
	一 貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	四・四％
	(1) 刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。）	四・四％
	(2) その他のもの	四・六％
	二 その他のもの	
	(1) 刃物（ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。）	四・四％
	(2) その他のもの	四・六％
八二・一四	スプーン、フォーク、フィッシュイーター、バターナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具	
	一 貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	四・六％
	二 その他のもの	四・六％
八二・一五	卑金属製の柄（第八二・〇九号、第八二・一三号又は第八二・一四号に該当する物品に用いるものに限る。）	
	二 その他のもの	四・六％
八三・〇一	錠（かぎを用いるもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）、フレーム（ハンドバッグ、トランクその他これらに類する物品に用いるもので、錠と一体のものに限る。）並びにこれらのかぎ及び部分品（卑金属製のものに限る。）	四・六％
	一 貴金属をめつきしたもの	四・一％
	二 その他のもの	四・一％
八三・〇二	卑金属製の取付具（ドアクローザーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。）及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	

	一　貴金属をめつきしたもの	四・一％
	二　その他のもののうち	
	自動車（第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。）又はトレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。）の部分品以外のもの	
八三・〇三	金庫、金庫室、その内装材及び扉並びにキャッシュボックスその他これに類する物品（卑金属製のものに限る。）	四・一％
八三・〇四	卑金属製の書類整理箱、書棚、分類箱、書類入れその他これらに類する事務用具（第九四・〇二号に該当する家具を除く。）	三・八％
八三・〇五	卑金属製の書類とじ込み用金具、書類ばさみ、クリップ、ステープル、インデックスタグその他これらに類する事務用品	三・八％
八三・〇六	卑金属製の小像その他の室内装飾品並びに卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡	
	一　貴金属をめつきしたもの	四・六％
	二　その他のもの	四・六％
八三・〇七	ランプその他の照明器具及びその部分品（卑金属製のものに限るものとし、第八五類（第八五・二二号を除く。）に該当するスイッチ、ランプホールダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。）	三・八％
八三・〇八	卑金属製のフレキシブルチューブ	
	一　鉄鋼製のもの	二・九％
	二　その他のもの	三・四％
八三・〇九	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイその他これらに類する物品（衣類、旅行用具、ハンドバッグその他の紡織用繊維製品又は革製品に通常用いるものに限る。）並びに卑金属製の管リベット及びふたまたリベット並びに卑金属製のビーズ及びスパングル	
	一　貴金属をめつきしたもの	
	(1)　ビーズ及びスパングル	八％
	(2)　その他のもの	四・六％
	二　その他のもの	四・六％
八三・一一	ベル及びゴング（電気式のものを除く。）並びにこれらの部分品（卑金属製のものに限る。）	三・八％
八三・一三	卑金属製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャプシュール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用附属品	
	(1)　王冠	三・九％
	(2)　その他のもの	三・八％
八三・一四	卑金属製のサインプレート、ネームプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章	
八三・一五	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、電極その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結して製造した金属吹付け用の線及び棒	三・八％

	(1)　鉄鋼製の溶接棒（フラックスを用いたものに限る。）	三・九％
	(2)　その他のもの	四・六％
八四・〇三	発生炉ガス発生機及び水性ガス発生機並びに湿式アセチレンガス発生機その他これに類するガス発生機（清浄機を有するものであるかどうかを問わない。）	三・四％
八四・〇六	内燃機関（ピストン式のものに限る。）	
	一　内燃機関	
	(一)　自動車用のもののうち	
	第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの	二・四％
	(二)　航空機用のもの	四％
	(三)　アウトボードモーター	四％
	(四)　その他のもののうち	
	陸用のもの（出力が五〇〇馬力以下のものに限る。）以外のもの	三・九％
	二　内燃機関の部分品のうち	
	航空機用のもの	四％
	その他のもの（自動車用のものを除く。）	二・四％
八四・〇八	その他の原動機	
	一　原動機	
	(一)　航空機用のもの	四％
	(二)　その他のもののうち	
	ガスタービン及びハイドロジェットエンジン（一分間につき八〇トン以上吐出することができるものに限る。）以外のもの	三・八％
	二　原動機の部分品	
	(一)　航空機用のもの	四％
	(二)　その他のもののうち	
	ガスタービン及びハイドロジェットエンジンの部分品以外のもの	三・四％
八四・〇九	機械駆動式のロードローラー	三・四％
八四・一〇	液体ポンプ（原動機付きのものを含むものとし、計器付きのものであるかどうかを問わない。）及びバケット式、チェーン式、スクリュー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター	三・四％
	一　液体ポンプ及びその部分品	
	(一)　揮発油の計量販売用のポンプ（積算液量計及び電動装置を自蔵するものに限る。）	四・六％
	(二)　液体ポンプ(一)に掲げるものを除く。	
	燃料又は潤滑油の給油用のポンプ（給油所において使用する型式のもので、計量器付きのもの及び計量器が取り付けられるように設計されているものに限る。）	三・四％
	その他のもののうち	

	軸流ポンプ	三・四％
	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ（油圧ポンプを除く。）	四・六％
	その他のもの（かじ取り倍力装置用油圧ポンプ（ベーン式又はギヤ式のもので、バス以外の乗用自動車用のものに限る。）を除く。）	二・九％
	二　液体エレベーター及びその部分品	三・四％
八四・一一	気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機（原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）並びにファン、送風機その他これらに類する機械	
	一　ポンプ	
	(一)　真空ポンプ	二・九％
	(二)　その他のもの	二・九％
	二　気体圧縮機	
	(1)　往復式のもので重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの（ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を除く。）	四・六％
	(2)　その他のもの	二・九％
	三　ファン、送風機その他これらに類する機械のうち	
	ディーゼル機関用排気タービン過給機（自動車用のものを除く。）	三・四％
	その他のもの（自動車用排気タービン過給機を除く。）	二・九％
	四　一から三までに掲げる機器の部分品のうち	
	ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機のもの	三・四％
	その他のもの（自動車用排気タービン過給機のものを除く。）	二・九％
八四・一二	エアコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。）	
	二　その他のもののうち	
	定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの以外のもの	
	エアコンディショナー（コンプレッサー式のものに限るものとし、ウインドウ型のものを除く。）	二・四％
	その他のもの	三・二％
八四・一三	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械	
	一　バーナー及びその部分品	三・四％
	二　その他のもの	三・四％
八四・一四	炉（工業用又は理化学用のものに限るものとし、転炉及び電気炉を除く。）	
八四・一五	冷蔵庫（冷凍機構を自蔵するものに限る。）及び冷凍機構を有する機械（電気式のものであるかどうかを問わない。）	
	一　冷蔵庫のうち	三・四％
	有効内容積が〇・八立方メートルを超えるもの（冷凍専用のものにあつては、有効内容積が〇・八立方メートル以下のもので〇・四立方メートルを超えるものを含む。）	二・二％
	二　冷凍機構を有する機械	二・九％
	三　一又は二に掲げる機械の部分品	二・九％
八四・一六	つや出しロール機その他これに類するロール機（金属加工機械、金属圧延機及びガラス加工機械を除く。）及びこれらのロール	三・四％
八四・一七	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料を処理する機器（理化学用のものを含み、家庭用に供するものを除くものとし、電気加熱式のものであるかどうかを問わない。）並びに電気加熱式でない瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器	四・八％
八四・一八	遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機（ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。）	
	一　遠心分離機及びその部分品	三・四％
	二　その他のもののうち	
	自動車用のもの以外のもの	三・四％
八四・一九	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に用いるものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、キャプシュール取付け用又はラベルはり付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に用いるものに限る。）、その他の包装機械、飲料用炭酸ガス注入機及び皿洗機	三・九％
	一　オートマチックラッピングマシン及びその部分品	三・九％
	二　その他のもの	三・四％
八四・二〇	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	
八四・二一	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（手で操作するものであるかどうかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。）及び消火器（消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない。）並びにスプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付機その他これに類する機器	三・四％
八四・二二	物上げ用、荷扱用、積込用又は積卸用の機械並びにテルハ及びコンベア（例えば、リフト、ホイスト、ウインチ、クレーン、トランスポーター、クレーン、ジャッキ、プーリータック、ベルトコンベア及びテルフェリック。第八四・二三号に該当するものを除く。）	三・九％
	一　クレーン、コンベア及びこれらの部分品	三・九％
	二　その他のもの	
八四・二三	メカニカルショベル、コールカッター、エキスカベーター、スクレーパー、レベラー、ブルドーザーその他の掘削用、ならし用、突固め用、せん孔用又は採掘用の機械（自走式であるかどうかを問わないものとし、土壌用、鉱石用その他鉱物用のものに限る。）、除雪機（除雪用アタッチメントを含むものとし、自走式のものを除く。）及びくい打ち機	三・四％
	一　コールカッター及びその部分品	三％
	(1)　シュネルホーベル式のコールカッター	三・九％
	(2)　その他のコールカッター	

	(3) シュネルホーベル式のコールカッターの部分品	二・六%	
	(4) その他のコールカッターの部分品	三・四%	
	二　エキスカベーター、しゆんせつ機及びこれらの部分品のうち		
	エキスカベーター	三・四%	
	しゆんせつ機	三・九%	
	三　その他のもののうち		
	くい打ち機、除雪機、ブルドーザー、アングルドーザー及びグレーダー（自走式のものであるかどうかを問わない。）並びにこれら以外の機械で自走式でないもの	三・四%	
	自走式のスクレーパー	三・九%	
	その他のもの（部分品を除く。）	二・九%	
八四・二四	プラウ、ハロウ、カルチベーター、播種機、肥料散布機その他農業用又は園芸用の機械（土壌整理用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	三・四%	
八四・二五	収穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の風力選別機その他これに類するクリーニング機及び卵その他の農産物の分類機（第八四・二九号に該当するパン用穀物の製粉業用機械を除く。）のうち	四・八%	
	ヘイベーラー以外のもの	三・四%	
八四・二六	酪農機械（搾乳機を含む。）	三・四%	
八四・二七	プレス、破砕機その他の機械（ぶどう酒、りんご酒又は果汁の製造その他これらに類する用途に供するものに限る。）	三・四%	
八四・二八	その他の農業用、園芸用、家きんの飼育用又は養蜂用の機械、発芽用機器（機械装置又は加熱装置を有するものに限る。）並びに家きん用のふ卵器及び育すう器	三・四%	
八四・二九	パン用穀物の製粉業用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその他の機械（農場用のものを除く。）	三・九%	
八四・三〇	食品工業用の機械（ベーカリー製品、菓子、ココア製品若しくはマカロニ、ラビオリその他これらに類する穀物食品の製造用又は肉、魚、果実若しくは野菜の調製用のもの（ミンシング機及びスライシング機を含む。）及び砂糖製造用又は醸造用のものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）	四・四%	
八四・三一	繊維素パルプ、紙又は板紙の製造用又は仕上用の機械		
	一　ストックメーカー、パルプレファイナー及びこれらの部分品	三・四%	
	二　その他のもののうち		
	抄紙機	三・九%	
	その他のもの（部分品を除く。）	三・四%	
八四・三二	製本機械（製本ミシンを含む。）	四・八%	
八四・三三	紙又は板紙の切断機及びその他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械	三・四%	
八四・三四	活字鋳造用又は植字用の機器及びその附属品、印刷用のブロック、プレート、シリンダーの調製又は加工に使用する機械（第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く。）、活字、紙型、母型、印刷用のブロック、プレート及びシリンダー並びに製版用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	一・六%	
	一　リソグラフィックストーン	三・四%	
	二　活字、紙型、母型並びにブロック、プレート及びシリンダー（製版用に調製したものを含む。）	三・四%	
	三　その他のもの		
八四・三五	印刷機（他の号に該当するものを除く。）及び印刷用補助機械		
	一　印刷機及びその部分品		
	(1) 自動単色凸版枚葉印刷機	四・六%	
	(2) 自動平板枚葉印刷機	四・八%	
	(3) その他のもの	三・四%	
	二　その他のもの	四・八%	
八四・三六	人造繊維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機（横糸巻機を含む。）		
	(1) 人造繊維用紡糸機	三・四%	
	(2) その他のもの	三・九%	
八四・三七	織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組みひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械（整経機及び整経のり付け機を含む。）		
	一　織機	三・九%	
	二　メリヤス機	三・九%	
	三　その他のもの	三・九%	
八四・三八	ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品		
	一　メリヤス針	四・六%	
	二　その他のもの	三・九%	
八四・三九	フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械（フェルト帽子の製造機械及び型を含む。）	三・九%	
八四・四〇	清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗濯機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。）、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物類その他の材料にペーストを被覆するものに限る。）、印刷機（織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返し印刷するものに限る。）並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの	三・九%	

	一　清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械及びその部分品	
	(ニ)　電気洗濯機及びその部分品のうち	
	電気洗濯機（洗濯できる能力が一回につき乾燥した繊維製品の重量で八・五キログラム以下のものに限るものとし、ドラム式又はコインオペレート式のものを除く。）以外のもの	
	(ホ)　その他のもののうち	
	乾燥機（乾燥できる能力が一回につき乾燥した繊維製品の重量で六キログラム以下のものに限るものとし、コインオペレート式のものを除く。）以外のもの	
八四・四一	二　その他のもの	
	ミシン、ミシン用に特に作つた家具及びミシン針	
	一　ミシン（その頭部を含む。）	
	(イ)　通常家庭用に供するもの	
	(1)　単針直線縫いミシン	三・九％
	(2)　その他のもの	三・九％
	(ロ)　その他のもの	
	(1)　単針直線縫いミシン	三・九％
	(2)　その他のもの	四・八％
	二　ミシン針	三％
	三　ミシンの部分品並びにミシン用に特に作つた家具及びその部分品	
八四・四二	原皮、毛皮又は革のなめし準備機械、なめし機械及び加工機械（靴製造機械を含むものとし、ミシンを除く。）	四・八％
八四・四三	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金用又は金属鋳造用に供するものに限る。）	三・九％
	一　鋳造機及びその部分品	
	二　その他のもの	
八四・四四	金属圧延機及びそのロール	
	一　金属圧延機	三・四％
	二　金属圧延機の部分品	
	(イ)　ロール	三・四％
	(ロ)　その他のもの	三・四％
八四・四六	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械（第八四・四九号に該当するものを除く。）	三・四％
八四・四七	木材、コルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（第八四・四九号に該当するものを除く。）	三・四％
八四・四九	手持工具（ニューマチックツール及び電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）	四・八％
	一　ニューマチックツール及びその部分品	
	二　その他のもの	
八四・五〇	溶接用、ろう付け用、切断用又は表面熱処理用の機器（ガスを用いて処理するものに限る。）	三・四％ 二・九％

	(1)　数値制御式の機器	五・八％
	(2)　その他のもの	三・四％
八四・五一	タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及びチェックライター	
	一　タイプライター	
	(1)　電動式タイプライター	三・九％
	(2)　その他のもの	三・四％
	二　チェックライター	三・四％
八四・五二	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械	
	一　電子式ディジタル計算機械のうち	
	計算機本体並びに磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機以外のもの	一一％
	二　その他のもの	
	(イ)　金銭登録機（電子式ディジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電気的に接続して作動する機能を有し、かつ、独立して作動する機能を有するものに限る。）	三％
	(ロ)　その他のもの	
	(1)　計算機	
	(i)　電動式計算機（三則以上の計算機構を有するものに限る。）	四・八％
	(ii)　その他の電動式計算機	二・九％
	(iii)　その他のもの	三・四％
	(2)　簿記会計機	
	(i)　電子式簿記会計機	三・一％
	(ii)　その他の簿記会計機（三則以上の計算機構を有するものに限る。）	四・六％
	(iii)　その他のもの	四・八％
	(3)　金銭登録機	
	(i)　五個以上の集計装置を有するもの	四・八％
	(ii)　その他のもの	三・九％
	(4)　その他のもの	三・九％
八四・五三	自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。）	
	一　電子式ディジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを含む。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。）並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械	

	中央処理装置のうち	
	昭和六一年三月三一日までにおいて政令で定める日（以下この号及び第八四・五五号において「指定日」という。）の前日までに輸入されるもの	
	その他のもののうち	
	指定日の前日までに輸入されるもの	
	二　その他のもの	
	自動データ処理機械及びこれを構成する機器のうち	
	指定日の前日までに輸入されるもの	
	せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機（電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行う機構を自蔵するものに限る。）、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械及びその補助機械のうち	三％
	指定日の前日までに輸入されるもの	
	その他のもののうち	
	指定日の前日までに輸入されるもの	
八四・五四	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びとじ機）	三・九％
八四・五五	第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	四・八％
	第八四・五二号に該当する機械のもの（電子式計算機械のものを除く。）のうち	三・九％
	指定日の前日までに輸入されるもの	
	電子式計算機械、電子式自動データ処理機械若しくはこれらを構成する機器又は第八四・五二号の二の(一)に掲げる金銭登録機又は第八四・五二号の二の(一)に掲げる金銭登録機のものを除く。）のうち	三・四％
	指定日の前日までに輸入されるもの	
	せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機（電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行う機構を自蔵するものに限る。）、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械のもののうち	三・九％
	指定日の前日までに輸入されるもの	
	その他のもの	
	第八四・五三号に該当する機械のもののうち	
	指定日の前日までに輸入されるもの	
	その他のもの	
八四・五六	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機及び混合機（固形、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに造塊機、型込機及び成形機（粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに鋳物用砂型の成形機	三・四％
八四・五七	ガラス又はその製品の製造機械（冷間加工用のものを除く。）及びフィラメント電球、放電灯、電子管その他これらに類する物品のチューブ又はバルブの組立機械	三・四％
八四・五九	機械類（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）	
	一　プレス、モールディングマシン、ニーディングマシン、押出機及びこれらの部分品	三・四％
	二　より線機、絶縁テープ巻付機その他これらに類する綱又は絶縁電線の製造機械及びこれらの部分品	三・四％
	三　貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものに限る。）及びこれらの部分品	三％
	(1)　鉄鋼製の無水式ピストン型ガスホールダー及びその鉄鋼製部分品	三・四％
	(2)　その他のもの	三・四％
	四　道路舗装機械及びその部分品	三・四％
	五　アジテーター（動力駆動式のものに限る。）及びその部分品	三・四％
	六　原子炉及びその部分品	
	(1)　原子炉用核燃料要素及びその集合体	五・八％
	(2)　その他のもの	五・二％
	七　その他の機械類及びその部分品	
	(一)　機械類	
	(1)　ドロマイト投射機、自動コイル巻機、密閉式連続マーガリン製造機及びペレット飼料製造機並びにニューマチックマシン	三・四％
	(2)　船舶用のかじ取り機	四・六％
	(3)　重合タンク	三・九％
	(4)　たばこ工業用の機械類	四・八％
	(5)　その他のもの	三・八％
	(二)　機械類の部分品	三・四％
八四・六〇	金属鋳造用の鋳型（インゴット用のものを除く。）及び鋳型枠並びに金属炭化物、ガラス、ゴム、人造プラスチック又はセラミックペースト、コンクリート、セメントその他の鉱物性材料のモールディングに使用する型	三・四％
八四・六一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。）	一・六％
八四・六二	ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング	三・四％
	一　ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング	四・八％
	二　ベアリングの部分品	四・八％
八四・六三	伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレーンベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。）、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手	

	一　無段変速機及びその部分品	
	二　その他のもののうち	
	自動車用の伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレーンベアリング、はずみ車、プーリー及びプーリーブロック並びに船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。）並びにこれらの部分品以外のもの	
八四・六四	ガスケットその他これに類するジョイント（石綿、フェルト、板紙その他の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセットにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。）のうち	三・四％
	自動車用のもの以外のもの	
八四・六五	機械類（電気機器を含む。）の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品及びこの類の他の号に該当するものを除く。）のうち	三・八％
	船舶用のプロペラ（羽根の長さがその幅の最大寸法の五倍を超えるものに限る。）及びこれに附属する可変ピッチ装置並びにこれらの部分品以外のもの	三・九％
八五・〇二	電磁石、水久磁石及び永久磁石用の特殊材料の製品で磁化していないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプ、万力その他これらに類する加工物保持具並びに電磁式のクラッチ、カップリング、ブレーキ及びリフティングヘッドのもの	三・四％
	電磁石以外のもの	
八五・〇三	一次電池	三・九％
八五・〇四	蓄電池のうち	
	鉛蓄電池（公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのものに限る。）以外のもの	四・六％
八五・〇七	かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）	三・二％
八五・〇八	内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器	
	二　点火プラグのうち	
	自動車用のもの以外のもの	三・四％
	三　その他のもののうち	
	自動車用のもの以外のもの	三・四％
八五・一〇	携帯用の電池ランプ及び発電ランプ（第八五・〇九号に該当するものを除く。）	三・四％
八五・一一	電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気式又はレーザー式の溶接機器、ろう付け機器、はんだ付け機器及び切断用機器	三・八％
	一　電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品	三・四％
	二　電気式又はレーザー式の溶接機器及びその部分品	四・六％
	(1)　数値制御式の溶接機器	
	(2)　その他のもの	三・四％
	三　その他のものの	
	(1)　数値制御式の機器	四・六％
	(2)　その他のもの	三・四％
八五・一五	無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器	
	三　レーダー	
	(1)　船舶用のもの	四・八％
	(2)　航空機用のもの（機上で用いるものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）	五・二％
	(3)　その他のもの	二・九％
	四　その他の機器のうち	
	航空機用のもの（機上で用いるものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）のうち	
	航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	三・二％
	その他のもののうち	
	テレビジョンカメラ、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	四・一％
	五　一から四までに掲げる機器の部分品のうち	
	航行用無線機器、レーダー又は無線遠隔制御機器のもの	三・四％
八五・一六	鉄道、道路又は内陸水路の交通管制用の電気式機器及びこれに類する港湾用又は空港用の電気式機器	三・四％
八五・一七	電気式のベル、サイレン、表示盤、盗難警報器、火災警報器その他の信号機器（第八五・〇九号又は第八五・一六号に該当するものを除く。）	三・四％
八五・一八	固定式又は可変式の蓄電器のうち	
	電力用コンデンサー以外のもの	三・四％
八五・一九	スイッチ、継電器、ヒューズ、避雷器、サージ抑制器、プラグ、ランプホールダー、接続箱その他電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器、固定式又は可変式の抵抗器（ポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）並びに印刷回路、配電盤及び制御盤	
	一　配電盤及び制御盤	二・九％
	二　その他のもの	二・九％
八五・二〇	フィラメント電球及び放電灯（赤外線電球及び紫外線電球を含む。）並びにアーク灯	
	一　フィラメント電球	三・四％
	二　その他のもの	三・八％
八五・二一	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）、光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス	

	一　熱電子管のうち	
	陰極線管以外のもの	
	二　ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち	
	発光ダイオード	
	実装したもの	
	その他のもの	
	三　その他のもののうち	
	光電池及びその部分品並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路の部分品以外のもの	
八五・二二	電気機器（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）	三・四％
	(1)　信号発生器	五・二％
	(2)　その他のもの	三・四％
八五・二三	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。）	三・四％
	一　電力ケーブル及び通信ケーブル	二・九％
	二　合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）のうち	五・八％
	自動車用高圧電線以外のもの	五・八％
	三　その他のもの	五・八％
八五・二四	炭素ブラシ、アーク灯用炭素棒、電池用炭素棒、炭素電極その他の電気用炭素製品のうち	三・九％
	カーボン電熱抵抗体以外のもの	三・四％
八五・二五	がい子（がい管を含むものとし、材質を問わない。）	三・九％
八五・二六	電気機器の電気絶縁用物品（絶縁材料製のものに限るものとし、取付け用に少量の金属を鋳込んだものを含み、第八五・二五号に該当するがい子を除く。）	三・四％
八五・二七	電線用導管及びその継手（卑金属製のもので、絶縁材料を内張りしたものに限る。）	三・八％
八五・二八	電気機器その他の機械類の電気式部分品（この類の他の号に該当するものを除く。）	三・四％
八六・〇二	鉄道用電気機関車（蓄電池又は外部電源により走行するものに限る。）	三・九％
八六・〇三	その他の鉄道用機関車及び炭水車	三・九％
八六・〇四	鉄道用の客車、貨車、軌道検査車その他の車両（自走式のものに限る。）	三・九％
八六・〇五	鉄道用の客車及び手荷物車並びに鉄道用の病院車、囚人車、検査車、郵便車その他の特殊用途車	三・九％
八六・〇六	鉄道用の工作車、起重機車その他の作業車	三・九％
八六・〇七	鉄道用の貨車	三・九％
八六・〇八	コンテナー（一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計され、かつ、装備されているものに限る。）のうち	三・九％
八六・〇九	解体用のもの以外のもの	三・九％
八六・一〇	鉄道用の機関車又は車両の部分品	三・九％
八七・〇一	道路走行車両、鉄道車両その他の車両、船舶又は航空機の交通管制用の信号機その他の機械式機器（電気駆動式のものを除く。）、鉄道線路用装備品及びこれらの部分品	三・九％
	トラクター（動力取出し機構、ウインチ又はプーリーを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。）	
	一　車輪式のもののうち	
	農業用のもの以外のもの	
	公称馬力が五〇馬力以上のもの	
	公称馬力が五〇馬力のもの（四輪式のものを除く。）のうちセミトレーラーをけん引する道路用のもの以外のもの	三・四％
	公称馬力が五〇馬力を超えるもの（四輪式のものを除く。）のうちセミトレーラーをけん引する道路用のもの以外のもの	三％
	その他のもの	四％
	公称馬力が五〇馬力に満たないもの	
	四輪式のもの	四・六％
	その他のもの	
	セミトレーラーをけん引する道路用のもの	
	三輪式のもの	四・八％
	その他のもの	四・六％
	その他のもの	三・四％
	二　その他のもの	三・四％
八七・〇四	原動機付きのシャシ（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）のうち	四・六％
	第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの	
八七・〇五	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）のうち	三・九％
	無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用のもの	
八七・〇六	部分品及び附属品（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	三・四％
	一　シャシのうち	四・六％
	第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの	
	無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用のもの	
	その他のもの	
	二　その他のもののうち	
	第八七・〇一号に該当するトラクターの部分品（無限軌道式トラクター用のものを除く。）	四・六％

八七・〇七	フォークリフトトラック、プラットホームトラック、ストラッドルキャリヤーその他の作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のもので、自走式のものに限る。）及び停車場のプラットホームで使用する型式のトラクター並びにこれらの部分品	三・八％
八七・〇八	戦車その他の装甲車両（武器を装備しているかどうかを問わないものとし、自走式のものに限る。）及びその部分品	一二・八％
八七・一〇	自転車（配達用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	三・八％
八七・一一	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するかどうかを問わない。）	二・六％
八七・一二	部分品及び附属品（第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。） 一　病人用又は身体障害者用の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）のもの	二・六％
	二　その他のもののうち モーターサイクル、オートサイクル又はサイドカーのもの以外のもの	三・八％
八七・一三	乳母車及びその部分品	二・六％
八七・一四	その他の車両（トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。）及びその部分品 (1)　トレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。）及びその部分品	四・六％
	(2)　その他のもの	三・四％
八八・〇一	気球及び飛行船	五・八％
八八・〇二	飛行機、滑空機、たこ及びロートシュート 一　飛行機（ヘリコプターを除く。） (一)　四基以上の原動機を有するもの	四％
	(二)　その他のもの	四％
	二　ヘリコプター	四％
	三　滑空機	五・二％
	四　その他のもの	五・二％
八八・〇三	部分品（第八八・〇一号又は第八八・〇二号に該当する物品に用いるものに限る。） (1)　飛行機又は滑空機の部分品（飛行機用プロペラ並びにヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブレードを除く。）	四％
	(2)　その他のもの	五・八％
八八・〇四	落下傘並びにその部分品及び附属品	六・六％
八八・〇五	カタパルトその他これに類する航空機射出機、航空用地上訓練機及びこれらの部分品	五・八％
八九・〇一	船舶（この類の他の号に該当するものを除く。） 二　その他のもののうち 総トン数が一〇〇トンに満たないもの 軍艦	九・六％
	その他のもの	二・四％
八九・〇五	コファダム、浮き桟橋、ブイ、水路浮標その他船舶以外の浮き構造物	二・四％
九〇・〇三	眼鏡の柄及び枠並びにこれらの部分品 一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの (1)　フレーム（金属製、セルロイド製又は合成樹脂製のものを除く。）	三・九％
	(2)　その他のもの	五・六％
	二　その他のもの (1)　フレーム（金属製、セルロイド製又は合成樹脂製のものを除く。）	三・九％
	(2)　その他のもの	五・六％
九〇・〇四	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡 一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの	六・四％
	二　その他のもの	六・四％
九〇・〇五	屈折式の隻眼鏡及び双眼鏡（プリズム式であるかどうかを問わない。） 一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの	三・四％
	二　その他のもの	三・四％
九〇・〇六	反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具（電波観測用のものを除く。）	三・四％
九〇・〇七	写真機並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・二〇号の放電灯を除く。） 一　写真機（暗箱を含む。） (一)　顕微鏡用又は航空機用のもの	三・四％
	(二)　製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの	四・六％
	三　写真用のせん光電球	三・八％
	四　その他のもの	四・六％
九〇・〇八	映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機（これらを組み合わせたものを含む。） 一　撮影機、映写機並びにこれらの部分品及び附属品 (一)　使用フィルムの幅が二〇ミリメートル以下のもの (1)　映写機	三・二％
	(2)　その他のもの	四・六％
	(二)　その他のもの	三・二％
	二　録音機、音声再生機並びにこれらの部分品及び附属品	三・二％

九〇・〇九	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。） 一　投影機並びにその部分品及び附属品	三・二％
九〇・一〇	二　その他のもの 写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器（この類の他の号に該当するものを除く。）、感光式複写機（光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない。）、感熱式複写機及び映写用スクリーン 一　現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品	二・八％ 三・二％
	二　その他のもの (1)　感光式複写機又は感熱式複写機の部分品及び附属品 (2)　その他のもの	二・二％ 三・二％
九〇・一一	顕微鏡及び回折機器（電子式又は陽子式のものに限る。） (1)　回折機器	三・四％
九〇・一二	(2)　その他のもの	三・八％
九〇・一三	光学顕微鏡（写真撮影用又は投影用の装置を有するかどうかを問わない。） 光学機器（サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。）及びレーザー（レーザーダイオードを除く。）のうち レーザー並びにその部分品及び附属品	三・四％ 四・六％
九〇・一四	土地測量機器（写真測量用のものを含む。）、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、羅針盤及び測距儀 (1)　気象観測機器、水理計測機器及び地球物理学用機器（理化学用のものに限る。）並びに羅針盤並びにこれらの部分品及び附属品並びに高度計	三・四％ 三・八％
	(2)　その他のもの はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅が附属しているかどうかを問わない。）	三・四％
九〇・一五	製図機器（パンタグラフその他の写図機器を含む。）、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクロメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他この類の他の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪郭投影機 一　製図機器、けがき用具、計算用具並びにこれら部分品及び附属品	三・四％
九〇・一六	二　その他のもの (一)　輪郭投影機 (二)　その他のもの	三・八％ 三・四％
九〇・一七	医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含む。） (1)　医療用（外科用及び歯科用を除く。）の電気機器（単に電動機で作動する機器を除く。）及び外科用の針、鉗子（かん）、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品	四・六％
	(2)　歯科用の機器並びにその部分品及び附属品	三・六％
	(3)　その他のもの 機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、吸入器、酸素吸入器、オゾン治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器（ガスマスクその他これに類するマスクを含む。）	三・九％
九〇・一八	整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。）及びそえ木その他の骨折治療具	三・二％
九〇・二〇	エックス線又は放射線物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む。）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品 一　放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品	四・六％
	二　その他のもの (1)　医療用のもの	四・六％
九〇・二一	(2)　その他のもの	三・四％
九〇・二二	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型 硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機（金属、木材、紡織用繊維、紙、プラスチックその他の工業材料用のものに限る。）	三・四％
九〇・二三	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（これらを組み合わせたものを含むものとし、記録装置を有するかどうかを問わない。）	三・四％
九〇・二四	圧力計、液面計、流量計、熱流量計、通風自動調整機その他の機器（液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の測定用、検査用又は自動調整用のものに限る。及びサーモスタットその他の温度自動調整機器（第九〇・一四号に該当するものを除く。）のうち 圧力計以外のもの	三・九％
九〇・二五	偏光計、屈折計、分光計、ガス分析器その他の物理分析用又は化学分析用の機器及び粘度計、ポロシメーター、膨脹計、表面張力計その他これらに類する測定用又は検査用の機器並びに光度計（露出計を含む。）、熱量計その他熱、光又は音の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム	三・四％
九〇・二六	気体、液体又は電気の積算用計器及びその検定用計器	三・四％
九〇・二七	速度計及び回転速度計（磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。）並びに積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープのうち 自動車用のもの以外のもの	三・四％
九〇・二八	電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。）	三・四％

	一　この類の注5(a)に定めるもの	三・九%
	二　この類の注5(b)に定めるもののうち	
	電磁式分析機器、寸法測定器（マイクロメーター及び指針測微器を除く。）及び動力試験器	二%
	その他のもの（速度計及び回転速度計並びに自動調整機器（自動車用のものに限る。）を除く。）	三・九%
	この類の注5(c)に定めるもの	四・一%
	三　この類の注5(d)に定めるもののうち	
	自動車用のもの以外のもの	三・九%
九一・〇三	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用又は船舶用のものに限る。）	
	(1)　電気時計	三・八%
	(2)　その他のもの	四・五%
九一・〇五	時間の測定用、記録用又は指示用の機器（時計用ムーブメント（セコンダリームーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限る。）及び時刻を記録する機器	三・八%
九一・〇六	タイムスイッチ（時計用ムーブメント（セコンダリームーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限る。）	三・八%
九一・〇九	携帯時計の側及びその部分品	
	一　金製又は白金族の金属製のもの	四・六%
	二　その他のもの	四・六%
九一・一〇	時計のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に用いるもの並びにこれらの部分品	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	五・八%
	二　その他のもの	五・八%
九一・一一	その他の時計部分品	
	一　貴石及び半貴石（受石、穴石その他これらに類する物品として形作つたものに限る。）	一・五%
	二　ぜんまいばね（幅が三ミリメートルに満たないものに限る。）	二・六%
	三　ウォッチムーブメントセット（部分品の一部を取りそろえ又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限る。）及びウォッチムーブメント用の地板	四・七%
	四　その他のもの	四・三%
九二・〇一	ピアノ（自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない。）及びハープシコードその他鍵盤のある弦楽器並びにハープ（エオリアンハープを除く。）	
	(1)　ピアノ	三・八%
	(2)　その他のもの	三・四%
九二・〇二	その他の弦楽器	三・四%
九二・〇三	パイプオルガン及びリードオルガン（ハーモニウムその他これに類する楽器を含む。）	
	(1)　リードオルガン（ハーモニウムその他これに類する楽器を含む。）	三・四%
	(2)　その他のもの	三・八%
九二・〇四	アコーディオン、コンサーチナその他これらに類する楽器及びハーモニカ	
	(1)　アコーディオン及びハーモニカ	三・八%
	(2)　その他のもの	三・九%
九二・〇五	その他の吹奏楽器	三・八%
九二・〇六	太鼓、木琴、シンバル、カスタネットその他の打楽器	二・九%
九二・〇七	電磁式、静電式、電子式その他これらに類する電気式のピアノ、オルガン、アコーディオンその他の楽器	
	(1)　電気式のピアノ及びオルガン	三・四%
	(2)　その他のもの	二・九%
九二・〇八	オーケストリオン、バーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の号に該当するものを除く。）並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛	
	(1)　楽器（オルゴールその他これに類するものを除く。）	三・四%
	(2)　その他のもの	三・八%
九二・一〇	楽器の部分品及び附属品（せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含む。）並びにメトロノーム、音さ及び調子笛	三・四%
九二・一二	蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品	
	一　蓄音機用レコード	
	(一)　フォノシートその他これに類するもの	三・八%
	(二)　その他のもの	
	A　回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートル以下のもの	一二・八%（その率が一枚につき二〇円八〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
	B　回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルを超えるもの	一枚につき三円二〇銭
	C　回転数が一分間につき四〇回を超え、五〇回以下のもの	一枚につき一二円八〇銭

	D　回転数が一分間につき五〇回を超えるもの	一枚につき一六円八〇銭
	二　蓄音機用レコード製造用の原盤（録音盤を含む。）	三・四％
	三　その他のもの	
	(一)　記録したもの	
	(二)　その他のもの	
	(1)　録音用のテープ	三・四％
	(2)　その他のもの	二・九％
九二・一三	その他の部分品及び附属品（第九二・一一号に該当する機器に用いるものに限る。）	
	一　蓄音機用又はレコードプレーヤー用のもの	三・八％
	二　その他のもの	三・四％
九三・〇一	刀、剣、やりその他これらに類する携帯武器並びにこれらの部分品及びさや	一二・八％
九三・〇二	けん銃（火器に限る。）	一二・八％
九三・〇三	大砲、機関銃その他軍用の火器及び発射器（けん銃を除く）	一二・八％
九三・〇四	その他の火器（信号用けん銃、空包用けん銃、索発射銃その他これらに類するものを含む。）	一二・八％
	一　猟銃	七・六％
	二　その他のもの	六・六％
九三・〇五	その他の武器（空気銃、スプリング銃その他これらに類する銃を含む。）	六・六％
九三・〇六	武器の部分品（銃身のブランクを含むものとし、携帯武器の部分品を除く。）	
	(1)　軍用のもの	一二・八％
	(2)　その他のもの	六・六％
九三・〇七	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、誘導弾、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに銃砲弾及びその部分品（カートリッジワッドを含む。）並びに銃砲弾用に調製した鉛弾	
	(1)　狩猟用又はスポーツ用の銃弾及び鉛弾並びにこれらの部分品	六・六％
	(2)　その他のもの	一二・八％
九四・〇一	いすその他の腰掛け（寝台に兼用することができるものであるかどうかを問わないものとし、第九四・〇二号に該当するものを除く。）及びその部分品	
	一　革張りのもの	四・三％
	二　とう製のもの	四・六％
	三　その他のもの	三・八％
九四・〇二	手術台、機構付きの病院用ベッドその他の医療用又は獣医用の備付品、歯科用のいすその他これに類するいすで上下し、回転し又は傾斜するための機構を有するもの及びこれらの部分品	
九四・〇三	その他の家具及びその部分品	三・八％

	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	三・八％
	二　とう製のもの	四・六％
	三　その他のもの	
	(1)　木製又は卑金属製のもの	三・八％
	(2)　その他のもの	三・四％
九四・〇四	寝具及びこれに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び膨張させ、フォーム状にし又はスポンジ状にしたゴム又は人造プラスチックで作つたものに限るものとし、被覆してあるかどうかを問わない。）並びにマットレスサポート	
	一　寝具及びこれに類する物品	四・六％
	二　マットレスサポート	三・八％
九五・〇五	かめの甲、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、骨、角、さんご（凝結したものを含む。）その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	
	一　扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品（べっこう、ぞうげ又はさんごのものに限る。）	五・八％
	二　その他のもの	
	(一)　べっこう、ぞうげ又はさんごのもの	
	(1)　べっこう又はさんごのもの	六・六％
	(2)　ぞうげのもの	六％
	(二)　真珠光沢を有する貝殻のもの	四・一％
	B　その他のもの	
	(三)　その他のもの	
	(1)　アイボリーのもの	四・六％
	(2)　その他のもの	四・一％
九五・〇八	植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。）並びに他の号に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化してないゼラチンの加工品（第三五・〇三号に該当するものを除く。）及び製品	
	一　ゼラチンカプセル	三％
九六・〇一	二　その他のもの	三％
	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）並びにその他のほうき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む。）並びにほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品並びにペイントローラー、スクイージー（ローラースクイージーを除く。）及びモップ	
	一　ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）	三％

	二　その他のほうき及びブラシ並びにペイントローラー、スクイージー及びモップ	
	(一)　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	
	(二)　その他のもの	
	A　歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆	
	B　機械の部分品として使用するブラシ	
	C　その他のもの	
	三　ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品	
九六・〇五	化粧用のパフ及びパッド（材料を問わない。）	六・六％
	一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	八％
	二　その他のもの	三・九％
九六・〇六	手ふるい（材料を問わない。）	八％
九七・〇一	幼児用の自転車、三輪車及び足踏み式自動車並びに人形用の乳母車その他これらに類する車	二・六％
九七・〇二	人形	四・六％
九七・〇三	娯楽用の模型及びその他のがん具	三・八％
	(1)　紡織用繊維の織物製、卑金属製又は人造プラスチック製の模型及びがん具	四・六％
	(2)　その他のもの	三・四％
九七・〇四	テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具（ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。）	四・六％
	一　卓球用具並びにその部分品及び附属品	三・八％
	二　トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	三・八％
	三　その他のもの	三・八％
	(1)　ボウリングボール	四・六％
	(2)　その他のもの	二・九％
九七・〇五	カーニバル用品及び奇術用具その他の娯楽用品並びに人造クリスマスツリー、クリスマスストッキング、クリスマスツリーデコレーションその他これらに類するクリスマス用品	三・八％
九七・〇六	運動用具及び戸外遊戯用具（第九七・〇四号に該当するものを除く。）	
	一　戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品	二・九％
	二　スキー並びにその部分品及び附属品	四・八％
	三　その他のもの	
	(1)　ゴルフ用具並びにその部分品及び附属品	二・九％
	(2)　その他のもの	三・八％
九七・〇七	釣針、釣りざおその他の魚釣用具、たも、捕虫網及びおとり具その他これに類する狩猟用具	三・八％
九七・〇八	回転木馬、スイング、射的用具その他の興業用具及び巡回サーカス用、巡回動物園用又は巡回劇場用の用具	三・八％
九八・〇一	ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー（スナップファスナー及びプレススタッドを含む。）並びにこれらのブランク及び部分品	
	一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	六・六％
	二　その他のもの	
	(一)　貝殻製のもの	
	B　その他のもの	三・九％
	(二)　その他のもの	六・四％
九八・〇二	スライドファスナー及びその部分品	三・四％
九八・〇三	万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホールダーその他これらに類するホールダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品（第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。）	
	一　万年筆、ボールペン及びシャープペンシル	
	(一)　軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	六％
	(二)　その他のもの	
	A　ボールペン	六％（その率が一本につき一円五一銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B　その他のもの	六・六％
	二　その他のもの	
	(一)　ボールペン用の中しん	六％（その率が一本につき六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	(二)　その他のもの	
	(1)　万年筆、ボールペン又はシャープペンシルの部分品及び附属品	四・一％
	(2)　その他のもの	四・六％
九八・〇四	ペン先及びニブポイント	
	一　金製のペン先	三・四％
	二　その他のもの	三・四％

九八・〇五	鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭、筆記用又は図画用のチョーク並びにテーラースチョーク及びビリヤードチョーク	三・八％
	一　鉛筆	三・八％
	二　鉛筆用のしん	三・八％
	三　その他のもの	三・八％
九八・〇六	石盤、黒板その他これらに類する物品（筆記用又は図画用に適するものに限るものとし、枠を有するかどうかを問わない。）	三・八％
九八・〇七	日付印、封かん用スタンプ、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式のコンポジションスティック及びこれを有する手動式の印刷用セット	三・四％
九八・〇八	タイプライターリボンその他これに類するリボン（スプールに巻いてあるかどうかを問わない。）及びインキパッド（箱に入れてないインキパッドを含む。）	三・四％
	一　リボン	三・四％
	二　インキパッド	三・八％
九八・〇九	封ろう（瓶用の封ろうを含むものとし、棒状、ケーキ状その他これらに類する形状のものに限る。）及びゼラチンをもととして製造した複写用ペースト（紙又は繊物類の支持物を有するかをどうかを問わない。）	三・四％
	一　封ろう	三・四％
	二　複写用ペースト	四・六％
九八・一〇	メカニカルライターその他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含む。）及びこれらの部分品（発火性合金及びしんを除く。）	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	五・一％
	(1)　携帯用ガスライター	四・一％
	(2)　その他のライター	四・六％
	(3)　部分品	
	二　その他のもの	
	(1)　携帯用ガスライター	五・一％
	(2)　その他のライター	四・一％
	(3)　部分品	四・六％
九八・一一	喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品（粗く成形した木製ブロックを含む。）並びにシガーホールダー、シガレットホールダー及びこれらの部分品	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	六・四％
	(1)　木製の喫煙用パイプ、シガーホールダー及びシガレットホールダー	六・四％
	(2)　その他のもの	四・六％
	二　その他のもの	
	(1)　木製の喫煙用パイプ、シガーホールダー及びシガレットホールダー	六・四％
	(2)　その他のもの	四・六％
九八・一二	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品	
	一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	四・六％
	二　その他のもの	四・六％
九八・一四	香水用その他化粧用の噴霧器及びその頭部	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの	四・六％
	二　その他のもの	四・六％
九八・一五	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	四・六％
九八・一六	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他店頭装飾用の作動する展示用品	三・八％

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二　特別軽減関税率表（第二条、第八条の二、第八条の六関係）

関税定率法別表の番号	品名	税率
〇二・〇六	肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水漬け、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。）	七％
	二　その他のもののうち	
	豚及び牛のもの以外のもの	
〇三・〇一	魚（生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）	三・五％
	二　その他のもの	
	(ニ)　その他のもの	
	A　にしん（クルペア属の魚）及びその卵、たら（ガドゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚）及びその卵、ぶり（セリオーラ属の魚）、さば（スコンベル属の魚）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属及びエングラウリス属の魚）、あじ（トラクルス属及びデカプテルス属の魚）並びにさんま（コロラビス属の魚）のうちたらの卵（冷凍のものに限る。）	六％
	B　その他のもののうち	
	さめ（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。）	三％
	バラクータ（かます科及びくろたちかます科のものに限る。）及びキングクリップ（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。）並びにたい（冷凍のものに限るものとし、フィレを除く。）	三％

○三・○二	魚（塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る。）及びくん製の魚（くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。） 一　魚卵のうち たら（ガドゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚）のもの	七・五％
○三・○三	甲殻類及び軟体動物（殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水漬け又は乾燥のものに限る。）並びに単に水煮した殻付きの甲殻類 一　えび (一)　生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの 生きているもの その他のもの 二　その他のもの (一)　生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもののうち いか	三・一％ 三％
○六・○三	切花（生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	五％
○八・○一	なつめやしの実、バナナ、ココやしの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。） 一　バナナ (一)　干しバナナ 二　パイナップルのうち 乾燥のもの 四　その他のもののうち ココやしの実及びブラジルナット カシューナット	無税 六％ 一二％
○八・○二	かんきつ類の果実（生鮮又は乾燥のものに限る。） 三　グレープフルーツ 毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの 毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	六％ 無税 一二％ 二五％
○八・○六	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）のうち なし及びマルメロ	八％
○八・一○	冷凍果実（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。）のうち パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、プリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	一二％
○九・○四	こしよう属のペッパー及びとうがらし属又はピメンタ属のピメント 二　その他のもの (二)　粉砕し又は混合したもの タイム、サフラン、月けい樹の葉及びその他の香辛料 一　カレー 三　その他のもの (二)　その他のもの B　粉砕し又は混合したもの (b)　その他のもの	三・五％ 一二％ 三・五％
○九・一○	植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。） 八　パーム油及びパーム核油のうち パーム油	七％
一五・○七	その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。） 一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの (一)　パイナップルのうち 砂糖を加えたもの（缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	三〇％
二〇・○六	アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官能のカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一　アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体 (三)　くえん酸 (四)　くえん酸カルシウム	二四％ 一二％
四一・○九	革、コンポジションレザー又はパーチメント仕上げをした革のくず（革製品の製造に適するものを除く。）及び革の粉	三・七％
四二・○一	くら、ぼん具、首輪、ひき革、ひざ当て、靴その他の装着具（材料を問わないものとし、動物用のものに限る。）のうち	六・六％
四四・一四	合成樹脂製のもの（フェノール樹脂製のものを除く。）以外のもの 木材（長さの方向に引いたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）、蓮板及び合板用単板（厚さが五ミリメートル以下のものに限る。） 一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	八％
四四・一五	合板、ブロックボード、ラミンボード、バッテンボードその他これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。）及び象眼し又は寄せ木した木材のうち 合板のうち	

	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの以外のもののうち	
	両表面の板が針葉樹材のもの以外のもののうち	
	厚さが六ミリメートル以上のもの	
四四・一九	木製の玉縁及び繰形（繰加工をした腰羽目板その他の板を含む。）	一七％
四四・二八	その他の木製品	七・二％
	一　扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	
	(一)　その他のもの	
	B　その他のもの	
	五　その他のもの	五・一％
	(二)　その他のもののうち	
	竹製の串以外のもの	
六四・〇二	履物（本底が革製、コンポジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限るものとし、第六四・〇一号に該当するものを除く。）	五・八％
	二　その他のもの	
	(一)　本底が革製のもののうち	
	キャンバスシューズ	二一・六％
六四・〇三	履物（本底が木製又はコルク製のものに限る。）	四・八％
六四・〇四	履物（本底がその他の材料製のものに限る。）	四・三％
六四・〇五	履物の部分品（甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。）	四・二％
	二　その他のもの	
七一・〇二	貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付け又は糸通ししたものを除くとともに、格付してない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税
	二　その他のもの	
	(一)　機械用又は工業用に供するために形作つたもの	
	B　その他のもののうち	
	ダイヤモンドのもの	六・六％
七一・一六	身辺用模造細貨類	五・八％
	二　その他のもののうち	
	卑金属製のもの	
	時計用バンド	
	その他のもの	

別表第一の三第三号を削り、同表第四号を同表第三号とし、同表第五号中「及び陰極線管、同号の二に掲げる物品のうちゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、ゲルマニウムトランジスター、シリコントランジスター及び半導体集積回路」を削り、同号を同表第四号とし、同表第六号を同表第五号とする。

別表第二第〇三・〇三号中「塩水づけ」を「塩水漬け」に、「たこ　五％」を「たこ　五％　八％」に改める。

別表第二第〇四・〇七号中「うに」を「うに　七・五％　八％」に改める。

別表第二第〇六・〇四号の次に次の一号を加える。

〇七・〇一	野菜（生鮮又は冷蔵のものに限る。）のうち	
	まつたけ	無税

別表第二第〇八・〇一号中「一七・五％」を「一二・五％」に、「三五％」を「二五％」に改める。

別表第二第〇八・〇五号中「一〇％」を「六％」に改め、同号の次に次の一号を加える。

〇八・〇九	その他の果実（生鮮のものに限る。）のうち	
	パパイヤ	三％

別表第二第一二・〇八号中「一〇％」を「八％」に改める。

別表第二第一四・〇五号中「たぶのきのもの、へちまのもの又はかしわの葉」を「たぶのき又はへちまのもの　無税」に改める。

別表第二第一五・〇七号中「三％」を「無税」に改める。

別表第二第一五・一〇号中「四％」を「三・二％」に改める。

別表第二第一六・〇二号中「一〇％」を「八％」に改める。

別表第二第一六・〇三号中「八％」を「六・四％」に改める。

別表第二第一六・〇四号中「六％」を「四・八％」に、「八％」を「六・四％」に、「九％」を「七・二％」に、「一二％」を「九・六％」に改める。

別表第二第一六・〇五号中「八％」を「六・四％」に、「四％」を「三・二％」に、「七・五％」を「六％」に、「八・一％」を「六・五％」に、「気密容器入りのいかその他のもののうちえび（単に水又は塩水で煮た後に冷蔵し又は冷凍したものに限る。）及びいか（気密容器入りのものを除く。）以外のもの　九％」を「その他のもののうちえび（単に水又は塩水で煮た後に冷蔵し又は冷凍したものに限る。）及びいか（気密容器入りのものを除く。）以外のもの　七・二％」に改める。

別表第二第一九・〇二号中「七・五％」を「六％」に改める。

別表第二第一九・〇八号中「一〇％」を「一五％」に、「一七・五％」を「一二・五％」に改める。

別表第二第二〇・〇一号を次のように改める。

二〇・〇一	食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実（砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもの	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ブリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	六％
	その他のもの	一二％
	二　その他のもの	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ブリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	六％
	マンゴー及びマンゴスチン	五・六％
	その他のもの	九％
別表第二第二〇・〇二号中「一七・五％」を「一四％」に、「一五％」を「一二％」に、「一〇％」を「八％」に、「七％」を「五・六％」に、「九・五％」を「七・六％」に、「一二％」を「九・六％」に改める。		
別表第二第二〇・〇三号中「一七・五％」を「一二％」に改める。		
別表第二第二〇・〇四号中「一六％」を「一二・八％」に改める。		
別表第二第二〇・〇六号を次のように改める。		
二〇・〇六	その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。）	
	一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの	
	(一)　その他のもののうち	
	桃及びなし（砂糖を加えたものを除く。）	
	パルプ状のもの	二〇％
	その他のもの	一六％
	さくらんぼ及びアプリコット（砂糖を加えたものを除く。）	
	パルプ状のもの	一六％
	その他のもの	一二・八％
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（缶詰、瓶詰又はつぼ詰のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。）	一二％
	カシューナット（パルプ状にしたものを除く。）くり（砂糖を加えたもののうち、缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いったもの又はパルプ状にしたものを除く。）	一二％
	二　その他のもの	
	(一)　その他のもののうち	
	桃、なし、さくらんぼ及びアプリコット（パルプ状にしたものに限る。）	一二％
	桃、なし、さくらんぼ及びアプリコット（パルプ状にしたものを除く。）並びにミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	九・六％
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（缶詰、瓶詰又はつぼ詰のものに限るものとし、パルプ状にしたものを除く。）	一二％
	マカダミアナット（パルプ状にしたものを除く。）	六・四％
	ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、マカダミアナット及びヘーゼルナット（パルプ状にしたものに限る。）	一〇％
	ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット（パルプ状にしたものを除く。）	八％
	カシューナット	
	パルプ状にしたもの	一〇％
	いったもの	八％
	その他のもの	六％
	その他のもの	
別表第二第二〇・〇七号中「一二％」を「九・六％」に、「七％」を「五・六％」に、「九・五％」を「七・六％」に、「一〇％」を「八％」に改める。		
別表第二第二一・〇二号中「一〇％」を「八％」に、「七・五％」を「六％」に改める。		
別表第二第二一・〇四号中「七・五％」を「六％」に改める。		
別表第二第二一・〇五号中「一〇％」を「八％」に、「一二％」を「九・六％」に、「一五％」を「一二％」に改める。		
別表第二第二一・〇六号中「一二・五％」を「一〇％」に、「五％」を「四％」に改める。		
別表第二第二一・〇七号中「二五％」を「二〇％」に、「一五％」を「一二％」に、		
「		」
	B　その他のもの	
	(a)　第〇四・〇七号に掲げる物品のもののうち	
	なまこ、くらげ又はうにのもの	一〇％
	(b)　その他のもののうち	
	ピーナッバター、ヤングコーンコブ（缶詰、瓶詰又はつぼ詰のものに限る。）及びひじき	一〇％
	B　その他のもの	
	(a)　第〇四・〇七号に掲げる物品のもののうち	
	なまこ、くらげ又はうにのもの	八％
	(b)　その他のもののうち	
	ピーナッバター及びひじき	一〇％
	ヤングコーンコブ（缶詰、瓶詰又はつぼ詰のものに限る。）	九％
を		に

改める。

別表第二第二二・〇六号中「九〇円」を「七二円」に改める。

別表第二第二二・〇七号中「たとえば」を「例えば」に、「五五円」を「四四円」に改める。

別表第二第二二・〇九号中「一一〇円」を「八八円」に、「別表第一第二二・〇九号の一の(四)の(1)の税率」を「別表第一（A）第二二・〇九号の一の(四)に掲げる税率」に、「六〇円」を「四八円」に、「四五円」を「三六円」に改める。

別表第二第二二・一〇号中「六％」を「四・八％」に改める。

別表第三第三三・〇一号中

「一　精油
(二)　ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油のうち芳油
(三)　その他のもののうち」を

「一　精油
(三)　その他のもののうち」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一第二七・一〇号の一の(一)のCの(b)の(1)若しくは(2)、第二七・一一号の(2)の(i)、第三八・一九号の五の(三)の(1)又は第七八・〇一号の一の(一)のAに掲げる物品については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

4　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条の三第一項第一号中「別表第一」を「別表第一（B）」に改め、同項第二号中「別表第一」を「別表第一（A）」に改め、同項第三号中「別表第一第二七・一一号の(2)の(i)に掲げる液化石油ガス」を「別表第一（B）第二七・一一号に掲げる液化石油ガスのうちアンモニア、二―エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの」に改める。

第九十条の十一第一項第一号中「別表第一」を「別表第一（A）」に改め、同項第二号中「別表第一第一九・〇八号の一」を「別表第一（A）第一九・〇八号の一の(1)」に改め、「（あられ、せんべいその他の米菓を除く。）」を削る。

〔山本富雄君登壇、拍手〕

○山本富雄君　ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ、新聞用紙、コンピューター本体等の関税率の撤廃または引き下げを図る等の措置を講じ、昭和六十一年一月一日から実施しようとするものであります。

委員会におきましては、今回の措置による輸入増効果と海外からの評価の受けとめ方、円高のもとでの関税引き下げの中小企業等国内産業への影響、対外不均衡是正のための内需拡大策のあり方、税関業務の増大、複雑化に伴う税関職員の職務の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税率の引き下げに当たっては、国内産業への影響に十分考慮すること等三項目の附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（木村睦男君）　**日程第二日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。逓信委員長大森昭君。

審査報告書

日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は全会一致をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年十二月十日

通信委員長　大森　昭

参議院議長　木村　睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の昭和五十八年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の昭和五十八年度末における資産及び負債の状況並びに当年度中の損益の状況は次のとおりである。

（昭和五十八年度末における資産及び負債の状況）

資産総額　二千六百五十五億六千四百万円

負債総額　千二百五十四億七千七百万円

資本総額　千四百億八千七百万円

（昭和五十八年度中の損益の状況）

経常事業収入　二千九百二十六億二千三百万円

経常事業支出　二千億四千百万円

経常事業収支差金（欠損）　七十四億千八百万円

特別収入　四億七千九百万円

特別支出　五億七千三百万円

当期事業収支差金（欠損）　七十五億千二百万円

なお、当期欠損金については、資本収入と資本支出の差額をもつて補てんしている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行つた結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右

国会に提出する。

昭和六十年一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河本　敏夫

日本放送協会昭和58年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

59 検 第 426 号

昭和59年12月4日

内閣総理大臣　中曽根康弘殿

会計検査院長　鎌田　英夫

日本放送協会昭和58年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和58年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1　昭和58年度財産目録

財　産　目　録

昭和59年3月31日現在

科目	内訳 摘要		内訳 金額	合計
			円	円
（資産の部）				
流動資産				58,889,689,523
現金預金				11,449,425,300
	現金		76,780,548	
	預金		11,372,644,752	
受信料未収金				1,345,080,811
	受信料未収金		9,581,080,811	
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見越額	△ 8,236,000,000	
有価証券		金融債、国債ほか		35,325,306,915
貯蔵品		フイルム、放送記念品		90,911,027

前払費用		長期借入金利息、翌年度番組費ほか		7,275,063,004
未収金		有価証券利息ほか		2,317,674,333
その他の流動資産				1,086,228,133
	差入保証金	建物賃借保証金ほか	951,850,091	
	仮払金	諸立替払金	134,378,042	
固定資産				191,683,341,635
有形固定資産				189,439,740,081
建物				60,687,624,598
	建物	放送会館、放送所ほか	92,805,102,317	
	減価償却引当金	同上減価償却額累計	△ 32,117,477,719	
構築物				31,077,093,574
	構築物	空中線設備ほか	71,018,958,657	
	減価償却引当金	同上減価償却額累計	△ 39,941,865,083	
機械				50,477,358,035
	機械	放送設備ほか	200,339,597,727	
	減価償却引当金	同上減価償却額累計	△ 149,862,239,692	
器具				412,478,175
	器具	楽器、事務用器具ほか	1,250,837,067	
	減価償却引当金	同上減価償却額累計	△ 838,358,892	
土地		放送会館・放送所敷地ほか		20,987,849,674
建設仮勘定		放送衛星設備ほか未完成施設		25,797,336,025
無形固定資産				1,076,559,554

無形固定資産		受電設備利用権ほか		1,076,559,554
出資				1,167,042,000
出資		通信・放送衛星機構ほかに対する出資		1,167,042,000
特定資産				14,566,000,000
放送債券償還積立資産		放送債券償還資金積立金		14,566,000,000
繰延勘定				425,109,691
長期前払費用		放送所敷地賃借料未経過分ほか		33,751,365
放送債券発行費		放送債券発行費用未償却額		204,830,220
放送債券発行差金		放送債券発行差金未償却額		186,528,106
資産合計				265,564,140,849
（負債の部）				
流動負債				43,287,432,626
未払金		放送債券利息、契約収納事務費ほか		6,520,088,271
受信料前受金		翌年度分受信料の収納額		35,448,877,167
その他の流動負債				1,318,467,188
	前受収益	放送番組二次使用料、技術協力料ほか	59,321,423	
	預り金	集金委託保証金ほか	47,723,000	
	仮受金	源泉徴収所得税ほか	1,211,422,765	
固定負債				82,190,000,000
放送債券				48,620,000,000

長期借入金				18,720,000,000
退職手当引当金				14,850,000,000
負債合計				125,477,432,626

2　昭和58年度貸借対照表

貸借対照表

昭和59年3月31日現在

（科目）	（金額）	
（資産の部）		
流動資産		
現金預金		円 11,449,425,300
受信料未収金	円 9,581,080,811	
未収受信料欠損引当金	△ 8,236,000,000	1,345,080,811
有価証券		35,325,306,915
貯蔵品		90,911,027
前払費用		7,275,063,004
未収金		2,317,674,333
その他の流動資産		1,086,228,133
流動資産合計		58,889,689,523
固定資産		
有形固定資産		
建物	92,805,102,317	
建物減価償却引当金	△ 32,117,477,719	60,687,624,598
構築物	71,018,958,657	
構築物減価償却引当金	△ 39,941,865,083	31,077,093,574
機械	200,339,597,727	
機械減価償却引当金	△ 149,862,239,692	50,477,358,035
器具	1,250,837,067	
器具減価償却引当金	△ 838,358,892	412,478,175
土地		20,987,849,674
建設仮勘定		25,797,336,025
無形固定資産		
無形固定資産		1,076,559,554
出資		
出資		1,167,042,000
固定負債合計		191,683,341,635
特定資産		14,566,000,000
放送債券償還積立資産		14,566,000,000
繰延勘定		
長期前払費用		33,751,365
放送債券発行費		204,830,220
放送債券発行差金		186,528,106
繰延勘定合計		425,109,691
資産合計		265,564,140,849
（負債の部）		
流動負債		
未払金		6,520,088,271
受信料前受金		35,448,877,167
その他の流動負債		1,318,467,188
流動負債合計		43,287,432,626
固定負債		
放送債券		48,620,000,000
長期借入金		18,720,000,000
退職手当引当金		14,850,000,000

固定負債合計	82,190,000,000
負債合計	125,477,432,626
（資本の部）	
資本	75,000,000,000
積立金	72,599,203,047
当期事業収支差金	△ 7,512,494,824
資本合計	140,086,708,223
負債資本合計	265,564,140,849

3　昭和58年度損益計算書

損益計算書

昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで

科目		金額	
		円	円
経常事業収支	経常事業収入		296,623,401,469
	受信料	283,974,857,880	
	交付金収入	1,310,321,900	
	雑収入	7,338,221,689	
	経常事業支出		300,041,115,691
	給与	102,594,935,940	
	国内放送費	81,938,184,913	
	国際放送費	1,879,515,409	
	営業費	44,509,524,608	
	調査研究費	3,479,181,453	
	管理費	42,731,244,381	
	減価償却費	18,795,938,617	
	財務費	4,112,590,370	
	経常事業収支差金		△ 7,417,714,222
特別収支	特別収入		478,762,106
	固定資産売却益	433,636,196	
	固定資産受贈益	2,019,872	
	過年度損益修正益	43,106,038	
	特別支出		573,542,708
	固定資産売却損	419,367,391	
	固定資産除却損	154,175,317	
当期事業収支差金			△ 7,512,494,824

4　昭和58年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和58年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1　決算概説

日本放送協会は、昭和58年度の事業運営に当たり、極めて厳しい財政状況の下にあつたが、昭和55～57年度経営計画に引き続き、なお放送受信料額を据え置き、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施により、国民生活の充実向上に資するよう努めた。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額2,655億6,414万1千円に対し、負債総額1,254億7,743万3千円、資本の部における資本750億円、積立金725億9,920万3千円、当期事業収支差金△75億1,249万5千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入2,926億2,340万2千円に対し、経常事業支出は3,000億4,111万6千円であり、差し引き経常事業収支差金は△74億1,771万4千円である。

これに特別収入4億7,876万2千円を加え、特別支出5億7,354万3千円を差し引いた当期事業収支差金は△75億1,249万5千円である。

2　資産及び負債並びに損益の状況

当年度末における資産、負債の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		昭和57年度末	昭和58年度末	増減
資産	現金預金	13,502,037	11,449,425	△ 2,052,612
	受信料未収金	1,841,331	1,345,081	△ 496,250
	有価証券	42,811,736	35,325,307	△ 7,486,429
	貯蔵品	149,279	90,911	△ 58,368
	前払費用	4,171,890	7,275,063	3,103,173
	未収金	2,328,169	2,317,674	△ 10,495
	その他の流動資産	5,433,863	1,086,228	△ 4,347,635
	流動資産合計	(27.8) 70,238,305	(22.2) 58,889,689	△ 11,348,616
	有形固定資産	168,788,330	189,439,740	20,651,410
	建物	59,281,068	60,687,624	1,406,556
	構築物	30,921,579	31,077,094	155,515
	機械	42,680,954	50,477,358	7,796,404
	器具	405,497	412,478	6,981
	土地	20,518,987	20,987,850	468,863
	建設仮勘定	14,980,245	25,797,336	10,817,091
	無形固定資産	1,011,616	1,076,560	64,944
	出資	910,369	1,167,042	256,673
	固定資産合計	(67.6) 170,710,315	(72.2) 191,683,342	20,973,027
	特定資産 放送債券償還積立資産	(4.4) 11,074,000	(5.5) 14,566,000	3,492,000
	長期前払費用	35,032	33,752	△ 1,280
	放送債券発行費	186,503	204,830	18,327
	放送債券発行差金	171,706	186,528	14,822
	繰延勘定合計	(0.2) 393,241	(0.1) 425,110	31,869
	資産合計	(100.0) 252,415,861	(100.0) 265,564,141	13,148,280
負債・資本	未払金	5,630,156	6,520,089	889,933
	受信料前受金	34,277,296	35,448,877	1,171,581
	その他の流動負債	1,156,206	1,318,467	162,261
	流動負債合計	(16.3) 41,063,658	(16.3) 43,287,433	2,223,775
	放送債券	40,990,000	48,620,000	7,630,000
	長期借入金	8,413,000	18,720,000	10,307,000
	退職手当引当金	14,350,000	14,850,000	500,000
	固定負債合計	(25.2) 63,753,000	(30.9) 82,190,000	18,437,000
	負債合計	(41.5) 104,816,658	(47.2) 125,477,433	20,660,775
	資本	75,000,000	75,000,000	0
	積立金	65,483,426	72,599,203	7,115,777
	当期事業収支差金	7,115,777	△ 7,512,495	△ 14,628,272
	資本合計	(58.5) 147,599,203	(52.8) 140,086,708	△ 7,512,495
	負債資本合計	(100.0) 252,415,861	(100.0) 265,564,141	13,148,280

（注）（　）内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア　資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の2,524億1,586万1千円に比べ131億4,828万円増加し、2,655億6,414万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和57年度末 金額	昭和57年度末 構成比率(%)	昭和58年度末 金額	昭和58年度末 構成比率(%)	増減
流動資産	70,238,305	27.8	58,889,689	22.2	△ 11,348,616
固定資産	170,710,315	67.6	191,683,342	72.2	20,973,027
特定資産	11,074,000	4.4	14,566,000	5.5	3,492,000
繰延勘定	393,241	0.2	425,110	0.1	31,869
合計	252,415,861	100.0	265,564,141	100.0	13,148,280

(ア) 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の702億3,830万5千円に比べ113億4,861万6千円減少し、588億8,968万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和57年度末	昭和58年度末	増減
現金預金	13,502,037	11,449,425	△ 2,052,612
受信料未収金	1,841,331	1,345,081	△ 496,250
有価証券	42,811,736	35,325,307	△ 7,486,429
貯蔵品	149,279	90,911	△ 58,368
前払費用	4,171,890	7,275,063	3,103,173
未収金	2,328,169	2,317,674	△ 10,495
その他の流動資産	5,433,863	1,086,228	△ 4,347,635
合計	70,238,305	58,889,689	△ 11,348,616

注1　現金預金

（単位　千円）

区分	金額	摘要
現金	76,780	
預金	11,372,645	銀行預金、郵便振替ほか
合計	11,449,425	

注2　受信料未収金

（単位　千円）

区分	金額	摘要
受信料未収金	9,581,081	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△ 8,236,000	翌年度における収納不能見越額
合計	1,345,081	

注3　有価証券

（単位　千円）

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
金融債	18,638,196	18,507,875	18,507,875	長期信用債券ほか
国債	14,107,000	14,173,909	14,173,909	
政府保証債	400,000	396,500	396,500	公営企業債券
電信電話債券	168,675	167,648	167,648	
事業債	2,100,000	2,079,375	2,079,375	電力債券
合計	35,413,871	35,325,307	35,325,307	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4　貯　蔵　品

（単位　千円）

区　分	金　額	摘　要
フ　イ　ル　ム	60,993	ニュース・番組製作用16ミリフイルム
放　送　記　念　品	29,918	放送出演記念用タオルほか
合　計	90,911	

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5　前　払　費　用

（単位　千円）

区　分	金　額	摘　要
長　期　借　入　金　利　息	172,070	長期借入金の翌年度分利息
翌　年　度　番　組　費	2,339,236	テレビ番組「山河燃ゆ」等翌年度放送番組制作経費
ロサンゼルスオリンピック放　送　実　施　経　費	3,969,031	放送権料ほか放送実施経費
翌年度受信料収納経費	769,686	受信料前受金に対応する収納事務費
そ　の　他　の　前　払　費　用	25,040	営業所等翌年度分賃借料ほか
合　計	7,275,063	

注6　未　収　金

（単位　千円）

区　分	金　額	摘　要
有　価　証　券　等　利　息	749,052	金融債等の当年度分利息
そ　の　他　の　未　収　金	1,568,622	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合　計	2,317,674	

注7　その他の流動資産

（単位　千円）

区　分	金　額	摘　要
差　入　保　証　金	951,850	建物賃借保証金ほか
仮　払　金	134,378	諸立替払金
合　計	1,086,228	

(イ) 固　定　資　産

（単位　千円）

区　分	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	減価償却額累計	差引当年度末残高
有形固定資産	380,521,300	41,141,237	9,462,855	412,199,682	222,759,942	189,439,740
建　物	89,831,337	3,424,795	451,030	92,805,102	32,117,478	60,687,624
構　築　物	67,731,810	4,476,313	1,189,164	71,018,959	39,941,865	31,077,094
機　械	186,264,652	20,722,950	6,648,004	200,339,598	149,862,240	50,477,358
器　具	1,194,269	67,284	10,716	1,250,837	838,359	412,478
土　地	20,518,987	492,226	23,363	20,987,850	—	20,987,850
建設仮勘定	14,980,245	11,957,669	1,140,578	25,797,336	—	25,797,336
無形固定資産	2,113,198	212,016	98,252	2,226,962	1,150,402	1,076,560
(有形・無形固定資産計)	382,634,498	41,353,253	9,561,107	414,426,644	223,910,344	190,516,300
出　資	910,369	256,673	0	1,167,042	—	1,167,042
合　計	383,544,867	41,609,926	9,561,107	415,593,686	223,910,344	191,683,342

注1　当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、40,195,298千円であり、その内容は次のとおりである。

放送網の建設

テレビジョン（総合放送59局、教育放送59局の開設、共同受信施設202施設の設置、放送衛星設備の整備等）　18,469,976千円

ラジオ（中波放送所4局の増力・整備、中波第1放送2局、FM放送3局の開設等）　5,024,413千円

放送設備の整備（ローカル放送用機器の整備、テレビジョン音声多重放送設備の整備等）　13,708,484千円

研究設備等の整備（研究開発設備の整備、事務機器の整備等）　2,992,425千円

注2　当年度末の建設仮勘定残高25,797,336千円の内容は、放送衛星22,822,631千円、テレビジョン放送所設備整備工事等2,974,705千円である。

注3　当年度末の無形固定資産残高1,076,560千円の内容は、受電設備利用権等施設利用権1,044,238千円、地上権32,322千円である。

注4　出資は、放送法第9条の3に基づき郵政大臣の認可を受けて出資しているものであり、当年度末の残高1,167,042千円の内容は、次のとおりである。

通信・放送衛星機構に対する出資　1,127,542千円

（株）NHK放送情報サービス等関連事業に対する出資　39,500千円

(ウ) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和57年度末	昭和58年度		
		増	減	年度末
放送債券償還積立資産	11,074,000	4,862,000	1,370,000	14,566,000

(エ) 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の3億9,324万1千円に比べ3,186万9千円増加し、4億2,511万円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和57年度末	昭和58年度末	増減
長期前払費用	35,032	33,752	△ 1,280
放送債券発行費	186,503	204,830	18,327
放送債券発行差金	171,706	186,528	14,822
合計	393,241	425,110	31,869

イ　負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の1,048億1,665万8千円に比べ206億6,077万5千円増加し、1,254億7,743万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和57年度末		昭和58年度末		増減
	金額	構成比率（%）	金額	構成比率（%）	
流動負債	41,063,658	39.2	43,287,433	34.5	2,223,775
固定負債	63,753,000	60.8	82,190,000	65.5	18,437,000
合計	104,816,658	100.0	125,477,433	100.0	20,660,775

(ア) 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の410億6,365万8千円に比べ22億2,377万5千円増加し、432億8,743万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和57年度末	昭和58年度末	増減
未払金	5,630,156	6,520,089	889,933
受信料前受金	34,277,296	35,448,877	1,171,581
その他の流動負債	1,156,206	1,318,467	162,261
合計	41,063,658	43,287,433	2,223,775

注1　未払金　（単位　千円）

区分	金額	摘要
放送債券利息	503,503	放送債券の当年度分利息
契約収納事務費ほか諸経費	4,199,368	3月分受信契約取次・受信料収納事務費、電力料ほか
その他の未払金	1,817,218	大道具製作代金ほか
合計	6,520,089	

注2　受信料前受金　（単位　千円）

区分	金額	摘要
受信料前受金	35,448,877	翌年度分受信料の収納額

注3　その他の流動負債　（単位　千円）

区分	金額	摘要
前受収益	59,321	放送番組二次使用料、技術協力料ほか
預り金	47,723	集金委託保証金ほか
仮受金	1,211,423	源泉徴収所得税ほか
合計	1,318,467	

(イ) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の637億5,300万円に比べ184億3,700万円増加し、821億9,000万円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和57年度末	昭和58年度末	増減
放送債券	40,990,000	48,620,000	7,630,000
長期借入金	8,413,000	18,720,000	10,307,000
退職手当引当金	14,350,000	14,850,000	500,000
合計	63,753,000	82,190,000	18,437,000

注　放送債券及び長期借入金　（単位　千円）

区分	昭和57年度末	昭和58年度		
		増	減	年度末
放送債券	40,990,000	9,000,000	1,370,000	48,620,000
長期借入金	8,413,000	11,790,000	1,483,000	18,720,000
合計	49,403,000	20,790,000	2,853,000	67,340,000

上記長期借入金の昭和58年度末残高18,720,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行10,858,000千円、富士銀行2,060,000千円、住友銀行2,060,000千円、三菱銀行1,310,000千円、三井銀行1,310,000千円、三和銀行748,000千円、日本長期信用銀行374,000千円である。

ウ　資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,475億9,920万3千円に比べ75億1,249万5千円減少し、1,400億8,670万8千円となり、その内容は次のとおりである。

(ア) 資本　750億円

旧社団法人日本放送協会から承継した純資産	1億6,337万5千円
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額	30億8,857万7千円
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額	717億4,804万8千円

(イ) 積立金　725億9,920万3千円

過年度の当期事業収支差金の累計額から資本組み入れ額を除いたものである。当年度末の725億9,920万3千円は、前年度末の654億8,342万6千円に前年度の当期事業収支差金71億1,577万7千円を加えた結果である。

なお、これには資本支出充当として固定資産化されたもの及び財政安定のための財源として前年度から繰り越し当年度の事業収支の不足額を補てんするために使用するものが含まれている。

(ウ) 当期事業収支差金　△ 75億1,249万5千円

(2) 損益計算書

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		昭和57年度	昭和58年度	増減
経常事業	経常事業収入	(100.0) 287,746,455	(100.0) 292,623,402	4,876,947
	受信料	279,503,384	283,974,858	4,471,474
	交付金収入	1,013,297	1,310,322	297,025
	雑収入	7,229,774	7,338,222	108,448
	経常事業支出	(97.5) 280,628,654	(102.5) 300,041,116	19,412,462
	給与	97,895,425	102,594,936	4,699,511
	国内放送費	74,080,862	81,938,185	7,857,323
	国際放送費	1,832,185	1,879,515	47,330

収支	営業費	41,687,384	44,509,525	2,822,141
	調査研究費	3,081,802	3,479,182	397,380
	管理費	40,249,795	42,731,244	2,481,449
	減価償却費	18,379,843	18,795,939	416,096
	財務費	3,421,358	4,112,590	691,232
	経常事業収支差金	(2.5) 7,117,801	△ (△2.5) 7,417,714	△ 14,535,515
特別収入	特別収入	(0.2) 519,633	(0.2) 478,762	△ 40,871
	固定資産売却益	478,806	433,636	△ 45,170
	固定資産受贈益	9,021	2,020	△ 7,001
	過年度損益修正益	31,806	43,106	11,300
	特別支出	(0.2) 521,657	(0.2) 573,543	51,886
	固定資産売却損	283,297	419,368	136,071
	固定資産除却損	165,686	154,175	△ 15,511
	過年度損益修正損	72,674	0	△ 72,674
当期事業収支差金		(2.5) 7,115,777	△ (△2.5) 7,512,495	△ 14,628,272

(注)　(　)内は、経常事業収入を100とした構成比率(%)である。

ア　経常事業収支

経常事業収入2,926億2,340万2千円に対し、経常事業支出は3,000億4,111万6千円であり、差し引き経常事業収支差金は△74億1,771万4千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入2,877億4,645万5千円、経常事業支出2,806億2,865万4千円に比較すれば、経常事業収入は48億7,694万7千円、経常事業支出は194億1,246万2千円の増加である。

(ア)　経常事業収入

経常事業収入の増加は、主として受信契約者数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位　千円)

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
受信料	279,503,384	283,974,858	4,471,474
交付金収入	1,013,297	1,310,322	297,025
雑収入	7,229,774	7,338,222	108,448
合計	287,746,455	292,623,402	4,876,947

注1　受信料

(単位　千円)

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
普通受信料	12,683,393	11,805,682	△ 877,711
カラー受信料	266,819,991	272,169,176	5,349,185
合計	279,503,384	283,974,858	4,471,474

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位　千件)

区分		昭和57年度	昭和58年度
普通契約	年度初頭	2,281	2,189
	増加	△ 92	△ 178
	年度末	2,189	2,011
カラー契約	年度初頭	26,787	27,362
	増加	575	563
	年度末	27,362	27,925

契約総数	年度初頭	29,068	29,551
	増加	483	385
	年度末	29,551	29,936

注2　交付金収入　（単位　千円）

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
国際放送関係交付金	1,003,837	1,005,533	1,696
選挙放送関係交付金	9,460	304,789	295,329
合計	1,013,297	1,310,322	297,025

注3　雑収入　（単位　千円）

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
受入利息	4,976,972	4,696,974	△ 279,998
副次収入	1,767,891	2,181,364	413,473
雑入金	484,911	459,884	△ 25,027
合計	7,229,774	7,338,222	108,448

上記副次収入は、放送番組の二次使用・放送番組テキストの編集・技術協力等による収入である。

(イ)　経常事業支出

昭和58年度事業計画に基づき、経常全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
給与	97,895,425	102,594,936	4,699,511
国内放送費	74,080,862	81,938,185	7,857,323
国際放送費	1,832,185	1,879,515	47,330
営業費	41,687,384	44,509,525	2,822,141
調査研究費	3,081,802	3,479,182	397,380
管理費	40,249,795	42,731,244	2,481,449
減価償却費	18,379,843	18,795,939	416,096
財務費	3,421,358	4,112,590	691,232
合計	280,628,654	300,041,116	19,412,462

注1　給与　（単位　千円）

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
給料手当	97,468,521	102,270,359	4,801,838
労務費	426,904	324,577	△ 102,327
合計	97,895,425	102,594,936	4,699,511

注2　国内放送費　（単位　千円）

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
番組費	49,867,290	54,263,617	4,396,327
技術運用費	17,250,668	20,514,744	3,264,076
通信施設費	6,962,904	7,159,824	196,920
合計	74,080,862	81,938,185	7,857,323

注3　国際放送費　（単位　千円）

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
番組費	1,023,666	1,061,223	37,557
技術運用費	12,099	19,955	7,856
通信施設費	796,420	798,337	1,917
合計	1,832,185	1,879,515	47,330

注4　営業費

（単位　千円）

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
広報・受信改善費	2,334,320	3,147,149	812,829
契約収納費	30,968,064	33,126,376	2,158,312
未収受信料欠損償却費	8,385,000	8,236,000	△ 149,000
合計	41,687,384	44,509,525	2,822,141

注5　調査研究費

（単位　千円）

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
番組調査研究費	775,136	802,607	27,471
技術研究費	2,306,666	2,676,575	369,909
合計	3,081,802	3,479,182	397,380

注6　管理費

（単位　千円）

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
一般管理費	2,468,145	2,409,417	△ 58,728
施設管理費	3,500,797	5,375,297	1,874,500
厚生保健費	17,067,980	17,476,948	408,968
退職手当その他	17,212,873	17,469,582	256,709
合計	40,249,795	42,731,244	2,481,449

注7　減価償却費

（単位　千円）

区分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額	償却累計率
					%
有形固定資産	365,414,496	18,676,433	222,759,942	142,654,554	61.0
建物	92,805,102	1,941,984	32,117,478	60,687,624	34.6
構築物	71,018,959	4,155,647	39,941,865	31,077,094	56.2
機械	200,339,598	12,519,308	149,862,240	50,477,358	74.8
器具	1,250,837	59,494	838,359	412,478	67.0
無形固定資産	2,194,640	119,506	1,150,402	1,044,238	52.4
施設利用権	2,194,640	119,506	1,150,402	1,044,238	52.4
合計	367,609,136	18,795,939	233,910,344	143,698,792	60.9

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械、器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

注8　財務費

（単位　千円）

区分	昭和57年度	昭和58年度	増減
支払利息	3,181,216	3,832,288	651,072
放送債券発行差金償却等	240,142	280,302	40,160
合計	3,421,358	4,112,590	691,232

イ　特別収支

固定資産売却益等の特別収入は4億7,876万2千円であり、固定資産売却損等の特別支出は5億7,354万3千円であり、その内容は次表のとおりである。

(ア)　特別収入

（単位　千円）

区分	金額	摘要
固定資産売却益	433,636	
固定資産受贈益	2,020	
過年度損益修正益	43,106	昭和57年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正益ほか
合計	478,762	

(イ) 特別支出

（単位　千円）

区分	金額	摘要
固定資産売却損	419,368	
固定資産除却損	154,175	
合計	573,543	

ウ　当期事業収支差金

経常事業収支差金 △74億1,771万4千円に特別収入4億7,876万2千円を加え、特別支出5億7,354万3千円を差し引いた当期事業収支差金は △75億1,249万5千円である。

3　収入支出の決算の状況

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表

収入支出決算表

（事業収支）　　昭和58年度

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2) 第6条予備費	第10条交付金	増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		円	円	円	円	円	円	円
事業収入		291,502,644,000	0	220,381,000	220,381,000	291,723,025,000	293,102,163,575	△ 1,379,138,575
	受信料	284,398,856,000	0	0	0	284,398,856,000	283,974,857,880	423,998,120
	交付金収入	1,091,213,000	0	229,381,000	220,381,000	1,311,594,000	1,310,321,900	1,272,100
	雑収入	5,603,575,000	0	0	0	5,603,575,000	7,338,221,689	△ 1,734,646,689
	特別収入	409,000,000	0	0	0	409,000,000	478,762,106	△ 69,762,106
事業支出		302,112,644,000	△ 225,500,000	220,381,000	△ 5,119,000	302,107,525,000	300,614,658,399	1,492,866,601
	給与	102,543,424,000	0	81,605,000	81,605,000	102,625,029,000	102,594,935,940	30,093,060
	国内放送費	80,603,688,000	1,232,200,000	111,180,000	1,344,380,000	81,948,068,000	81,938,184,913	9,883,087
	国際放送費	1,886,479,000	0	0	0	1,886,479,000	1,879,515,409	6,963,591
	営業費	44,573,994,000	13,100,000	0	13,100,000	44,587,094,000	44,509,524,608	77,569,392
	調査研究費	3,494,753,000	0	0	0	3,494,753,000	3,479,181,453	15,571,547
	管理費	42,688,642,000	37,200,000	27,596,000	64,796,000	42,753,438,000	42,731,244,381	22,193,619
	減価償却費	18,800,000,000	0	0	0	18,800,000,000	18,795,938,617	4,061,383
	財務費	4,440,664,000	0	0	0	4,440,664,000	4,112,590,370	328,073,630
	特別支出	581,000,000	0	0	0	581,000,000	573,542,708	7,457,292

	予備費	2,500,000,000	△ 1,509,000,000	0	△ 1,509,000,000	991,000,000	0	991,000,000
事業収支差金		△ 10,610,000,000	225,500,000	0	225,500,000	△ 10,384,500,000	△ 7,512,494,824	△ 2,872,005,176

（事業収支差金の内訳）

建設費充当	0	225,500,000	0	225,500,000	225,500,000	225,500,000	0
財源不足	△ 10,610,000,000	0	0	0	△ 10,610,000,000	△ 7,737,994,824	△ 2,872,005,176

（資本収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額(2) 第6条予備費	第8条前期繰越金	増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)−(4)−(5)
		円	円	円	円	円	円	円	円
資本収入		58,594,173,000	225,500,000	0	225,500,000	58,819,673,000	55,904,965,460	0	2,914,707,540
	事業収支差金受入れ	0	225,500,000	0	225,500,000	225,500,000	225,500,000	0	0
	減価償却引当金	18,800,000,000	0	0	0	18,800,000,000	18,795,938,617	0	4,061,383
	前期繰越金受入れ	10,610,000,000	0	3,916,569,000	3,916,569,000	14,526,569,000	14,082,994,824	0	443,574,176
	資産受入れ	334,173,000	0	0	0	334,173,000	640,532,019	0	△ 306,359,019
	放送債券償還積立資産戻入れ	1,370,000,000	0	0	0	1,370,000,000	1,370,000,000	0	0
	放送債券	9,000,000,000	0	0	0	9,000,000,000	9,000,000,000	0	0
	長期借入金	18,480,000,000	0	△ 3,916,569,000	△ 3,916,569,000	14,563,431,000	11,790,000,000	0	2,773,431,000
資本支出		47,984,173,000	225,500,000	0	225,500,000	48,209,673,000	48,166,970,636	0	42,702,364
	建設費	40,000,000,000	225,500,000	0	225,500,000	40,225,500,000	40,195,297,636	0	30,202,364
	出資	257,173,000	0	0	0	257,173,000	256,673,000	0	500,000
	放送債券償還積立資産繰入れ	4,862,000,000	0	0	0	4,862,000,000	4,862,000,000	0	0
	放送債券償還金	1,370,000,000	0	0	0	1,370,000,000	1,370,000,000	0	0
	長期借入金返還金	1,495,000,000	0	0	0	1,495,000,000	1,483,000,000	0	12,000,000
資本収支差金		10,610,000,000	0	0	0	10,610,000,000	7,737,994,824	0	2,872,005,176

前期繰越金　14,583,467,579円（このうち、58年度の財政安定のための繰越金14,526,568,952円）
当年度使用額　△ 14,082,994,824円（事業収支の財源不足額を補てんするために△7,737,994,824円、債務償還に充当するために△6,345,000,000円）
後期繰越金　500,472,755円

〔大森昭君登壇、拍手〕

○大森昭君　ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和五十八年度決算に係るものでありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十八年度末における財産状況は、資産総額二千六百五十五億六千四百万円、負債総額一千二百五十四億七千七百万円、資本総額一千四百億八千七百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千九百二十六億二千三百万円に対し、経常事業支出三千億四千百万円であり、差し引き経常事業収支は七十四億一千八百万円の欠損となっており、これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支は七十五億一千二百万円の欠損となっております。

なお、この欠損金は資本収支の差金をもって補てんされております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかを初め、言論・報道機関としてのＮＨＫのあり方、放送衛星の打ち上げ延期とその活用方策、国際放送の充実強化等の諸問題について、政府、会計検査院並びに協会当局等に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもってこれを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。

○議長（木村睦男君）　日程第三　許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長亀長友義君。

審査報告書

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年十二月十二日

内閣委員長　亀長　友義

参議院議長　木村　睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政改革の一環として、民間活力の発揮、推進に資するよう公的関与につき必要な是正を図るため、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、検討の上、善処すべきである。

一、地代家賃統制令の廃止にあたっては、その対象土地家屋の借地借家人に与える社会的、経済的影響を考慮し、公共住宅への入居あっせん等を含め借地借家人の生活の激変緩和に努めるとともに、周辺の地代、家賃に影響が及ばないよう配慮すること。

一、自己認証制の適用品目の選定にあたっては、国民生活の安全性確保に十分配慮するとともに、その運用にあたっては、安全基準、技術基準等に対する適合状況、事業者の品質管理能力や検査能力を的確に把握して、災害の発生を防止し、国民の生命及び身体の安全に対して危害が及ぶことのないよう万全を期すること。

一、都市開発等の規制緩和にあたっては、都市開発の促進、宅地開発の円滑化等を図る一方で、地方自治体の自主性を尊重するとともに、良好な居住環境を確保するよう十分配慮すること。

一、運輸関係の規制緩和にあたっては、今後とも安全の確保に努めるとともに、過当競争による輸送秩序の混乱や労働環境の悪化を来さないよう配慮すること。特に、航空機関士を乗り組ませなければならない航空機の範囲についての規制緩和にあたっては、航空の安全性を確保するよう十分留意すること。

一、民間活力の促進と行政の簡素・効率化を図るため、許認可等を定期的に見直すとともに、規制緩和措置の有効性の確保を図るなど、引き続きその整理合理化を検討すること。

一、経済摩擦問題の解消と自由貿易の促進を図るため、輸入検査手続きの一層の改善等の措置を講ずること。

右決議する。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年十一月二十八日

衆議院議長　坂田　道太

参議院議長　木村　睦男殿

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律

日次

第一章　大蔵省関係（第一条―第五条）
第二章　厚生省関係（第六条―第九条）
第三章　通商産業省関係（第十条―第十二条）
第四章　運輸省関係（第十三条―第二十条）
第五章　郵政省関係（第二十一条）
第六章　労働省関係（第二十二条）

第七章　建設省関係（第二十三条―第二十五条）
第八章　自治省関係（第二十六条）
附則
第一章　大蔵省関係
（担保附社債信託法の一部改正）
第一条　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
第七条ノ二を削る。
（信託業法の一部改正）
第二条　信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第二条ノ二を削る。
（無尽業法の一部改正）
第三条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第四条ノ二を削る。
（信用金庫法の一部改正）
第四条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。
第五十三条中第九項を第十一項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7　信用金庫が第四項の規定により同項に規定する国債等に係る業務を行おうとする場合には、当該信用金庫は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。
第五十三条第四項中「前項第四号」を「第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4　信用金庫は、前三項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務（前項の規定により行う業務を除く。）を行うことができる。
第五十四条第六項中「前条第六項から第九項まで」を「前条第八項から第十一項まで」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項第四号」を「第四項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7　信用金庫連合会が第五項の規定により同項に規定する国債等に係る業務を行おうとする場合には、当該信用金庫連合会は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。
第五十四条第四項の次に次の一項を加える。
5　信用金庫連合会は、前各項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務（前項の規定により行う業務を除く。）を行うことができる。
（外国為替及び外国貿易管理法の一部改正）
第五条　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
第十条第三項中「、外国為替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し」を削り、同条第四項中「全部又は一部」を「名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務を営む営業所の全部若しくは一部」に改める。
第七十一条中「若しくはこれらの業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更した者」を削る。
第七十二条第一号中「又は両替業務」を「若しくは両替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更した者又はこれらの業務」に改める。
第二章　厚生省関係
（医療法の一部改正）
第六条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。
第七条第二項中「変更しようとするときも」の下に「、省令で定める場合を除き」を加える。
第十四条第二項を削る。
（興行場法の一部改正）
第七条　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。
第二条の次に次の一条を加える。
第二条の二　興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）について相続又は合併があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、営業者の地位を承継する。
2　前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
第三条第一項中「興行場営業を営む者（営業者という。以下同じ。）」を「営業者」に改める。
（旅館業法の一部改正）
第八条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。
第三条の次に次の二条を加える。
第三条の二　前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、営業者の地位を承継する。
2　前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替えるものとする。
第三条の三　営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。
2　相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を

受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3　第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

4　第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

第四条第一項中「旅館業を営む者（営業者という。以下同じ。）」を「営業者」に改める。

第九条の三中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を加える。

（公衆浴場法の一部改正）

第九条　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二　浴場業を営む者（以下「営業者」という。）について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、営業者の地位を承継する。

2　前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三条第一項中「浴場業を営む者（営業者という。以下同じ。）」を「営業者」に改める。

第三章　通商産業省関係

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第十条　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　検定等（第三条―第七条）
第二節　製造事業者の登録及び特定製品の型式等（第八条―第三十二条の五）」を「第一節　基準並びに販売及び表示の制限（第三条―第五条）
第二節　第一種特定製品
第一款　検定（第六条・第七条）
第二款　製造事業者の登録及び第一種特定製品の型式等（第八条―第三十二条の五）
第二節の二　第二種特定製品（第三十二条の六―第三十二条の十二）」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3　この法律において「第一種特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が困難である者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいい、「第二種特定製品」とは、第一種特定製品以外の特定製品をいう。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節　基準並びに販売及び表示の制限

第四条を次のように改める。

（販売の制限）

第四条　特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、特定製品のうち、次の各号に掲げる特定製品の種類ごとに当該各号に定める特定製品以外のものを販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

一　第一種特定製品　主務大臣が行う検定を受け、これに合格したものとして第七条の規定により表示が付されている第一種特定製品及び第二十七条（第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている第一種特定製品

二　第二種特定製品　第三十二条の十の規定により表示が付されている第二種特定製品

2　前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一　輸出用の特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二　輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三　第二十六条第一項ただし書第一号若しくは第三十二条の七第一項ただし書第一号の規定による届出又は第二十六条第一項ただし書第二号（第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条の七第一項ただし書第二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

第七条及び第二章第二節の節名を削る。

第六条中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「行ない」を「行い」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「前条」を「第四条第一項第一号」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条並びに節名及び款名を加える。

（表示の制限）

第五条　何人も、前条第一項各号に規定する規定により表示を付する場合を除くほか、特定製品にこれらの規定の主務省令で定める方式による表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

第二節　第一種特定製品

第一款　検定

第八条の前に次の款名を付する。

第二款　製造事業者の登録及び第一種特定製品の型式等

第八条第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第三号から第五号までの規定中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同項第六号中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条第一号中「第四条、第七条」を「第四条第一項、第五条」に改める。

第二十三条の見出し中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同条第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、「定める」の下に「第一種特定製品の」を加え、「以下」を「次項、次条及び第三十二条の四第一項において」に改め、同条第三項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第二十四条第一号中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第二十六条第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同条第二項中「特定製品」を「第

一種特定製品」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十七条中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「附する」を「付する」に改める。

第二十九条中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「表示を附する」を「規定により表示を付する」に改める。

第三十条中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第三十二条の二第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同条第二項中「第七条」を「第五条」に改め、「同条及び第三十条中」を削り、「特定製品」と、同条中」を「第一種特定製品」と、第三十条中「第一種特定製品」とあるのは「本邦に輸出される第一種特定製品」と、」に改める。

第三十二条の三第一項第一号中「第四条、第七条」を「第四条第一項、第五条」に改め、同項第三号中「第一号」の下に「及び第三号」を加え、同項第五号及び第六号中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第三十二条の四の見出し及び同条第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同条第二項中「（第一号」の下に「及び第三号」を加え、「特定製品」を「第一種特定製品」に、「附する」を「付する」に改める。

第三十二条の五第二号中「第一号」の下に「及び第三号」を加え、同条の次に次の一節を加える。

第二節の二　第二種特定製品

（事業の届出等）

第三十二条の六　第二種特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定める第二種特定製品の区分（以下単に「第二種特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　主務省令で定める第二種特定製品の型式の区分

三　当該第二種特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（第二種特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該第二種特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

四　検査規程（当該第二種特定製品の安全基準に対する適合性について検査する方法に関し主務省令で定める事項について記載したものをいう。以下同じ。）

五　当該第二種特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

2　前項の規定による届出をしようとする場合には、同項第五号の措置をとつていることを証する書面その他の主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3　第十三条第一項本文及び第二項、第十四条、第十六条並びに第二十二条の規定は、第一項の規定による届出をした者に準用する。この場合において、第十四条中「第八条第二項第一号又は第三号から第六号まで」とあるのは「第三十二条の六第一項各号」と、第二十二条中「登録簿の謄本の交付又は閲覧」とあるのは「第三十二条の六第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供」と読み替えるものとする。

（基準適合義務等）

第三十二条の七　前条第一項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る型式の第二種特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、安全基準に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　輸出用の第二種特定製品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二　輸出用以外の特定の用途に供する第二種特定製品を製造し、又は輸入する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三　試験用に製造し、又は輸入するとき。

2　前条第一項の規定による届出をした者は、検査規程に従い、その製造又は輸入に係る前項の第二種特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、かつ、主務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（検査規程）

第三十二条の八　第三十二条の六第一項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、検査規程の内容が主務省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

（損害賠償措置）

第三十二条の九　届出事業者は、第三十二条の六第一項第五号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

（表示）

第三十二条の十　届出事業者は、その第三十二条の六第一項の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の第二種特定製品を製造し、又は輸入したときは、これに主務省令で定める方式による表示を付することができる。

（改善命令）

第三十二条の十一　主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、第二種特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第三十二条の六第一項第五号の措置の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　届出事業者が第三十二条の七第一項の規定に違反していると認めるとき。

二　検査規程の内容が第三十二条の八の主務省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

三　第三十二条の六第一項第五号の措置が第三十二条の九の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

（表示の禁止）

第三十二条の十二　主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の第二種特定製品に第三十二条の十の規定により表示を付することを禁止することができる。

一　届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の第二種特定製品（第三十

二条の七第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が安全基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。　当該安全基準に適合していない第二種特定製品の属する届出に係る型式

二　届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の第二種特定製品について、第三十二条の七第二項の規定に違反したとき。　当該違反に係る第二種特定製品の属する届出に係る型式

三　届出事業者が前条第一号の場合に該当する場合において、その届出に係る型式の第二種特定製品について同条の規定による命令に違反したとき。　当該違反に係る第二種特定製品の属する届出に係る型式

2　主務大臣は、届出事業者が前条第二号又は第三号の場合における同条の規定による命令に違反したときは、当該届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る第二種特定製品の区分に属する型式の第二種特定製品に第三十二条の十の規定により表示を付することを禁止することができる。

第三十三条第一項中「特定製品に係る」を「第一種特定製品及び主務省令で定める第二種特定製品に係る」に改め、同項第一号中「この章第一節」を「第四条第二項第一号の規定による届出の受理及びこの章第二節第一款」に、「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、「（第三条及び第四条ただし書第二号の規定による事務を除く。）」を削り、同項第二号中「前節」を「この章第二節第二款」に、「特定製品」を「第一種特定製品」に、「前条」を「第三十二条の五」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前節に規定する第二種特定製品に係る届出の受理に関する事務（第三十二条の七第一項ただし書第二号、第三十二条の十一及び前条の規定による事務を除く。）

第三十四条第一項中「この章第一節（第三条及び第四条ただし書第二号を除く。）及び前節」を「第四条第二項第一号、この章第二節第一款及び第二款」に改め、「（第三十二条の五を除く。）」の下に「並びに前節（第三十二条の七第一項ただし書第二号、第三十二条の十一及び第三十二条の十二を除く。）」を加える。

第三十五条第一号中「第六条又は第二十七条（第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の表示が付されていない」を「第四条第一項の規定に違反して」に改め、「（第四条ただし書の規定の適用を受けて販売した場合を除く。）」を削り、同条第二号中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同条に次の一号を加える。

三　届出事業者がその届出に係る型式の第二種特定製品で安全基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第三十二条の七第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。）。

第八十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「登録製造事業者」の下に「及び届出事業者」を加え、同条第二項中「登録製造事業者」の下に「又は届出事業者」を加える。

第八十六条第一項中「第四条ただし書第二号」を「第四条第二項第二号」に、「又は第三十二条の四第一項」を「、第三十二条の四第一項又は第三十二条の七第一項ただし書第二号」に改める。

第八十七条第一項第一号中「第四条の」を削る。

第八十八条第一項中第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第三十二条の六第一項の規定による届出を受理したとき。

第八十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十九条又は第三十二条の十二の規定により表示を付することを禁止したとき。

第八十九条第一項中「第二条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第九十五条第一項第一号中「第二章第二節」を「第二章第二節第二款」に、「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、「徴収」の下に「（登録製造事業者に係るものに限る。）」を加え、同項第三号中「第二章第一節」を「第四条第二項（第三号を除く。）の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節第一款」に、「（第三条の規定による安全基準の決定を除く。）」を「、同章第二節の二の規定による第二種特定製品に係る届出の受理」に改め、「第八十三条第一項」の下に「及び第二項」を、「徴収」の下に「（登録製造事業者に係るものを除く。）」を加える。

第九十七条第一号中「第四条又は第七条」を「第四条第一項又は第五条」に改め、同条第二号中「第二十九条」の下に「又は第三十二条の十二第一項（第二号及び第三号を除く。）」を加える。

第九十八条中「第二十六条第二項」の下に「又は第三十二条の七第二項」を加え、「行なわず」を「行わず」に改める。

第百四条第一号中「第十六条」の下に「（これらの規定を第三十二条の六第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

別表第三号中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等及び第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等」に改める。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正）

第十一条　石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「掘さくしよう」を「掘削しよう」に、「掘さく泥水（掘さく」を「掘削泥水（掘削」に、「掘さく泥水の」を「第三十五条第一項の規定による届出を受理した日から六十日以内に限り、掘削泥水の」に改める。

第九条中「掘さくしよう」を「掘削しよう」に、「掘さくする」を「第三十五条第一項の規定による届出を受理した日から六十日以内に限り、掘削する」に改める。

第三十五条中「坑井を掘さくしよう」を「坑井を掘削しよう」に、「掘さくの開始の日の六十日前までに、掘さくしよう」を「掘削しよう」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定による届出をした者は、その届

出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る坑井を掘削してはならない。

3　通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第四十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第三十五条第二項の規定に違反して坑井を掘削した者

第十二条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　検定等（第三十九条の二―第三十九条の六）
第二節　製造事業者の登録及びガス用品の型式等（第三十九条の七―第三十九条の十四）
第三節　指定検定機関（第三十九条の十五・第三十九条の十六）」を

「第一節　定義（第三十九条の二）
第二節　第一種ガス用品
第一款　検定等（第三十九条の三―第三十九条の六）
第二款　製造事業者の登録及び第一種ガス用品の型式等（第三十九条の七―第三十九条の十四）
第三節　指定検定機関（第三十九条の十五・第三十九条の十六）
第三款　第二種ガス用品
第四節　災害防止命令（第三十九条の十七―第三十九条の二十二）」

に改める。

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節　定義

第三十九条の二中「一般消費者等をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　この法律において「第一種ガス用品」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特にガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるガス用品であつて、政令で定めるものをいい、「第二種ガス用品」とは、その他のガス用品をいう。

第五章第二節の節名を削る。

第三十九条の二の次に次の節名及び款名を付する。

第二節　第一種ガス用品

第一款　検定等

第三十九条の三及び第三十九条の四中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改める。

第三十九条の五中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に、「行ない」を「行い」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改める。

第三十九条の六中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第二款　製造事業者の登録及び第一種ガス用品の型式等

第三十九条の七中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十九条の八の見出し及び同条第一項中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改める。

第三十九条の九中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十九条の十一第一項中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改め、同条第二項中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に、「行ない」を「行い」に改める。

第三十九条の十二及び第三十九条の十三中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に、「附する」を「付する」に改める。

第三十九条の十三の二及び第三十九条の十三の三（見出しを含む。）中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改める。

第三十九条の十四第一項中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改め、同条第二項中「ガス事業法第三十九条の十三」とあるのは「ガス事業法第三十九条の二十二」と」を加え、同条第三項中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改め、「、同条第三項中「第一項」とあり」を削り、「同条第一号」を「同法第五十八条第三項中「第一項の承認」とあるのは「ガス事業法第三十九条の八第一項の承認」と、同法第五十九条第一号」に改め、「ガス事業法第三十九条の十三」と」の下に「、「第八十条の七」とあるのは「ガス事業法第三十九条の二十二」と」を加え、同条第四項中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改め、同条第五項中「第六十七条の三第一項（第六号を除く。）」を「第六十七条の三」に、「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改め、「第六十四条」の下に「若しくは第八十条の七」を、「同法第三十九条の十三」の下に「若しくは第八十条の七」を加え、同条第六項中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改め、「第六十四条」の下に「若しくは第八十条の七」を、「同法第三十九条の十三」の下に「若しくは第八十条の七」を加え、同条第七項中「第三十九条の十三まで」の下に「及び第三十九条の二十二（第一号及び第三号を除く。）」を加え、「第三十九条の十三の三の」を「前条の」に、「及び第三十九条の十三」を「、第三十九条の十三及び第三十九条の二十二第二号」に改め、「と、第三十九条の十一第一項」の下に「及び第三十九条の十二」を加え、「ガス用品」を「第一種ガス用品」に、「「輸出用その他特定」」を「第三十九条の十一第一項ただし書中「輸出用その他特定」」に、「附する」を「付する」に改め、「「付さないよう請求する」と」の下に、「第三十九条の二十二中「命ずる」とあるのは「請求する」と、「第一種ガス用品」とあるのは「本邦に輸出される第一種ガス用品」と」を加える。

第五章第三節の節名を削る。

第三十九条の十四の次に次の款名を付する。

第三款　指定検定機関

第五章に次の二節を加える。

第三節　第二種ガス用品

（事業開始の届出）

第三十九条の十七　第二種ガス用品の製造の事業を行う者（以下「第二種ガス用品製造事業者」という。）は、事業の開始の日から三十日

以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該第二種ガス用品の種類及び構造

三　当該第二種ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

第三十九条の十八　第二種ガス用品の輸入の事業を行う者（以下「第二種ガス用品輸入事業者」という。）は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該第二種ガス用品の種類及び構造

三　当該第二種ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所

（基準適合義務）

第三十九条の十九　第二種ガス用品製造事業者は、当該第二種ガス用品を製造する場合においては、当該第二種ガス用品が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

2　第三十九条の十一第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十九条の二十　第二種ガス用品輸入事業者は、当該第二種ガス用品を販売する場合においては、前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供する第二種ガス用品を販売する場合において通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（準用）

第三十九条の二十一　液化石油ガス法第四十九条及び第五十一条の規定は、第二種ガス用品製造事業者に準用する。この場合において、同法第四十九条中「第四十三条第二項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の十八各号」と読み替えるものとする。

2　液化石油ガス法第四十九条及び第五十一条の規定は、第二種ガス用品輸入事業者に準用する。この場合において、同法第四十九条中「第四十三条第二項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の十八各号」と読み替えるものとする。

3　液化石油ガス法第八十条の六の規定は、第二種ガス用品製造事業者又は第二種ガス用品輸入事業者に準用する。この場合において、同条中「第八十条の四第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十九第一項」と、「前条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の二十」と読み替えるものとする。

第四節　災害防止命令

（災害防止命令）

第三十九条の二十二　通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該ガス用品の回収を図ることその他当該ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　第一種ガス用品の販売の事業を行う者が第三十九条の五又は第三十九条の十二（第三十九条の十四第七項において準用する場合を含む。）の規定による表示が付されていない第一種ガス用品を販売したこと（第三十九条の三ただし書の規定の適用を受けて販売した場合を除く。）。

二　第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る第一種ガス用品で第三十九条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造したこと（第三十九条の十一第一項ただし書の規定の適用を受けて製造した場合を除く。）。

三　第二種ガス用品製造事業者又は第二種ガス用品輸入事業者が第二種ガス用品で第三十九条の十九第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、又は販売したこと（同条第二項において準用する第三十九条の十一第一項ただし書又は第三十九条の二十ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は販売した場合を除く。）。

第四十一条第一項第八号及び第十号中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改める。

第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「製造」の下に「、輸入」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第四十七条の三を第四十七条の四とし、第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（ガス用品の提出）

第四十七条の二　通商産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員にガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められるガス用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2　国（前項の規定に基づく通商産業大臣の権限が都道府県知事に委任されている場合にあつては、都道府県）は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3　前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

第五十六条の二を第五十六条の三とし、第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二　第三十九条の二十二の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十八条の二中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改める。

第五十九条第一号中「又は第三十九条」を「、第三十九条、第三十九条の十七又は第三十九条の十八」に改め、同条第六号中「又は第四十条の三」を「、第三十九条の二十一第三項において準用する液化石油ガス法第八十条の六、第四十条

の三又は第四十七条の二第一項」に改める。

第六十一条第一号中「又は第三十九条の十四第二項」を「、第三十九条の十四第二項」に、「第四十九条」を「又は第三十九条の十四第二項若しくは第三十九条の二十一第一項若しくは第二項において準用する同法第四十九条」に改める。

第四章　運輸省関係

（海事代理士法の一部改正）

第十三条　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「、その事由があつた日から七日以内に」を削る。

（道路運送法の一部改正）

第十四条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第四項を削る。

第五十八条第二項、第五十九条第三項及び第六十条第二項中「及び第四項」及び「及び供用の開始があつた場合」を削る。

（海上運送法の一部改正）

第十五条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3　運輸大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般旅客定期航路事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

（タクシー業務適正化臨時措置法の一部改正）

第十六条　タクシー業務適正化臨時措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「、住所及び本籍」を「及び住所」に改める。

（倉庫業法の一部改正）

第十七条　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

3　運輸大臣が標準倉庫寄託約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、倉庫業者が、標準倉庫寄託約款と同一の倉庫寄託約款を定め、又は現に定めている倉庫寄託約款を標準倉庫寄託約款と同一のものに変更したときは、その倉庫寄託約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（内航海運組合法の一部改正）

第十八条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「変更」の下に「（運輸省令で定める事項に係るものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　海運組合は、第二項の運輸省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（船舶安全法の一部改正）

第十九条　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二条第一項第一号乃至第五号、第十号乃至第十二号」を「第二条第一項各号」に、「満載吃水線ニ関シ」を「満載喫水線ニ関シ特別検査以外ノ」に、「特別検査」を「命令ヲ以テ定ムルモノ」に改める。

第二十三条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に、「第二条第一項第一号乃至第五号、第十号乃至第十二号」を「第二条第一項各号」に、「満載吃水線ニ関スル検査（第八条第一項ノ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」に改める。

（航空法の一部改正）

第二十条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「左の表」を「次の表」に、「の外」を「のほか」に改め、同項の表を次のように改める。

航空機業務	
次の各号の一に該当する航空機 一　構造上、引込式降着装置又はフラップの操作その他航空機の操縦のために二人を要する航空機 二　旅客の運送の用に供する航空機で計器飛行方式により飛行するもの 三　旅客の運送の用に供する航空機で飛行時間が五時間を超えるもの	航空機の操縦
構造上、操縦者（航空機の操縦に従事する者をいう。以下同じ。）だけでは発動機及び機体の完全な取扱いができない航空機	航空機に乗り組んで行うその発動機及び機体の取扱い（操縦装置の操作を除く。）

第五章　郵政省関係

（電波法の一部改正）

第二十一条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

（無線設備の機器の検定）

第三十七条　次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、郵政大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、郵政大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて郵政省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

一　第三十一条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置

二　船舶に施設する警急自動受信機

三　船舶安全法第二条（同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならない救命艇用携帯無線電信及びレーダー

四　航空機に施設する無線設備の機器であつ

て郵政省令で定めるもの

五　郵政省令で定める無線方位測定機

第七十三条第一項中「毎年一回」を「郵政省令で定める時期ごとに」に改め、「職員を無線局」の下に「（郵政省令で定めるものを除く。）」を加え、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「当該検査を毎年行なう」を「当該無線局についてその検査を同項の郵政省令で定める時期に行う」に、「無線局並びに外国地間を航行中の船舶及び航空機の無線局については」を「場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては」に、「省略する」を「その時期を延期し、又は省略する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定検査機関）

第七十三条の二　郵政大臣は、郵政省令で定める無線局について、その指定する者（以下「指定検査機関」という。）に、前条第一項の規定による検査（以下「定期検査」という。）を行わせることができる。

2　指定検査機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、定期検査を行おうとする者の申請により行う。

3　郵政大臣は、指定検査機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の定期検査を行わないものとする。

4　郵政大臣は、指定検査機関の指定に係る区分の定期検査について前条第二項の規定によりその時期を延期し、又は省略することとしたときは、その旨を当該指定検査機関に通知するものとする。

5　第三十八条の三、第三十八条の四、第三十八条の五第二項及び第三十八条の六から第三十八条の十五までの規定は、指定検査機関について準用する。この場合において、第三十八条の三中「前条第二項」とあるのは「第七十三条の二第二項」と、同条第一項、第三十八条の四第一項及び第二項、第三十八条の五第二項、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十一、第三十八条の十二第一項、第三十八条の十三第一項、第三十八条の十四第二項及び第三項並びに第三十八条の十五中「技術基準適合証明」とあるのは「第七十三条の二第一項の定期検査」と、第三十八条の五第二項中「かつ、」とあるのは「かつ、無線局の検査に必要な知識及び経験について」と、「審査」とあるのは「検査」と、同項、第三十八条の六第二項及び第三項並びに第三十八条の七中「証明員」とあるのは「検査員」と、第三十八条の十四第二項第一号中「この章」とあるのは「第七十三条の二第五項において準用するこの章」と、第三十八条の十五第一項中「第三十八条の二第三項」とあるのは「第七十三条の二第三項」と読み替えるものとする。

第九十九条の十一第一項第一号中「第三十八条の五第二項」の下に「（第七十三条の二第五項において準用する場合を含む。）」を、「（航空機局の通信連絡）」の下に「、第七十三条第一項（検査）、第七十三条の二第一項（指定検査機関）」を加え、同項第二号中「第四十七条の二」の下に「及び第七十三条の二第五項」を加え、「若しくは指定試験機関」を「、指定試験機関若しくは指定検査機関」に、「若しくは試験員」を「、試験員若しくは検査員」に改め、同項第三号中「変更の命令」の下に「、第七十三条の二第一項の規定による指定検査機関の指定」を加える。

第百三条第一項中「、当該指定試験機関」を「当該指定試験機関、指定検査機関が行う検査を受ける者にあつては当該指定検査機関」に改め、同条第二項中「指定試験機関」の下に「又は指定検査機関」を、「当該指定試験機関」の下に「又は当該指定検査機関」を加える。

第百四条の五の見出し中「指定証明機関又は指定試験機関」を「指定証明機関等」に改め、同条中「又は指定試験機関」を「、指定試験機関又は指定検査機関」に改める。

第百九条の二中「第四十七条の二」の下に「及び第七十三条の二第五項」を加える。

第百十条の二中「第四十七条の二」の下に「及び第七十三条の二第五項」を加え、「又は指定試験機関」を「、指定試験機関又は指定検査機関」に改める。

第百十三条の二中「又は指定試験機関」を「、指定試験機関又は指定検査機関」に改め、同条第一号及び第二号中「第四十七条の二」の下に「及び第七十三条の二第五項」を加え、同条第三号中「第四十七条の二」の下に「及び第七十三条の二第五項」を加え、「又は特定試験事務の全部又は定期検査の業務の全部」を「、特定試験事務の全部又は定期検査の業務の全部」に改める。

第六章　労働省関係

（作業環境測定法の一部改正）

第二十二条　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　指定講習機関（第三十二条）」を「第三節　指定講習機関（第三十二条）　第四節　指定登録機関（第三十二条の二）」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第四節　指定登録機関

第三十二条の二　労働大臣は、申請により指定する者に、第七条の登録の実施に関する事務（第十二条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。以下この条、第四十五条及び第五十五条において「登録事務」という。）を行わせる。

2　労働大臣は、前項の規定による指定を受けた者（以下「指定登録機関」という。）に登録事務を行わせるときは、当該登録事務を行わないものとする。

3　指定登録機関が登録事務を行う場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「労働省」とあり、及び第九条第一項中「労働大臣」とあるのは、「第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関」とする。

4　第二節（第二十条及び第二十四条を除く。）の規定は、指定登録機関に関して準用する。この場合において、第二十一条第一項第一号中「、試験事務」とあるのは「、第七条の登録の実施に関する事務（第十二条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。以下「登録事務」という。）」と、「についての試験事務」とあるのは「についての登録事務」と、「試験事務の適正」とあるのは「登録事務の適正」と、同条第一項第二号及び第二項第三号、第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第

二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項、第三十条並びに第三十一条中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、第二十三条第二項、第二十五条及び第三十条第一項第五号中「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第二十七条中「職員（試験員を含む。）」とあるのは「職員」と、第三十条第一項第二号中「この節」とあるのは「この節（第二十条及び第二十四条を除く。）」と、同項第四号中「第二十三条第二項、第二十四条第四項」とあるのは「第二十三条第二項」と読み替えるものとする。

第三十四条第一項中「から第五十条まで」を「、第五十条」に、「第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十条並びに」を「第五十条及び」に改め、「作業環境測定士」と」の下に「、同法第五十条中「事業報告書」とを加え、「第四十八条第一項及び第三項、第四十九条並びに」を削り、「又は」と」の下に「、同項第二号中「、第四十九条又は第五十条」とあるのは「若しくは第五十条又は作業環境測定法第三十五条の二」と、同項第三号中「第四十八条第一項の認可を受けた」とあるのは「作業環境測定法第三十四条の二第一項の規定による届出をした」と」を加え、「第四十八条第三項」を「作業環境測定法第三十四条の二第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（業務規程）

第三十四条の二　作業環境測定機関は、作業環境測定の業務に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による届出のあつた業務規程が作業環境測定の公正な実施上不適当と認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　業務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（業務の休廃止等の届出）

第三十五条の二　作業環境測定機関は、作業環境測定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に届け出なければならない。現に休止している作業環境測定の業務の全部又は一部を再開したときも、同様とする。

第四十一条第一項中「又は指定講習機関」を「、指定講習機関又は指定登録機関」に改める。

第四十二条第二項中「若しくは指定講習機関」を「、指定講習機関若しくは指定登録機関」に改める。

第四十三条中「又は指定講習機関」を「、指定講習機関又は指定登録機関」に、「又は講習」を「、講習」に改め、「研修」の下に「又は第七条の登録」を加える。

第四十五条の見出し中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に改め、同条中「試験事務」の下に「又は指定登録機関が行う登録事務」を加える。

第四十六条第一項中「第三十条第一項」の下に「（第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十九条第一項中「、指定試験機関」を「、指定試験機関、指定登録機関の行う登録を受けようとする者又は指定登録機関から作業環境測定士登録証の再交付若しくは書換えを受けようとする者にあつては指定登録機関」に改め、同条第二項中「により指定試験機関」の下に「又は指定登録機関」を加え、「、指定試験機関」を「、それぞれ、指定試験機関又は指定登録機関」に改める。

第五十二条中「第二十七条第一項」の下に「（第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十三条中「第三十条第一項」の下に「（第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「若しくは指定講習機関」を「、指定講習機関若しくは指定登録機関」に改める。

第五十五条中「若しくは指定講習機関」を「、指定講習機関若しくは指定登録機関」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第三十二条の二第四項において準用する第二十九条第一項の許可を受けないで登録事務に関する業務の全部を廃止したとき。

第五十五条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　作業環境測定の業務の全部を廃止した場合において、第三十五条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第七章　建設省関係

（測量法の一部改正）

第二十三条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「三年」を「五年」に改める。

第五十五条の三の見出し中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四号中「、営業所」を「並びに営業所」に改め、「並びに営業用機械の種類、名称、能力及び数量」を削り、同条第六号中「そなえて」を「備えて」に改める。

第五十五条の七第一項中「第五十五条の二各号に掲げる事項」を「第五十五条の二第一号から第四号までに掲げる事項又は主として請け負う測量の種類」に改める。

（駐車場法の一部改正）

第二十四条　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、その業務」を「その業務」に改め、「定め、」の下に「これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に」を加え、同条第四項中「変更したときは、十日以内に」に改める。

第十四条中「廃止しようとするときは、あらかじめ」を「廃止したときは、十日以内に」に、「再開しようとする」を「再開した」に改める。

（地代家賃統制令の一部改正）

第二十五条　地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　この勅令は、昭和六十一年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただ

し、同日以前にした行為に対する罰則の適用については、同日後も、なおその効力を有する。

第八章　自治省関係

（消防法の一部改正）

第二十六条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二　消防用機械器具等の検定」を「第四章の二　消防の用に供する機械器具等の検定等」に改める。

「第四章の二　消防用機械器具等の検定
第一節　検定対象機械器具等の検定」を
「第四章の二　消防の用に供する機械器具等の検定等
第一節　検定対象機械器具等の検定」に改める。

第二十一条の二第一項中「で政令で定めるもの（以下「消防用機械器具等」という。）」を「のうち、一定の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであり、かつ、その使用状況からみて当該形状等を有することについてあらかじめ検査を受ける必要があると認められるものであつて、政令で定めるもの（以下「検定対象機械器具等」という。）」に改め、同条第二項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）」を「形状等」に改め、「（以下「技術上の規格」という。）」を削り、同条第三項中「個個の」を「個々の」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「附されて」を「付されて」に改める。

第二十一条の三第一項中「行なう消防用機械器具等」を「行う検定対象機械器具等」に改め、同条第二項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、同条第三項中「ところにより、」の下に「前条第二項に規定する」を加え、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行い」に、「つけて」を「付して」に、「同項」を「前項」に改める。

第二十一条の四第二項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、「係る形状等が」の下に「第二十一条の二第二項に規定する」を、「当該形状等が」の下に「同項に規定する」を加える。

第二十一条の五第一項中「自治大臣は、」の下に「第二十一条の二第二項に規定する」を加え、「すでに」を「既に」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、「変更後の」の下に「同項に規定する」を加える。

第二十一条の六第一項第二号及び第二十一条の七中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改める。

第二十一条の八第一項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十一条の九第一項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条第二項中「附しては」を「付しては」に改める。

第二十一条の十中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「すでに行なつた」を「既に行つた」に改める。

第二十一条の十一第一項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第二項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十一条の十二中「附されて」を「付されて」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「附させる」を「付させる」に改める。

第二十一条の十三に次の一項を加える。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一条の十七中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十一条の三十六中「行なう」を「行う」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改める。

第四章の二中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節　自主表示対象機械器具等の表示等

第二十一条の十六の二　検定対象機械器具等以外の消防の用に供する機械器具等のうち、一定の形状等を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであつて、政令で定めるもの（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、次条第一項の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、自主表示対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、同項の規定による表示が付されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

第二十一条の十六の三　自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、当該自主表示対象機械器具等でその形状等が自治省令で定める自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものに、自治省令で定めるところにより、当該技術上の規格に適合するものである旨の表示を付することができる。

何人も、消防の用に供する機械器具等に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を付してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

第二十一条の十六の四　自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、当該自主表示対象機械器具等に前条第一項の表示を付そうとするときは、あらかじめ、自治省令で定めるところにより、次に掲げる事項を自治大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該自主表示対象機械器具等の種類その

他の自治省令で定める事項

前項の規定による届出を行つた者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は自主表示対象機械器具等の製造若しくは輸入の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を、自治省令で定めるところにより、自治大臣に届け出なければならない。

第二十一条の十六の五　自治大臣は、消防の用に供する機械器具等で第二十一条の十六の三第一項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているもののうち、販売業者等の事務所、事業所又は倉庫にあるものについて、当該販売業者等に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。

第二十一条の十六の六　自治大臣は、前条に規定する権限を行使するために必要な限度において、販売業者等に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、消防の用に供する機械器具等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

前項の職員は、同項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一条の十六の七　第二十一条の十四の規定は、前二条に規定する権限について準用する。

第三十六条の三の次に次の一条を加える。

第三十六条の四　この法律の規定に基づき政令又は自治省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は自治省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十三条の三中「第二十一条の二第四項」の下に「又は第二十一条の十六の二」を加える。

第四十四条第三号中「又は第二十一条の九第二項」を「、第二十一条の九第二項又は第二十一条の十六の三第二項」に改め、同条第十二号中「第二十一条の十三第一項」の下に「又は第二十一条の十六の六第一項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の二　第二十一条の十六の五の規定による命令に違反した者

第四十六条の三を次のように改める。

第四十六条の三　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第十六条の十三第二項又は第二十一条の二十二の規定に違反した者

二　第二十一条の十六の四第一項又は第二項の規定による届出を怠つた者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二十二条の規定並びに附則第六条、第十条及び第十一条の規定　公布の日から起算して一月を経過した日

二　第二十三条の規定　公布の日から起算して三月を経過した日

三　第七条から第九条までの規定　公布の日から起算して六月を経過した日

四　第十二条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

五　第二十一条中電波法第三十七条の改正規定　公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日

六　第十条の規定（消費生活用製品安全法別表の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

七　第十条中消費生活用製品安全法別表の改正規定、第二十一条の規定（電波法第三十七条の改正規定を除く。）及び第二十六条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（外国為替及び外国貿易管理法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第十条第三項（同法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所の名称若しくは位置の変更の許可を受けている者又はその申請を行つている者は、第五条の規定による改正後の外国為替及び外国貿易管理法第十条第四項（同法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行つたものとみなす。

（消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第十条の規定の施行前に、同条の規定による改正後の消費生活用製品安全法第二条第三項の政令の制定の立案をしようとするときは、第十条の規定による改正前の消費生活用製品安全法第八十九条第一項の規定の例による。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第十一条の規定による改正前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法第三十五条の規定による届出であつて第十一条の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る坑井の掘削に際し坑井内に注入する泥水の成分を変更し、又は当該坑井の位置を変更すべき旨の命令については、なお従前の例による。

（ガス事業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第十二条の規定の施行前に、同条の規定による改正後のガス事業法第三十九条の二第二項の政令の制定の立案をしようとするときは、ガス事業法第四十八条の規定の例による。

（作業環境測定法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第二十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の作業環境測定法（以下この条において「旧法」という。）第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十八条第一項の規定による認可を受けている者又はその申請を行つている者は、第二十二条の規定による改正後の作業環境測定法（以下この条において「新法」という。）第三十四条の二第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

2　第二十二条の規定の施行の際現に旧法第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第四十九条の規定による許可を受けている者又はその申請を行つている者は、新法第三十五条の二の規定による届出を行つたものとみなす。

（駐車場法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第二十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の駐車場法第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定による届出を行つた者は、それぞれ第二十四条の規定による改正後の駐車場法第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定による届出を行つたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第九条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十二第三項中「第八条ニ掲グル船舶ニ付第二条第一項第一号乃至第五号、第十号乃至第十二号ニ掲グル事項又ハ満載吃水線ノ検査」を「第八条第一項ニ掲グル船舶ニ付第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ満載喫水線ニ関スル検査（第八条第一項ノ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）

第十条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「第二十一条第二項第五号イ」及び「第二十三条第二項」の下に「（同法第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

（労働省設置法の一部改正）

第十一条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号中「指定講習機関」の下に「、指定登録機関」を加える。

第五条第三十号中「及び指定講習機関」を「、指定講習機関及び指定登録機関」に改める。

〔亀長友義君登壇、拍手〕

○亀長友義君　ただいま議題となりました許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る七月二十二日に臨時行政改革推進審議会の答申において指摘された事項のうち、社会経済環境の変化、民間能力の向上、技術革新の進展等に伴って不要ないし過剰あるいは不合理となっている規制を是正することにより、民間活動に対する制約を除去し、これとあわせて国際的に遜色のない開放性を有する市場の実現に資する観点から、当面法律改正を要する二十六法律四十二事項について、公的規制の整理、合理化を一括して行おうとするものであります。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣及び関係各大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、社会労働、商工、運輸、建設の四つの常任委員会との連合審査会を開くなど慎重な審査が行われました。

質疑の主な内容は、八省二十六法律にわたる改正を一括法案とすることと各常任委員会制度との整合性、今後の規制緩和の方針、内需拡大策、航空機関士搭乗義務規定の緩和と安全性の確保、地代家賃統制令廃止の是非及び廃止に伴う善後策、自己認証制導入に伴う消費者保護対策、今後の行政改革の進め方等広範多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局することを採決により決定した後、日本社会党を代表して野田理事より、航空法第六十五条第二項を改める規定及び地代家賃統制令を廃止する規定を削除することを内容とする修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穐山委員より原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して大島理事より原案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して内藤委員より原案に反対、修正案に賛成、公明党・国民会議を代表して原田理事より原案に賛成、修正案に反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より原案に賛成、修正案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、野田理事提出の修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る地代家賃統制令の廃止に当たって生活の激変緩和に配慮すること等六項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。梶原敬義君。

〔梶原敬義君登壇、拍手〕

○梶原敬義君　ただいま議題となりました許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案につきまして、日本社会党を代表し、反対の討論を行います。

議題となりました法律案は、二十六本の法案を一括まとめたものでありますが、二十六法案のうち二十二本については行革審答申関係、一本重複いたしますが五本はアクションプログラムの関係となっており、法案を提出するに至る経過も異なります。また、行革審の関係は総務庁長官、アクションプログラムの関係は特命事項担当大臣が担当であり、各法律の所管も大蔵省、厚生省、通産省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省に分かれております。

このように多岐にわたる法案を一括法案としたのは、中曽根内閣の体質から生まれたものであります。その体質とは、中曽根内閣の民主主義を軽視し、国民世論を操作し、国家主義的な統合を図らんとするものであります。その象徴がブレーン政治とも呼ばれる国会や正規の審議会を棚上げ

し、総理個人好みの人脈を結集させた各種諮問機関の乱用であります。

総理は、行革審、臨教審、国鉄再建監理委員会や、最近設置した首相の諮問機関である経済審議会などを初め、経済、外交、文化に至るまで懇談会を設置しております。そして、そうした各種機関の構成員を見ますと、財界人、官僚ＯＢ、学者、文化人の多くが複数の機関の委員となっております。こうした機関においてさまざまな政治的、経済的問題について結論を先に決めて諮問するようなものでありますから、答申は総理が好むものとなるのは見え見えであります。閣僚の靖国神社への公式参拝問題などはこの典型であります。

こうした政治姿勢は民主主義をゆがめるばかりではありません。例えば、国公有地の随意契約による民間への払い下げ、そして国鉄の民営・分割あるいは今回の規制の緩和などはいずれも巨額の利害が絡むものであり、きな臭い要素を持つのは明らかであります。例えば、国有財産関東地方審議会は、十一月に新宿区西戸山の再開発地約一万九千平方メートルを営利企業に売却することを答申しましたが、この企業などは都市計画事業施行者の認可も受けていない状態で払い下げを受けられることになりました。こうした例は国民だれもが疑惑を持って当然であります。しかも、報道によれば、この企業には総理の関係政治団体の幹事が介在しているとも言われております。

また、今回の一括法に盛り込まれております地代家賃統制令廃止法案一つをとりましても、昭和三十五年、三十八年は議員提案で廃案と、都合四回廃案となっております。こうした問題の多い法案を一括法案とすることは、最初から審議を阻害する目的であるとしか言いようがありません。

さらに、航空法六十五条を改めて、航空機関士搭乗義務に係る規制の緩和が盛り込まれておりますが、日本航空の実際に飛行機に乗り組んでいる乗務員の意見は全く聞かれなかったと聞いております。先ごろの日航機事故後の乗務員組合のアンケート調査においては、会社は抜本的な事故再発防止策をとると思うかという設問に対して、実に八一％の乗務員がノーと答えております。また、安全性の軽視については八五％の人が安全を軽視したフライトの経験があると答えております。彼らは、新機種とはいえ、今の段階で操縦室から航空機関士をおろすのは安全上から問題だと訴えております。

航空機売り込みに躍起となっている航空機メーカーやブレーンの言うことは一方的に聞くが、実際に実務に携わっている人の声は無視するというのが中曽根内閣でありましょうか。私は、こうした個人的人脈を優先させる政治こそ、我が国を危険な方向へ導き、子供たちの精神を荒廃させる源であると考えます。

毎日新聞の上西朗夫氏の「ブレーン政治」という本の中に次のように書かれております。「時として中曽根首相のブレーンたちは、官僚や国会に代わって重要法案を事実上起草、国会対策から組閣人事まで介入、さらに外交交渉の裏舞台でも大活躍」と。さらにこの本は、「ブレーン政治の盛況ぶりは、国会の無力化、無気力化と裏腹の関係にあるのだ。現に中曽根首相のある有力ブレーンが、われわれにまで」、これは記者ですが、「内外ともますます多事多難な折、いまの国会にまかせて何ができるか」といい、「国会がだらしないから、かわって国政の推進に当たっているのだ」という意識をもっている」と指摘をしています。こう書かれても仕方のない昨今の国会の状況ではないでしょうか。

私は、国会が、中曽根内閣の政治姿勢を憂い、議会政治の軽視も、民主主義の形骸化も許さないという姿勢を院内外に明らかにすべきであると訴えます。ブレーン政治はもとより、これまで営々として築いてきた国会における常任委員会制度を無視した権力集中型のかかる一括法案の提出を二度と行うべきではなく、また許すべきではないと考えます。本法案は、その提出のされ方、また内容が極めて有害無実であり、かかる法案を提出する中曽根内閣が危険な存在であることを強調いたしまして、私の反対討論を終わります。

（拍手）

○議長（木村睦男君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（木村睦男君）　日程第四　特定石油製品輸入暫定措置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長下条進一郎君。

審査報告書

特定石油製品輸入暫定措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年十二月十二日

商工委員長　下条進一郎

参議院議長　木村　睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際石油製品市場の拡大に伴つて我が国がこれまで輸入を行つていなかつた揮発油等の石油製品についても輸入を行つていく必要性が高まつていることにかんがみ、その輸

入が円滑に行われることを確保するため、当分の間、揮発油等の輸入の事業について登録を行い、品質の確保に関する勧告ができることとする等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、本委員会における審議の経過をふまえ、本法が国際石油製品市場における需給緩和が想定される期間における臨時的な暫定措置であるという性格にかんがみ、石油に関する基本法制である石油業法及び石油行政のあり方等についての抜本的な見直しを中期的課題として強く求められている状況等を十分に考慮し、石油をめぐる内外諸情勢の変化に敏速かつ的確に対応しつつ、本法施行期間中においても法の廃止措置を含め本法の見直しについて随時検討を行い、適切な対策を講ずべきである。

右決議する。

特定石油製品輸入暫定措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年十一月二十六日

衆議院議長　坂田　道太

参議院議長　木村　睦男殿

（小字及び▬は衆議院修正）

特定石油製品輸入暫定措置法案

特定石油製品輸入暫定措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、最近における石油製品貿易をめぐる国際環境の著しい変化等に対応し、特定石油製品の輸入を円滑に進めるため、特定石油製品の輸入の事業に関し必要な暫定措置を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「特定石油製品」とは、揮発油、灯油及び軽油をいう。

（登録）

第三条　特定石油製品の輸入の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、特定石油製品の種類ごとに、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

（登録の欠格条項）

第四条　次の各号の一に該当する者は、前条の登録を受けることができない。

一　前条の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

（登録の基準）

第五条　通商産業大臣は、第三条の登録の申請が次の各号に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

一　申請に係る特定石油製品の輸入量が変動した場合にその他の石油製品（石油業法（昭和三十七年法律第百二十八号）第二条第二項の石油製品をいう。）の生産量に影響を及ぼすことなく当該特定石油製品の生産量を変更するために必要な設備として通商産業省令で定める設備を有すること。

二　申請に係る特定石油製品若しくは原油を貯蔵するために必要な施設であつて通商産業省令で定める基準に適合するものを有すること又はこれに準ずるものとして通商産業省令で定める要件に適合する措置が講じられていること。

三　申請に係る特定石油製品で輸入されるものについてその品質を調整し当該特定石油製品の使用者の需要に適合させるために必要な設備として通商産業省令で定める設備を備えていること。

（承継）

第六条　第三条の登録を受けた者（以下「特定石油製品輸入業者」という。）について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その特定石油製品輸入業者の地位を承継する。ただし、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第四条各号の一に該当するときは、この限りでない。

2　前項の規定により特定石油製品輸入業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（事業の廃止の届出）

第七条　特定石油製品輸入業者は、当該特定石油製品の輸入の事業を廃止したときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第八条　通商産業大臣は、特定石油製品輸入業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第四条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第五条各号の一に適合しなくなつたとき。

三　不正の手段により第三条の登録を受けたとき。

（品質に関する勧告）

第九条　通商産業大臣は、特定石油製品輸入業者が輸入した特定石油製品で販売しようとするものの品質が当該特定石油製品の使用者の需要に

適合していないと認めるときは、当該特定石油製品輸入業者に対し、その輸入に係る特定石油製品の品質の確保に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（特定石油製品輸入業者の努力）

第十条　特定石油製品輸入業者は、国際的な石油製品市場の動向に応じて特定石油製品の円滑な輸入に努めなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十一条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定石油製品輸入業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定石油製品輸入業者の事務所又は事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（石油業法の特例）

第十二条　石油業法第十二条第一項及び第十四条の規定は、特定石油製品の輸入の事業については、適用しない。

2　特定石油製品輸入業者に係る石油業法第十二条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第二十一条の規定の適用については、特定石油製品輸入業者は、同法第十二条第二項に規定する石油輸入業者とみなす。

（罰則）

第十三条　第三条の登録を受けないで特定石油製品の輸入の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十四条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第二項又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十一条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（廃止）

2　この法律は、昭和六十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

（罰則に関する経過措置）

3　この法律の施行前にした石油業法第十二条第一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正）

4　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十三号の二を第三十三号の三とし、第三十三号の次に次のように加える。

三十三の二　特定石油製品輸入業者の登録	
特定石油製品輸入暫定措置法（昭和六十年法律第　号）第三条（登録）の特定石油製品輸入業者の登録	登録件数　一件につき十五万円

〔下条進一郎君登壇、拍手〕

○下条進一郎君　ただいま議題となりました特定石油製品輸入暫定措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の国際石油情勢の緩和に伴い、揮発油等の石油製品の国際市場が拡大し、我が国もこれまで輸入を行っていなかった石油製品について輸入を行う必要性が生じたため、当分の間、揮発油等の輸入業者について登録を行い、輸入の円滑化を図るとともに、品質の確保に関する勧告ができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際石油情勢の見通し、我が国石油業界の諸問題、特定石油製品輸入業者の登録要件、衆議院での修正の経緯などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党福間理事より反対、自由民主党・自由国民会議松岡理事より賛成、日本共産党市川理事より反対、参議院の会木本委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しては、内外石油情勢の変化に対応して、適宜適切に本法の見直しをするべきであるとの附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十五分散会

出席者は左のとおり。

議長　木村　睦男君

副議長　阿具根　登君

議員

中野　鉄造君　矢原　秀男君
抜山　映子君　大川　清幸君
馬場　富君　鶴岡　洋君
小西　博行君　太田　淳夫君
服部　信吾君　藤原　房雄君
中村　鋭一君　井上　計君
沖　外夫君　中野　明君
三木　忠雄君　飯田　忠雄君
柳澤　錬造君　山田　勇君
宮澤　弘君　杉山　令肇君
塩出　啓典君　原田　立君
黒柳　明君　和田　教美君
福岡日出麿君　宮田　輝君
田代富士男君　多田　省吾君
高桑　栄松君　中西　珠子君
田渕　哲也君　鳩山威一郎君
鈴木　一弘君　二宮　文造君
白木義一郎君　伏見　康治君
藤井　恒男君　関　嘉彦君
服部　安司君　田中　正巳君
中山　千夏君　木本平八郎君
青木　茂君　下村　泰君
山田耕三郎君　秦　豊君
喜屋武眞榮君　青島　幸男君
石井　道子君　石井　一二君
浦田　勝君　大浜　方栄君
岡野　裕君　海江田鶴造君
宮島　滉君　小島　静馬君
松浦　功君　福田　宏一君
仲川　幸男君　高木　正明君
関口　恵造君　梶原　清君
名尾　良孝君　沢田　一精君
佐々木　満君　後藤　正夫君
長谷川　信君　北　修二君
堀内　俊夫君　高平　公友君
夏目　忠雄君　坂野　重信君
斎藤栄三郎君　山東　昭子君
岡田　広君　上條　勝久君
中村　太郎君　遠藤　要君
熊谷太三郎君　源田　実君
中山　太郎君　藏内　修治君
植木　光教君　岩動　道行君
古賀雷四郎君　土屋　義彦君
大城　眞順君　川原新次郎君
田沢　智治君　内藤　健君
藤田　栄君　吉村　眞事君
吉川　芳男君　吉川　博君
矢野俊比古君　前島英三郎君
倉田　寛之君　佐藤栄佐久君
志村　哲良君　杉元　恒雄君
曽根田郁夫君　竹山　裕君
藤井　孝男君　大河原太一郎君
岡部　三郎君　大木　浩君
岩本　政光君　井上　孝君
松尾　官平君　降矢　敬義君
真鍋　賢二君　岩崎　純三君
井上　吉夫君　遠藤　政夫君
金丸　三郎君　亀長　友義君
下条進一郎君　斎藤　十朗君
伊江　朝雄君　亀井　久興君
大鷹　淑子君　大島　友治君
安孫子藤吉君　林　迪君
藤田　正明君　山内　一郎君
西村　尚治君　加藤　武徳君
初村滝一郎君　桧垣徳太郎君
長田　裕二君　鈴木　省吾君
世耕　政隆君　増田　盛君
森山　眞弓君　野末　陳平君
柳川　覺治君　工藤万砂美君
水谷　力君　添田増太郎君
田　英夫君　出口　廣光君
林　健太郎君　藤野　賢二君
星　長治君　松岡満寿男君
大坪健一郎君　前田　勲男君
岩上　二郎君　谷川　寛三君
井上　裕君　田代由紀男君
高杉　廸忠君　林　寛子君
藤井　裕久君　成相　善十君
堀江　正夫君　増岡　康治君
山本　富雄君　最上　進君
坂元　親男君　原　文兵衛君
志村　愛子君　梶木　又三君
小林　国司君　小山　一平君
浜本　万三君　石本　茂君
嶋崎　均君　河本嘉久蔵君
安田　隆明君　山崎　竜男君
上田　稔君　久保　亘君
安永　英雄君　梶原　敬義君
稲村　稔夫君　菅野　久光君
吉川　春子君　下田　京子君
糸久八重子君　久保田真苗君
本岡　昭次君　佐藤　昭夫君
近藤　忠孝君　山田　譲君
佐藤　三吾君　大森　昭君
松前　達郎君　安武　洋子君
内藤　功君　村沢　牧君
丸谷　金保君　矢田部　理君
志苫　裕君　福間　知之君
山中　郁子君　橋本　敦君
野田　哲君　対馬　孝且君

粕谷　照美君　　片山　甚市君
赤桐　操君　　立木　洋君
神谷信之助君　　穐山　篤君
松本　英一君　　竹田　四郎君
小笠原貞子君　　市川　正一君
大木　正吾君　　上野　雄文君
中村　哲君　　瀬谷　英行君
秋山　長造君　　上田耕一郎君

国務大臣

大蔵大臣　竹下　登君
通商産業大臣　村田敬次郎君
郵政大臣　左藤　恵君
国務大臣（総務庁長官）　後藤田正晴君

議長の報告事項

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任　補欠
関　嘉彦君　栗林　卓司君

大蔵委員

辞任　補欠
栗林　卓司君　小西　博行君

文教委員

辞任　補欠
小西　博行君　関　嘉彦君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第五号）　大蔵委員会に付託

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二回国会閣法第八二号）　文教委員会に付託

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（第百二回国会閣法第八三号）　農林水産委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

F4ファントムの試改修に関する質問主意書（秦豊君提出）

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
穐山　篤君　和田　静夫君
小野　明君　村沢　牧君

法務委員

辞任　補欠
橋本　敦君　安武　洋子君

文教委員

辞任　補欠
中西　珠子君　高桑　栄松君

社会労働委員

辞任　補欠
和田　静夫君　穐山　篤君
高桑　栄松君　中西　珠子君

農林水産委員

辞任　補欠
村沢　牧君　小野　明君

建設委員

辞任　補欠
安武　洋子君　橋本　敦君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

商工委員会

理事　福間　知之君（福間知之君の補欠）

運輸委員会

理事　矢原　秀男君（矢原秀男君の補欠）

通信委員会

理事　片山　甚市君（片山甚市君の補欠）

同日委員長から次の報告書が提出された。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第五号）審査報告書

日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書審査報告書

同日内閣から、参議院議員二宮文造君提出土地区画整理事業施行地区の市街化促進に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十二月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出ＯＴＨレーダーに関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十二月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく昭和五十九年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
村沢　牧君　小野　明君
和田　静夫君　穐山　篤君

地方行政委員

辞任　補欠
上野　雄文君　寺田　熊雄君

法務委員

辞任　補欠
寺田　熊雄君　上野　雄文君
安武　洋子君　橋本　敦君

文教委員
辞任　補欠
高桑　栄松君　中西　珠子君
社会労働委員
辞任　補欠
稲山　嘉君　和田　静夫君
中西　珠子君　高桑　栄松君
農林水産委員
辞任　補欠
小野　明君　村沢　牧君
建設委員
辞任　補欠
橋本　敦君　安武　洋子君
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
F4ファントムの試改修に関する質問主意書（秦豊君提出）
昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任　補欠
板垣　正君　志村　哲良君
矢田部　理君　久保田真苗君
外務委員
辞任　補欠
久保田真苗君　矢田部　理君
建設委員
辞任　補欠
志村　哲良君　板垣　正君

決算委員
辞任　補欠
青島　幸男君　下村　泰君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
農林水産委員会
理事　村沢　牧君（村沢牧君の補欠）
同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三号）
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）
特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第七号）
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第八号）　内閣委員会に付託
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）　法務委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）（衆第三号）
同日委員長から次の報告書が提出された。
許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案（閣法第一号）審査報告書
特定石油製品輸入暫定措置法案（閣法第四号）審査報告書
同日国立国会図書館長から、国立国会図書館法第六条の規定による昭和五十九年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭和六十年十二月十三日　参議院会議録第八号

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話　東京　五八二　四四二（大代）
〒105
定価一部
四〇円